

障がい者支援・えべつ21プラン

第5期障がい者福祉計画

令和3（2021）年度～令和8（2026）年度

第6期障がい福祉計画／第2期障がい児福祉計画

令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

令和3（2021）年3月

北海道江別市

は じ め に

新型コロナウイルス感染症の流行により世界中が歴史的な危機に直面しており、国、地方、事業者、市民が協力して感染症拡大防止に向けた対策を図る中で、本市におきましても、感染症予防についての相談対応や事業者向けの支援など様々な取組を進めてまいりました。

そうした中でも、少子高齢化や出生率の低下による少子化などの課題は進行しており、国と地方全体でこうした人口構造の変化などに一つ一つ対応していく必要があります。

また、近年は、大雨や地震などの災害が全国各地で発生しており、災害の発生などのリスクを意識して、平常時から避難先の確保など準備を進めておくことが重要であります。

このような状況の中、障がいのある方が住み慣れた地域で、安全・安心に生活していくためには、地域全体での支え合いが重要であり、こうした地域での支え合いの強化が、災害や感染症が発生した場合などの日常生活に制限がある状況時の地域での安心に繋がるものと考えております。

こうした情勢などを踏まえ、本計画では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を計画の基本理念として掲げ、障がい福祉施策の基本的方向とサービス提供体制の整備を推進するためのサービス見込量や数値目標等を定めることにより、すべての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指してまいります。

この基本理念の実現のためには、市民をはじめ、関係機関などの協力が必要不可欠であると考えておりますので、今後とも、障がい福祉政策の展開や発展のために、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、アンケート調査、団体ヒアリング、パブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民並びに関係者に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

江別市長 三好 洋

目 次

第1章 計画策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画策定の基本的方向	4
4. 計画の期間	6
5. 計画の対象者	6
6. 計画策定の過程	7
第2章 障がいのある方の状況	8
1. 障がい者・障がい児の数	8
2. 障がい者・障がい児を取り巻く状況	25
3. サービス提供体制の現状	28
第3章 障がい福祉施策等の進捗状況	30
1. 第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況	30
2. 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況	31
3. 障害福祉サービスの実績	34
4. 地域生活支援事業の実績	38
第4章 障がい福祉の課題	40
1. アンケート調査の結果	40
2. 団体ヒアリングの結果	58
3. 課題の整理	60
第5章 計画の基本的な考え方	62
1. 基本理念と基本目標	62
2. 計画の施策体系	63
第6章 第5期障がい者福祉計画	64
1. 目標の設定	64
2. 計画の内容	65

第7章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画	79
1. 令和5（2023）年度の目標値	79
2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性	82
3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性	87
4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性	89
5. 相談支援体制の充実・強化等	91
第8章 計画の実現に向けて	93
1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり	93
2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり	93
資料編	95
資料1 障がい者支援・えべつ21プラン（第5期障がい者福祉計画、 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画）策定経過	97
資料2 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿	98
資料3 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱	99
資料4 江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱	100
資料5 市民意見募集の結果概要	101
資料6 特別支援学級設置状況	103
資料7 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧	105
資料8 用語解説	110
本文中の※印が記載されている用語は、用語解説を参照	

第 1 章 計画策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

江別市では、障がい者施策の推進のため、平成 27（2015）年 3 月には、「障害者基本法※（昭和 45 年法律第 84 号）」に基づく「第 4 期障がい者福祉計画」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、障害者総合支援法※といいます。）」に基づく「第 4 期障がい福祉計画」を、平成 30（2018）年 3 月には、「第 5 期障がい福祉計画」と「児童福祉法※（昭和 22 年法律第 164 号）」に基づく「第 1 期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ 2 1 プラン」として一体的に策定し、各種施策の展開を図ってまいりました。

このうち、障がい福祉に関する施策の展開、実施について定めた中長期的な計画である「第 4 期障がい者福祉計画」の計画期間は、平成 27（2015）年度から令和 2（2020）年度までの 6 年間となっています。また、障害福祉サービス※の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保する方策を示す「第 5 期障がい福祉計画」と、発達に不安や障がいのある児童の支援に必要なサービス見込量等を定めた「第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までの 3 年間となっています。このため、令和 2（2020）年度をもって、現計画の見直しを迎えることとなりました。

近年の障がい者施策等に係る法整備としては、平成 30（2018）年 6 月に、障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じて障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）」が施行され、令和元（2019）年 6 月には、障がいのある方の読書環境の整備を推進することを目的とした「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第 49 号）」が施行されました。

また、令和 2（2020）年 6 月には、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会の実現を目指し、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」が公布され、「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）」が改正されました。

このほか、農林水産省では、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組に対して支援することにより、全国各地において様々な形での農福連携※の取組が行われています。

江別市では、手話が言語であることに対する市民の理解の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話が言語であるとの認識を広く市民に普及し、あらゆる場面で手話を使いやすい社会を実現することを目的として「江別市手話言語条例」を平成 30（2018）年に制定し、平成 31（2019）年 4 月から施行しました。

このような中で国では、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和 2 年厚生労働省告示第 213 号）」（以下「基本指針」といいます。）が策定され、これを踏まえ江別市では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を基本理念として、令和 8（2026）年度を目標年度として障がい福祉施策の基本的方向を定めた「第 5 期障がい者福祉計画」と、サービス提供体制への取組を推進するためのサービス見込量や数値目標等を定めた「第 6 期障がい福祉計画」及び「第 2 期障がい児福祉計画」を「障がい者支援・えべつ 21 プラン（以下「本計画」といいます。）」として一体的に策定しました。

<障がい者施策をめぐる近年の法整備等>

■ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 ■

障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じて障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とする法律です。文化芸術の鑑賞の機会の拡大や文化芸術の創造の機会の拡大等の基本的施策について定められています。平成30（2018）年6月13日施行。

■ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法） ■

視覚障がいや発達障がい[※]、肢体不自由等の障がいのある方の読書環境の整備を推進することを目的とする法律です。視覚障がい者等が利用しやすい書籍の充実や円滑な利用のための支援等の基本的施策について定められています。令和元（2019）年6月28日施行。

■ 社会福祉法 ■

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備に関する事項として、地域福祉の推進に関する事項や重層的支援体制の整備に関する事項が盛り込まれました。令和 2（2020）年 6 月改正。

■ 農福連携 ■

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持って社会参加を実現していく取組です。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

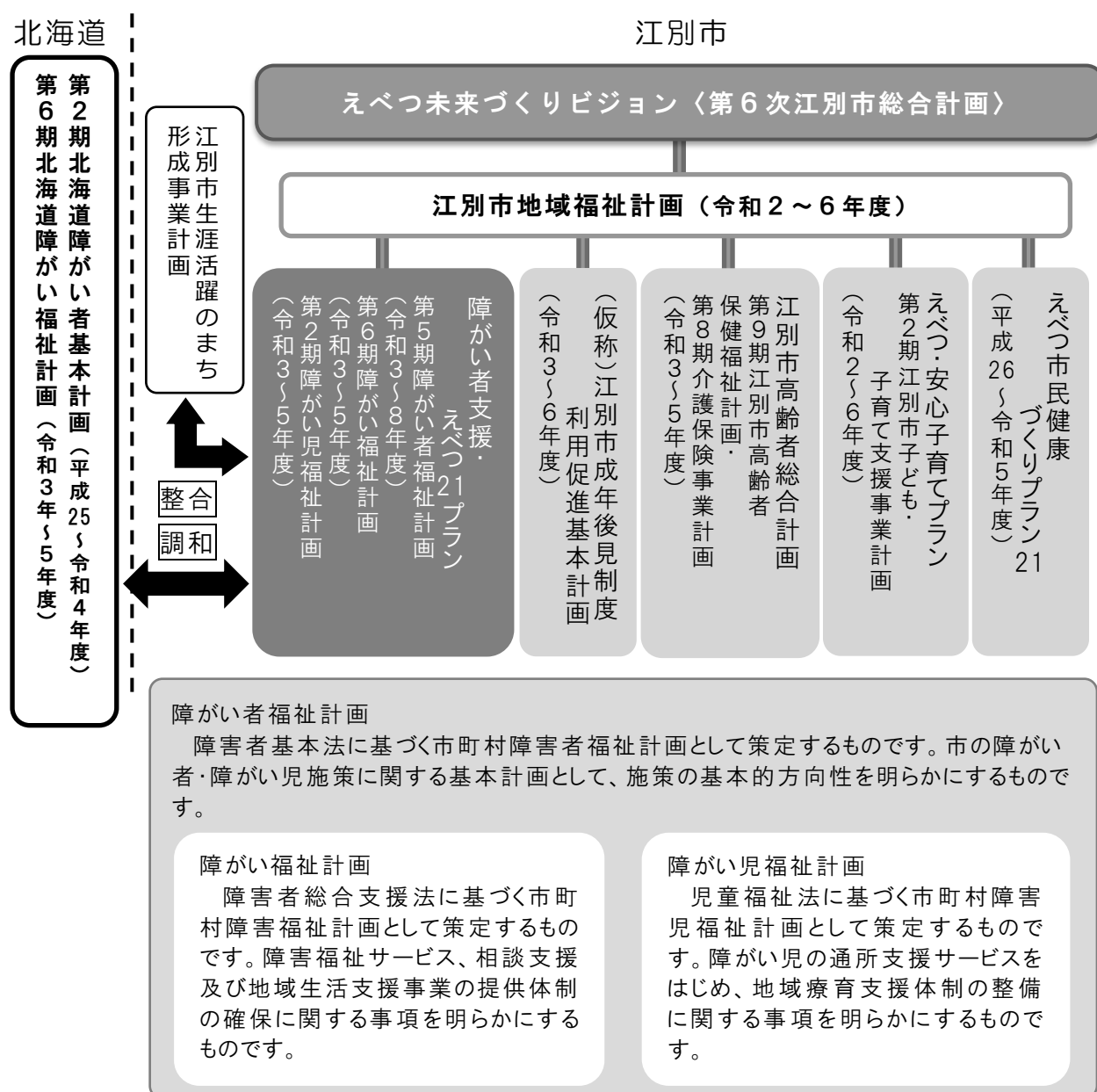
農林水産省では、令和元（2019）年6月に農福連携等推進ビジョンを策定し、農業の発展や障がい者等の一層の社会参加等を促進しており、近年、全国各地において、様々な形で農福連携の取組が行われています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者福祉計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障がい者・障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「障がい者福祉計画」は障がい福祉に関する施策の展開、実施に関する中長期的な方向性を示す基本計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画で、「障がい者福祉計画」の実施計画と位置づけています。

計画の策定に当たっては、国の基本指針や道の計画等を踏まえるとともに、最上位計画である「第6次江別市総合計画」や、「江別市地域福祉計画」、「江別市高齢者総合計画」、「江別市子ども・子育て支援事業計画」等の関連計画、「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」との整合を図ります。



3. 計画策定の基本的方向

(1) 計画策定の基本的な考え方

「第4期障がい者福祉計画」、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」において、基本理念及び基本目標に共生社会の形成やノーマライゼーション[※]の推進等を掲げ、地域社会における共生の実現に向けた取組を行っています。

本計画策定の基本的な考え方として、前計画の基本理念や基本目標を尊重し、枠組み及び施策を継承することとしています。

また、国の基本指針や道の計画等を踏まえ、サービス見込量等の数値目標を定めるとともに、必要な事業を追加します。

(2) 新制度への対応

本計画の基本理念、基本目標及び施策については、現行計画の基本的な考え方を踏襲しますが、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等、法改正に伴う部分については、基本施策の中に新たな事業を設定して対応します。

(3) 計画策定の視点

今回の計画策定においては、現行の「第4期障がい者福祉計画」、「第5期障がい福祉計画」及び「第1期障がい児福祉計画」の施策の実施状況を点検、評価するとともに、対象者等へのアンケート調査、関係団体へのヒアリング等を行い、その結果を踏まえて計画を策定します。

(4) 江別版「生涯活躍のまち」構想との整合

平成29(2017)年3月に策定した江別版「生涯活躍のまち」構想は、すべての江別市民が市外に転出することなく、生涯にわたって暮らし続けられるまちづくりの実現を目指すため、若年層や高齢者、障がい者等を含めた多様な主体との交流を図るとともに、市内4つの大学等、江別市が有する特色ある地域資源を活用することで、様々な地域課題の解決に寄与する仕組みを構築しようとするものです。

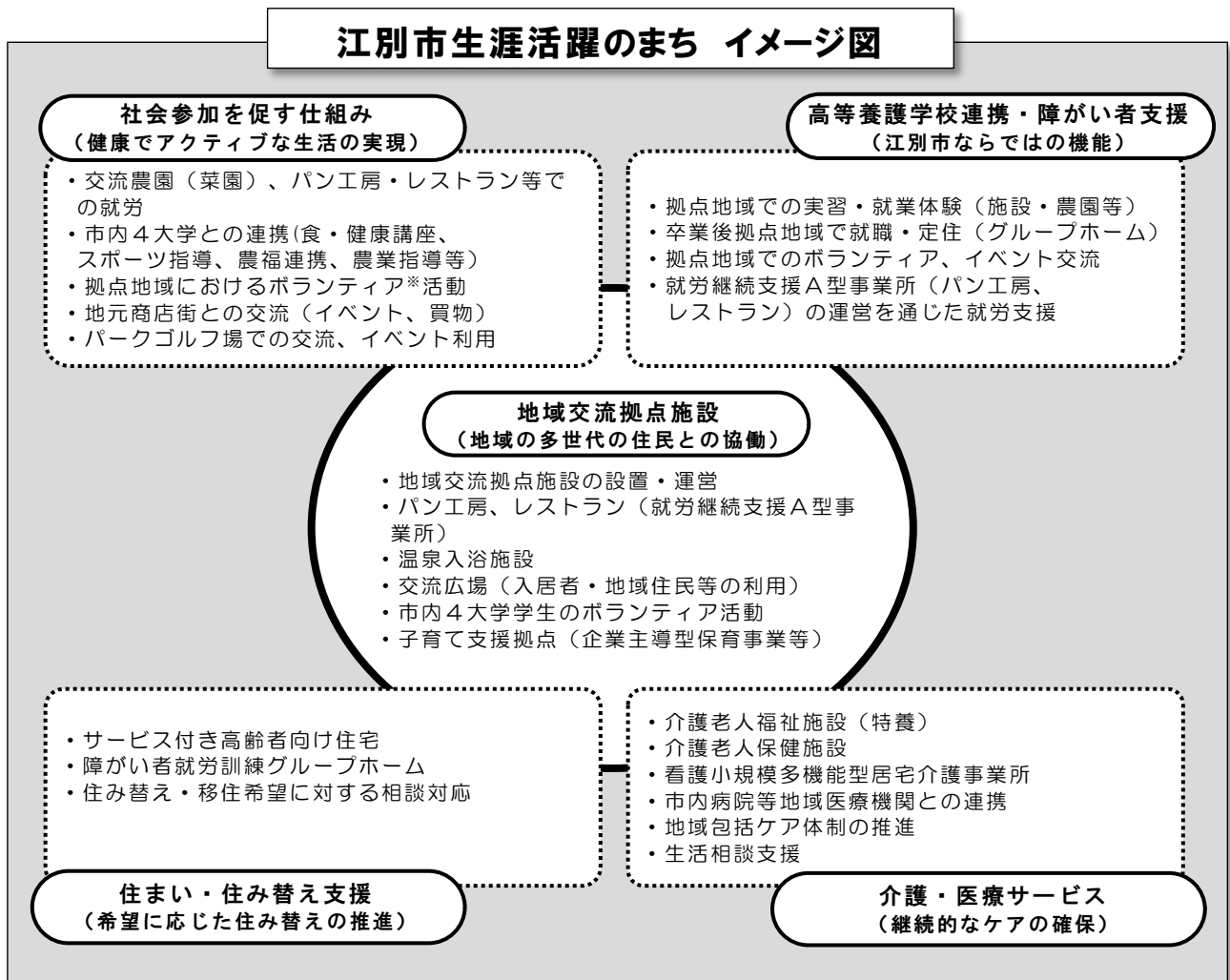
この構想では、大麻地区にある札幌盲学校跡地の一部を拠点地域とし、拠点地域での活力ある地域づくりを中心としながら、周辺にある様々な社会資源（商店街、大学等）と連携することで、大麻地区全体で、将来的に江別市全体に取組を波及させる「タウン型モデル」として推し進めていくこととしています。

こうしたまちづくりを進め、さらに拠点地域の隣接地に高等養護学校の誘致が実現した際の相乗効果により、アクティブシニア、若年層、障がい者等多様な主体がともに支え合う「共生のまち」を目指しています。

また、この構想の具体的な事業内容等を詳細に定める計画として、令和 2（2020）年 3 月に「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」を策定しました。

この事業計画では、障がい者の就労や社会活動、住まい、医療、介護、生活支援について一体的かつ継続的に提供する「生涯活躍のまち」を整備することとしております。具体的には、コーディネーターによる就労窓口での支援のほか、就労継続支援 A 型事業所やグループホーム（共同生活援助）の整備等障がい者に関連する事業が記載されています。

このことから、本計画においては、江別版「生涯活躍のまち」構想及びその具体的な計画である「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」との整合を図りながら、障がいのある方に対応した地域包括ケアの推進に努めます。



4. 計画の期間

「第5期障がい者福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とし、「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の計画期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。

ただし、国や道の施策の動向や社会情勢の変化等に対応する必要がある場合は、計画の見直しを行います。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
第4期障がい者福祉計画						第5期障がい者福祉計画					
第4期 障がい福祉計画			第5期 障がい福祉計画			第6期 障がい福祉計画					
			第1期 障がい児福祉計画			第2期 障がい児福祉計画					

5. 計画の対象者

「障がい者福祉計画」は、障がいのある方やその家族、地域、企業（事業所）及び行政等、すべての個人及び団体を対象とします。

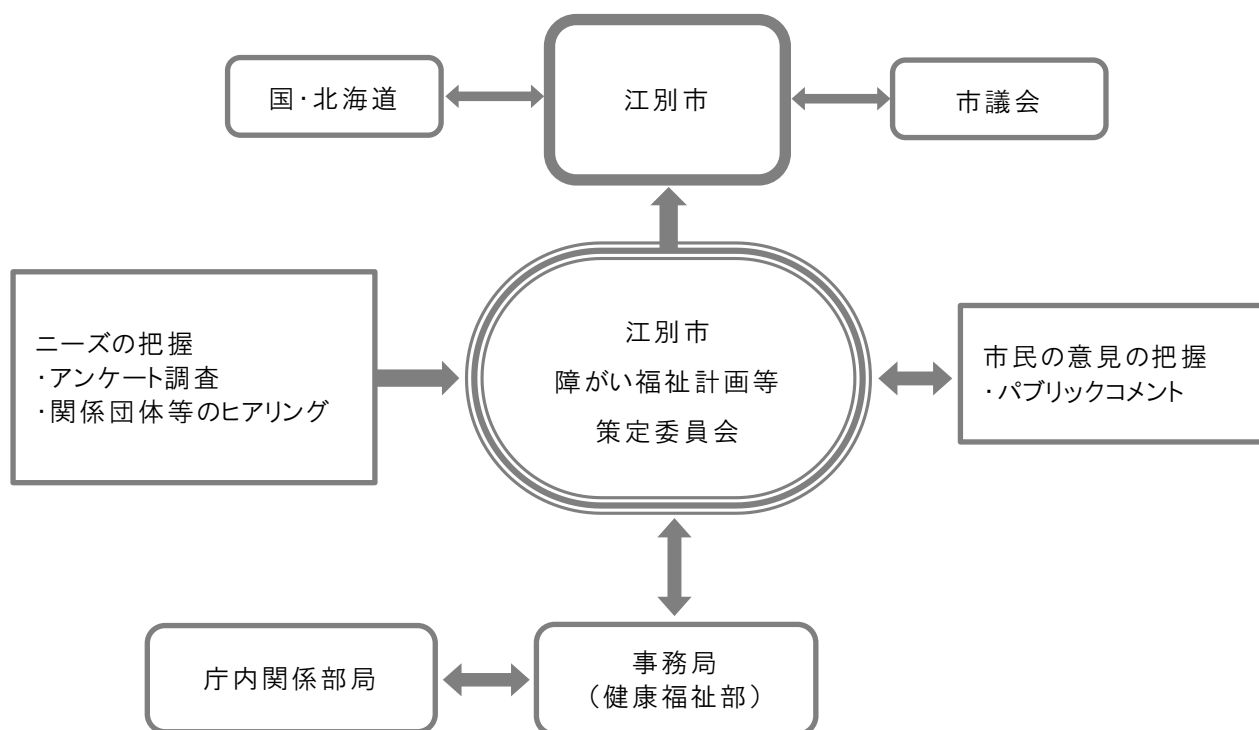
「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障害者総合支援法第4条」及び「障害者基本法第2条第1項」並びに「児童福祉法第4条第2項」に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がい[※]を含む。）、難病[※]及びその他の心身の機能の障がい[※]があって、その障がいと社会的障壁[※]のために、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けている方々を対象とします。

6. 計画策定の過程

本計画の策定に当たっては、学識経験者、障がい関連団体の代表者及び公募市民等により、江別市障がい福祉計画等策定委員会を設置し、具体的な検討や審議を行いました。

また、対象者等へのアンケート調査や、関係団体等へのヒアリングを実施しその結果を、計画策定のための資料として活用しました。

さらに、本計画は、今後6年間の障がい福祉施策に関する江別市の基本的な考え方を示すものであることから、計画案を広く市民に公表し意見等を求めるため、パブリックコメント（市民意見の公募）を実施し、その結果を踏まえ計画を策定しました。



第2章 障がいのある方の状況

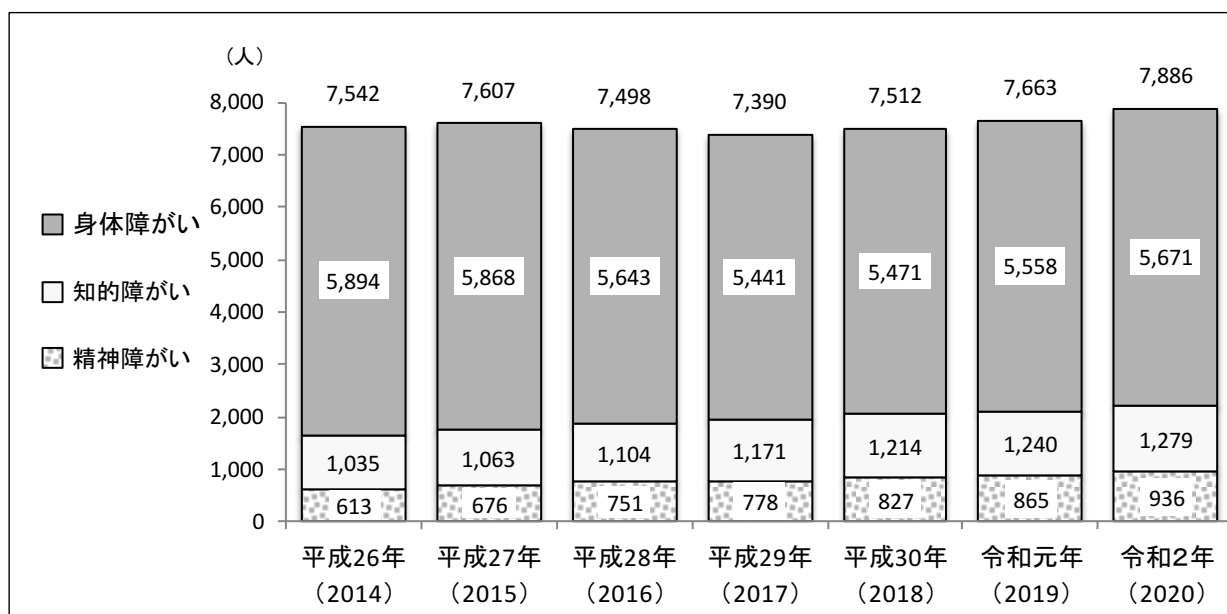
1. 障がい者・障がい児の数

(1) 人口と障がい者数

本市の身体障害者手帳等の所持者数（令和2（2020）年4月1日現在、18歳未満を含む、以下特に断りのない限り同様）は全体で7,886人、その内訳は身体障がい者[※]が5,671人、知的障がい者[※]が1,279人、精神障がい者[※]が936人となっています。

総人口に占める割合は、身体障がい者は4.73%、知的障がい者は1.07%、精神障がい者は0.78%となっています。平成26（2014）年からは、知的障がいと精神障がいは増加傾向にあります。

身体障害者手帳等の所持者数の推移



（単位：人、％）

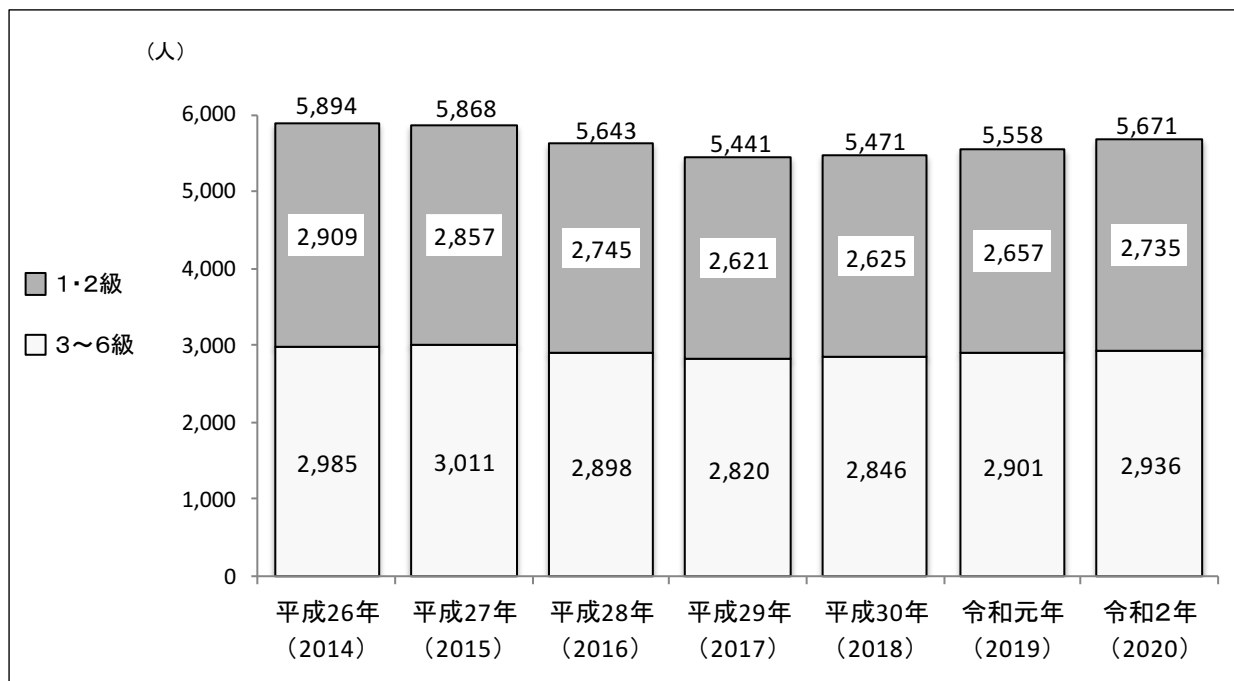
区分	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	120,335	119,587	119,250	118,979	118,971	119,510	119,883
身体障がい者	5,894	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671
総人口比	4.90%	4.91%	4.73%	4.57%	4.60%	4.65%	4.73%
知的障がい者	1,035	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279
総人口比	0.86%	0.89%	0.93%	0.98%	1.02%	1.04%	1.07%
精神障がい者	613	676	751	778	827	865	936
総人口比	0.51%	0.57%	0.63%	0.65%	0.70%	0.72%	0.78%
障がい者計	7,542	7,607	7,498	7,390	7,512	7,663	7,886
総人口比	6.27%	6.36%	6.29%	6.21%	6.31%	6.41%	6.58%

※各障がい者数は手帳所持者数：各年4月1日現在、総人口は住民基本台帳人口：各年10月1日現在

(2) 身体障がい者

身体障がい者は、令和2（2020）年4月1日現在の手帳所持者は5,671人となっています。障がいの程度別の状況は、1・2級が2,735人（全体の48.2%）、3～6級が2,936人（同51.8%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



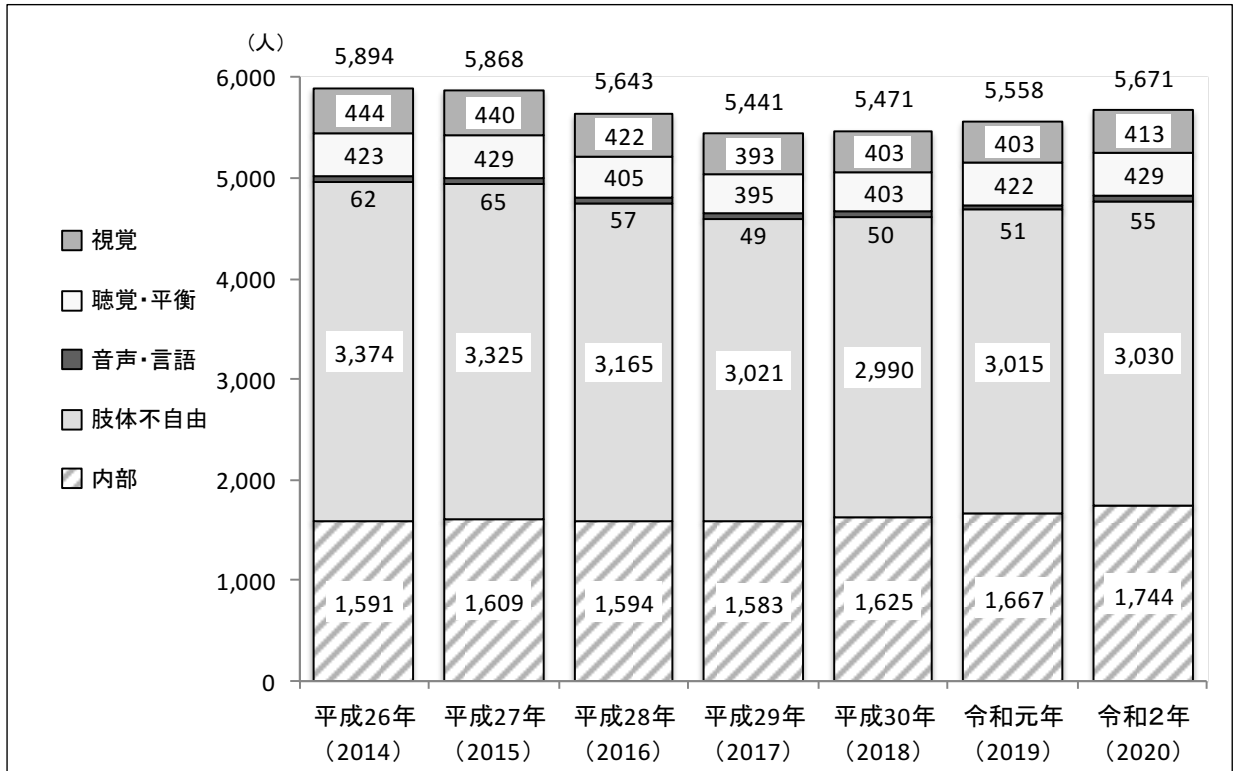
（単位：人、％）

区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	
身体障がい者合計	5,894	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671	
人数・構成比	1・2級	2,909	2,857	2,745	2,621	2,625	2,657	2,735
	構成比	49.4%	48.7%	48.6%	48.2%	48.0%	47.8%	48.2%
	3～6級	2,985	3,011	2,898	2,820	2,846	2,901	2,936
	構成比	50.6%	51.3%	51.4%	51.8%	52.0%	52.2%	51.8%

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

障がい部位別の状況は、肢体不自由が3,030人（同53.4%）、次いで内部障がい1,744人（同30.8%）、聴覚・平衡機能障がい429人（同7.6%）、視覚障がい413人（同7.3%）、音声・言語機能障がい55人（同1.0%）となっています。

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい部位別）



(単位：人、%)

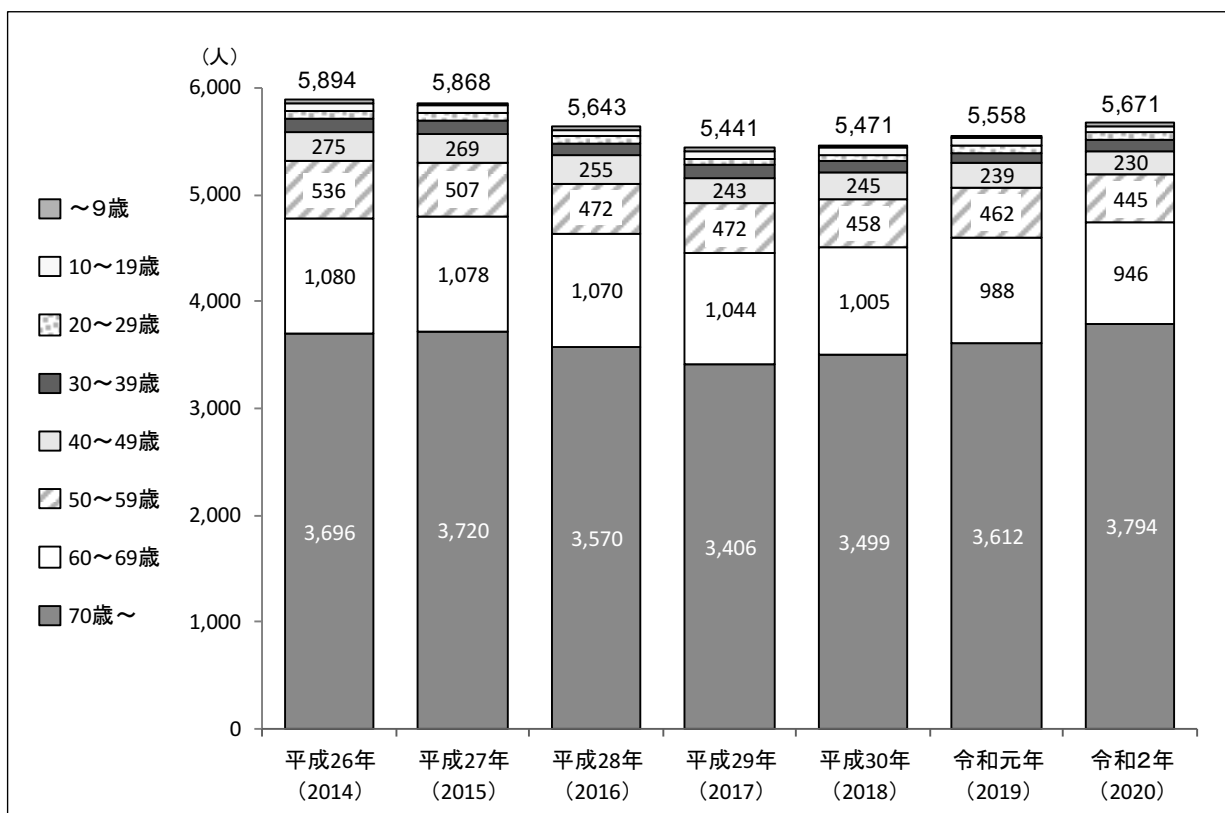
区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	
身体障がい者合計	5,894	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671	
人数・構成比	視覚	444	440	422	393	403	403	413
	構成比	7.5%	7.5%	7.5%	7.2%	7.4%	7.3%	7.3%
	聴覚・平衡	423	429	405	395	403	422	429
	構成比	7.2%	7.3%	7.2%	7.3%	7.4%	7.6%	7.6%
	音声・言語	62	65	57	49	50	51	55
	構成比	1.1%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	1.0%
	肢体不自由	3,374	3,325	3,165	3,021	2,990	3,015	3,030
構成比	57.2%	56.7%	56.1%	55.5%	54.7%	54.3%	53.4%	
内部	1,591	1,609	1,594	1,583	1,625	1,667	1,744	
構成比	27.0%	27.4%	28.2%	29.1%	29.7%	30.0%	30.8%	

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和2（2020）年は70歳以上が3,794人（同66.9%）、次いで60～69歳が946人（同16.7%）となっており、60歳以上が83.6%となっています。

身体障害者手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	
身体障がい者合計	5,894	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671	
人数・構成比	～9歳	32	30	30	31	26	29	26
	構成比	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%
	10～19歳	75	74	67	71	66	61	54
	構成比	1.3%	1.3%	1.2%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%
	20～29歳	67	68	63	62	65	71	76
	構成比	1.1%	1.2%	1.1%	1.1%	1.2%	1.3%	1.3%
	30～39歳	133	122	116	112	107	96	100
	構成比	2.3%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	1.7%	1.8%
	40～49歳	275	269	255	243	245	239	230
	構成比	4.7%	4.6%	4.5%	4.5%	4.5%	4.3%	4.1%
50～59歳	536	507	472	472	458	462	445	
構成比	9.1%	8.6%	8.4%	8.7%	8.4%	8.3%	7.8%	
60～69歳	1,080	1,078	1,070	1,044	1,005	988	946	
構成比	18.3%	18.4%	19.0%	19.2%	18.4%	17.8%	16.7%	
70歳～	3,696	3,720	3,570	3,406	3,499	3,612	3,794	
構成比	62.7%	63.4%	63.3%	62.6%	64.0%	65.0%	66.9%	

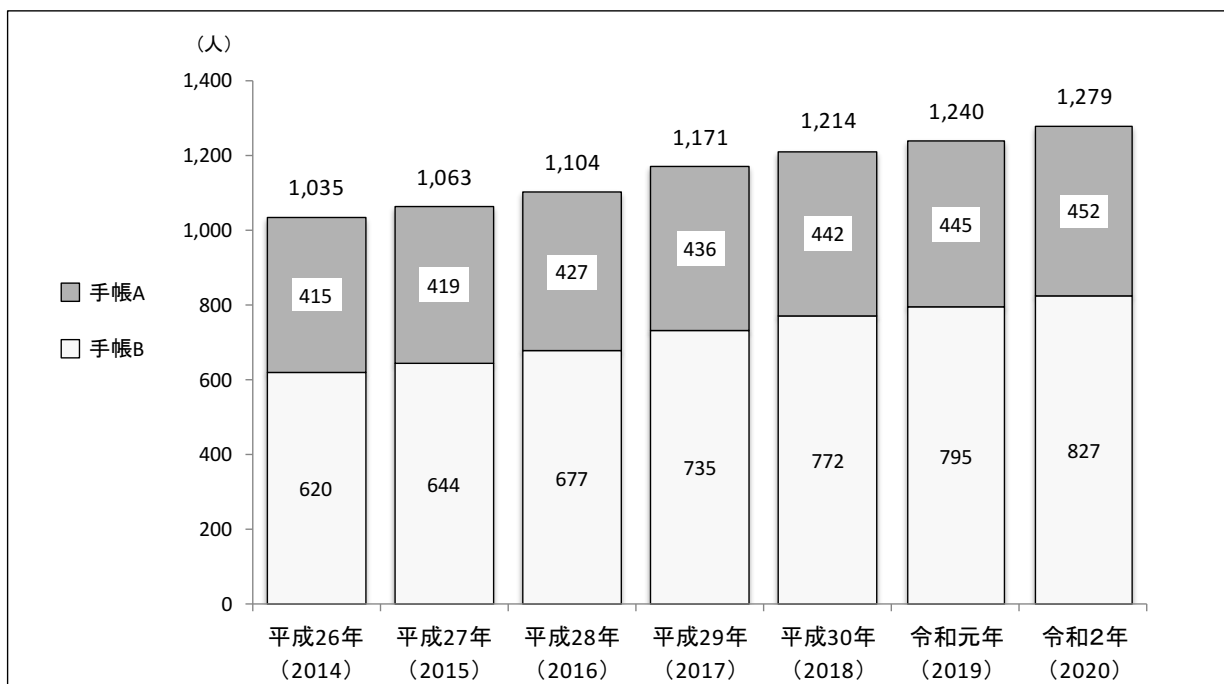
※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 知的障がい者

知的障がい者については、令和2（2020）年4月1日現在の手帳（療育手帳）所持者は1,279人となっています。手帳の等級別では、A判定が452人（全体の35.3%）、B判定が827人（同64.7%）となっており、A・Bともに増加傾向にあります。

療育手帳所持者数の推移（等級別）



(単位：人、%)

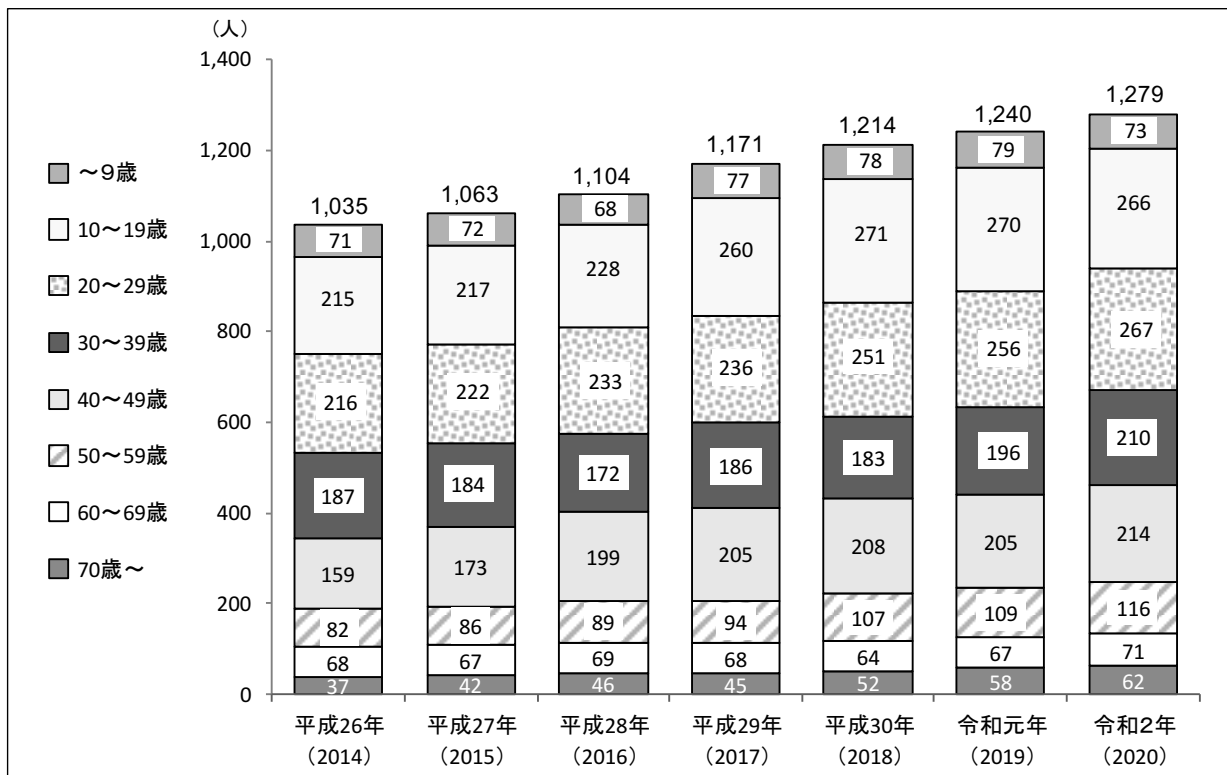
区 分		平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
知的障がい者合計		1,035	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279
人 数 ・ 構 成 比	手帳 A	415	419	427	436	442	445	452
	構成比	40.1%	39.4%	38.7%	37.2%	36.4%	35.9%	35.3%
	手帳 B	620	644	677	735	772	795	827
	構成比	59.9%	60.6%	61.3%	62.8%	63.6%	64.1%	64.7%

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和2（2020）年は20～29歳が267人（同20.9%）、10～19歳が266人（同20.8%）、40～49歳が214人（同16.7%）となっており、10代から40代までが多くなっています。

療育手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	
知的障がい者合計	1,035	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279	
人数・構成比	～9歳	71	72	68	77	78	79	73
	構成比	6.9%	6.8%	6.2%	6.6%	6.4%	6.4%	5.7%
	10～19歳	215	217	228	260	271	270	266
	構成比	20.8%	20.4%	20.7%	22.2%	22.3%	21.8%	20.8%
	20～29歳	216	222	233	236	251	256	267
	構成比	20.9%	20.9%	21.1%	20.2%	20.7%	20.6%	20.9%
	30～39歳	187	184	172	186	183	196	210
	構成比	18.1%	17.3%	15.6%	15.9%	15.1%	15.8%	16.4%
	40～49歳	159	173	199	205	208	205	214
	構成比	15.4%	16.3%	18.0%	17.5%	17.1%	16.5%	16.7%
	50～59歳	82	86	89	94	107	109	116
	構成比	7.9%	8.1%	8.1%	8.0%	8.8%	8.8%	9.1%
60～69歳	68	67	69	68	64	67	71	
構成比	6.6%	6.3%	6.3%	5.8%	5.3%	5.4%	5.6%	
70歳～	37	42	46	45	52	58	62	
構成比	3.6%	4.0%	4.2%	3.8%	4.3%	4.7%	4.8%	

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

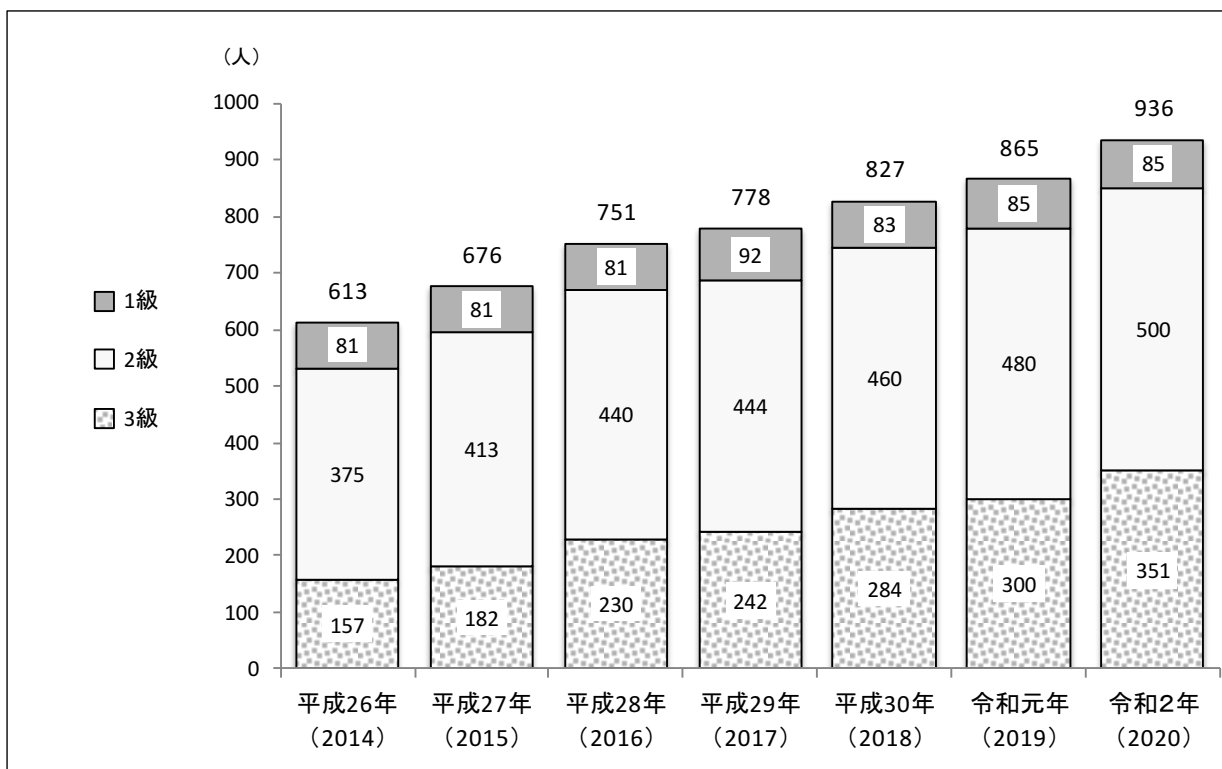
(4) 精神障がい者

精神障がい者は、令和2（2020）年4月1日現在の手帳所持者は936人となっています。手帳の等級別では、2級が500人（全体の53.4%）、次いで3級が351人（同37.5%）、1級が85人（同9.1%）となっています。

平成26（2014）年と比較すると3級の占める割合が増加しています。

このほか、手帳の有無にかかわらず自立支援医療（精神通院）制度（通院による精神疾患の医療に対し、医療費の一部を公費で負担する制度）を利用している人数は、令和2（2020）年4月1日現在2,439人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）



（単位：人、％）

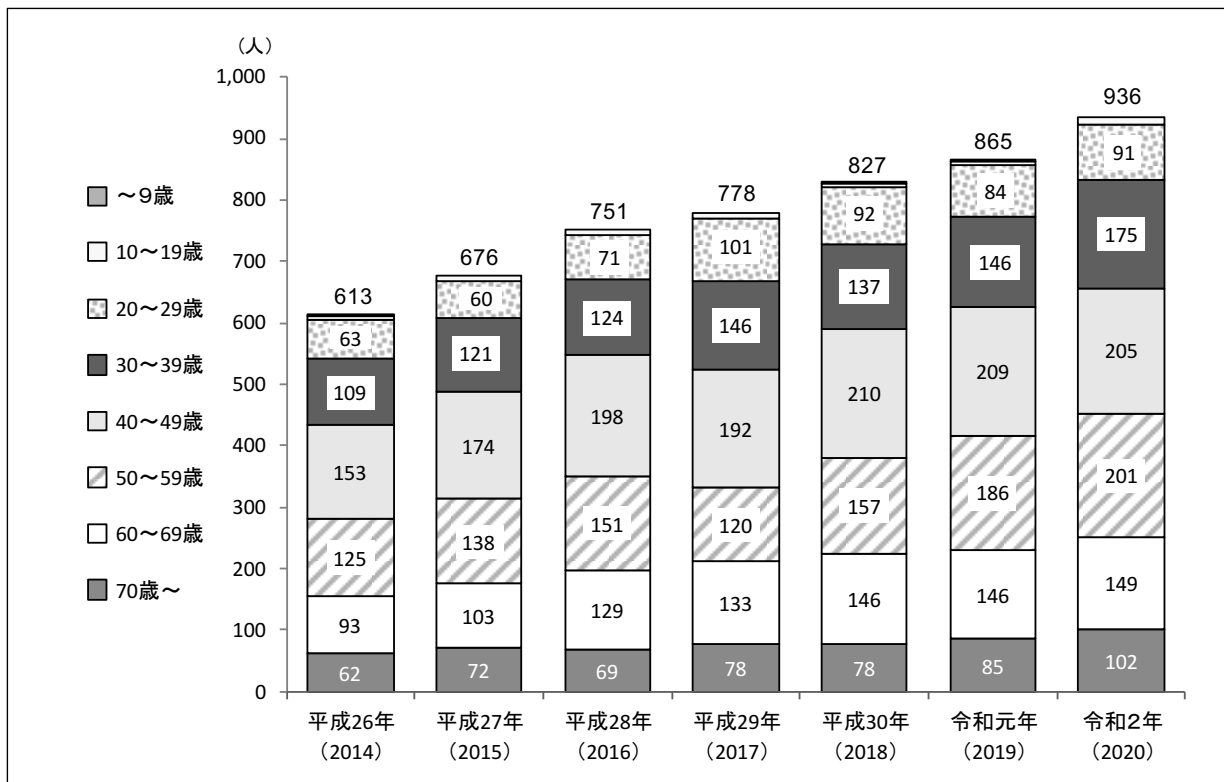
区分		平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)
精神障がい者合計		613	676	751	778	827	865	936
人数・ 構成比	1級	81	81	81	92	83	85	85
	構成比	13.2%	12.0%	10.8%	11.8%	10.0%	9.8%	9.1%
	2級	375	413	440	444	460	480	500
	構成比	61.2%	61.1%	58.6%	57.1%	55.6%	55.5%	53.4%
	3級	157	182	230	242	284	300	351
	構成比	25.6%	26.9%	30.6%	31.1%	34.3%	34.7%	37.5%
自立支援医療制度利用者数		1,766	1,846	1,953	2,040	2,082	2,278	2,439

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和2（2020）年は40～49歳が205人（同21.9%）、50～59歳が201人（同21.5%）、30～39歳が175人（同18.7%）、60～69歳が149人（同15.9%）となっており、30代から60代までが多くなっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区分	平成26年(2014)	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	
精神障がい者合計	613	676	751	778	827	865	936	
人数・構成比	～9歳	1	0	0	0	1	1	0
	構成比	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%
	10～19歳	7	8	9	8	6	8	13
	構成比	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	0.7%	0.9%	1.4%
	20～29歳	63	60	71	101	92	84	91
	構成比	10.3%	8.9%	9.5%	13.0%	11.1%	9.7%	9.7%
	30～39歳	109	121	124	146	137	146	175
	構成比	17.8%	17.9%	16.5%	18.8%	16.6%	16.9%	18.7%
	40～49歳	153	174	198	192	210	209	205
	構成比	25.0%	25.7%	26.4%	24.7%	25.4%	24.2%	21.9%
	50～59歳	125	138	151	120	157	186	201
構成比	20.4%	20.4%	20.1%	15.4%	19.0%	21.5%	21.5%	
60～69歳	93	103	129	133	146	146	149	
構成比	15.2%	15.2%	17.2%	17.1%	17.7%	16.9%	15.9%	
70歳～	62	72	69	78	78	85	102	
構成比	10.1%	10.7%	9.2%	10.0%	9.4%	9.8%	10.9%	

※各年4月1日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

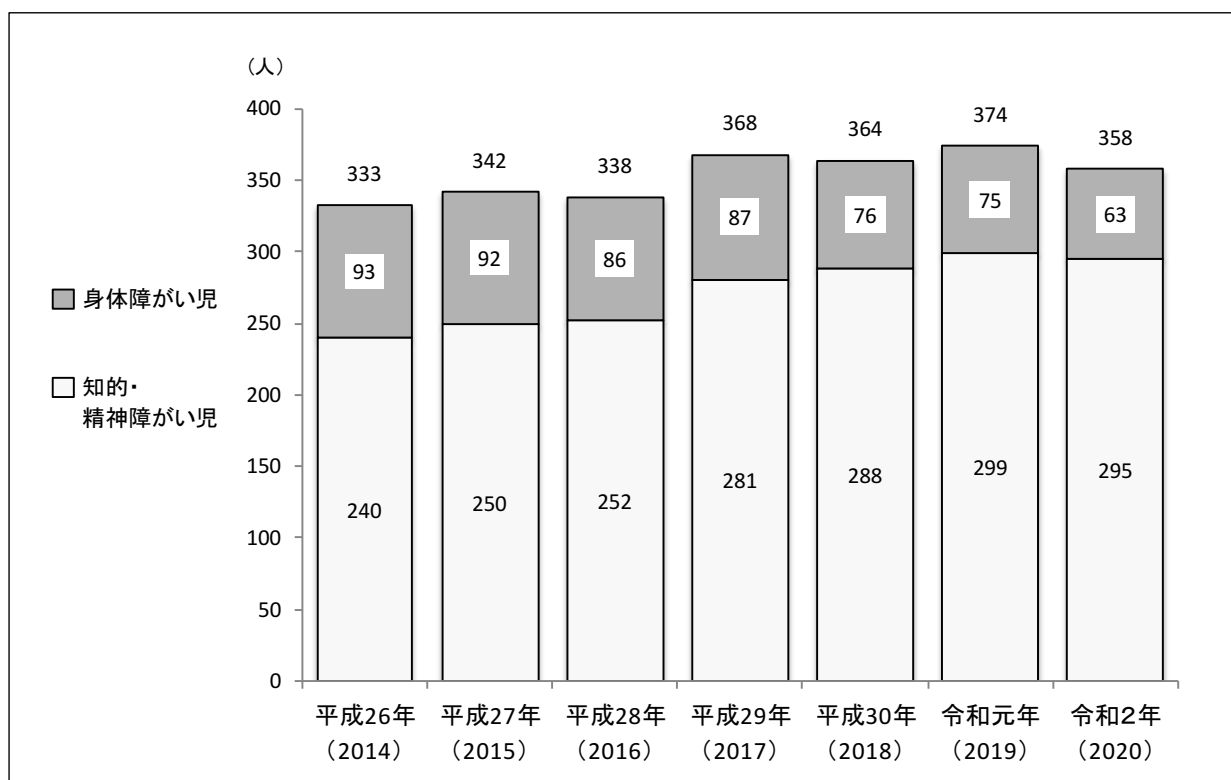
(5) 障がい児

身体障がい、知的障がい、精神障がいの手帳所持者のうち 18 歳未満は、令和 2（2020）年 4 月 1 日現在 358 人となっています。

平成 26（2014）年からは、知的・精神障がい児については増加傾向にあり、身体障がい児については減少傾向にあります。

障がい区分別の構成比は、平成 26（2014）年以降、知的・精神障がい児の占める割合が増加傾向にあります。

障がい児数の推移



(単位：人、%)

区分		平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
障がい児合計		333	342	338	368	364	374	358
人数・構成比	身体障がい児	93	92	86	87	76	75	63
	構成比	27.9%	26.9%	25.4%	23.6%	20.9%	20.1%	17.6%
人数・構成比	知的・精神障がい児	240	250	252	281	288	299	295
	構成比	72.1%	73.1%	74.6%	76.4%	79.1%	79.9%	82.4%

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

身体障がい児数(年齢階級別)

(単位:人、%)

区 分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	
身体障がい児合計	93	92	86	87	76	75	63	
人 数 ・ 構 成 比	～ 5 歳	18	18	17	14	14	12	
	構成比	19.4%	19.6%	19.8%	16.1%	18.4%	18.7%	19.0%
	6～11 歳	29	24	18	24	22	23	23
	構成比	31.2%	26.1%	20.9%	27.6%	28.9%	30.7%	36.5%
	12～14 歳	27	25	27	20	16	12	12
	構成比	29.0%	27.2%	31.4%	23.0%	21.1%	16.0%	19.0%
	15～17 歳	19	25	24	29	24	26	16
	構成比	20.4%	27.2%	27.9%	33.3%	31.6%	34.7%	25.4%

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

知的・精神障がい児数(年齢階級別)

(単位:人、%)

区 分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	
知的・ 精神障がい児合計	240	250	252	281	288	299	295	
人 数 ・ 構 成 比	～ 5 歳	17	15	17	18	17	16	
	構成比	7.1%	6.0%	6.7%	6.4%	5.9%	6.4%	5.4%
	6～11 歳	92	93	87	100	105	108	102
	構成比	38.3%	37.2%	34.5%	35.6%	36.5%	36.1%	34.6%
	12～14 歳	61	58	73	74	75	74	85
	構成比	25.4%	23.2%	29.0%	26.3%	26.0%	24.7%	28.8%
	15～17 歳	70	84	75	89	91	98	92
	構成比	29.2%	33.6%	29.8%	31.7%	31.6%	32.8%	31.2%
障がい児合計	333	342	338	368	364	374	358	

※各年 4 月 1 日現在、構成比は合計に対する割合

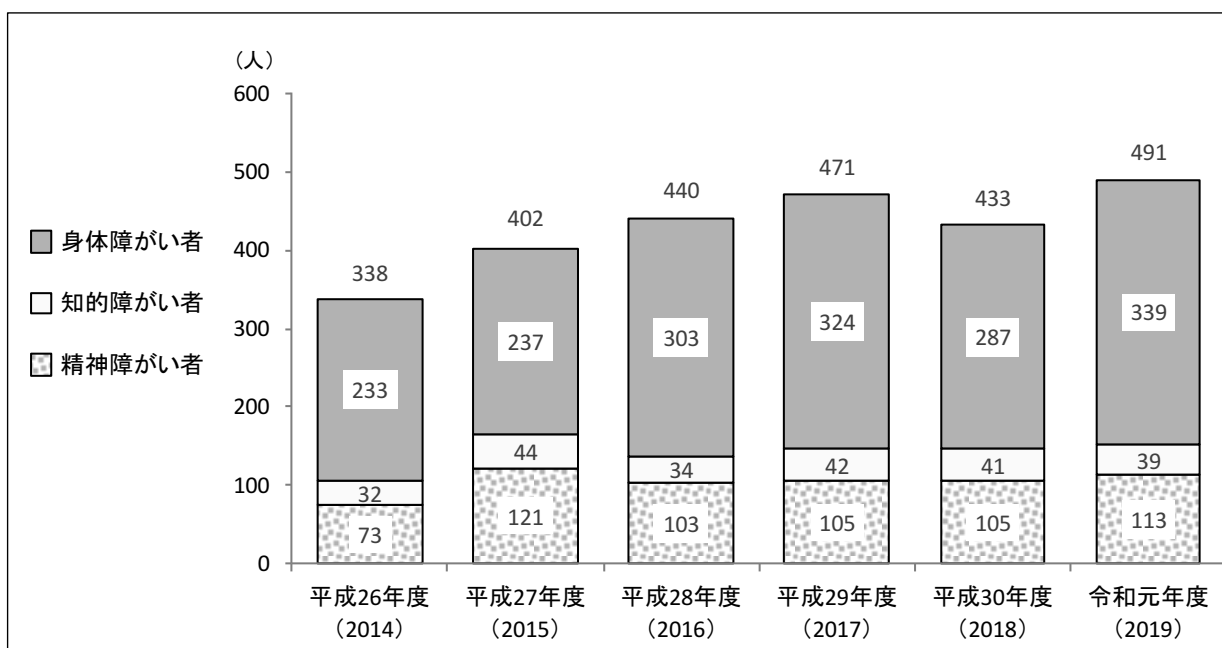
※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

(6) 新規の身体障害者手帳等の交付者数

新規の身体障害者手帳等の所持者は、令和2（2020）年4月1日現在は全体で491人、その内訳は身体障がい者が339人（全体の69.0%）、知的障がい者が39人（同7.9%）、精神障がい者が113人（同23.0%）となっています。

平成26（2014）年度からは、身体障がいと精神障がいは増加傾向にあります。

新規の身体障害者手帳等の交付者数の推移



(単位：人、%)

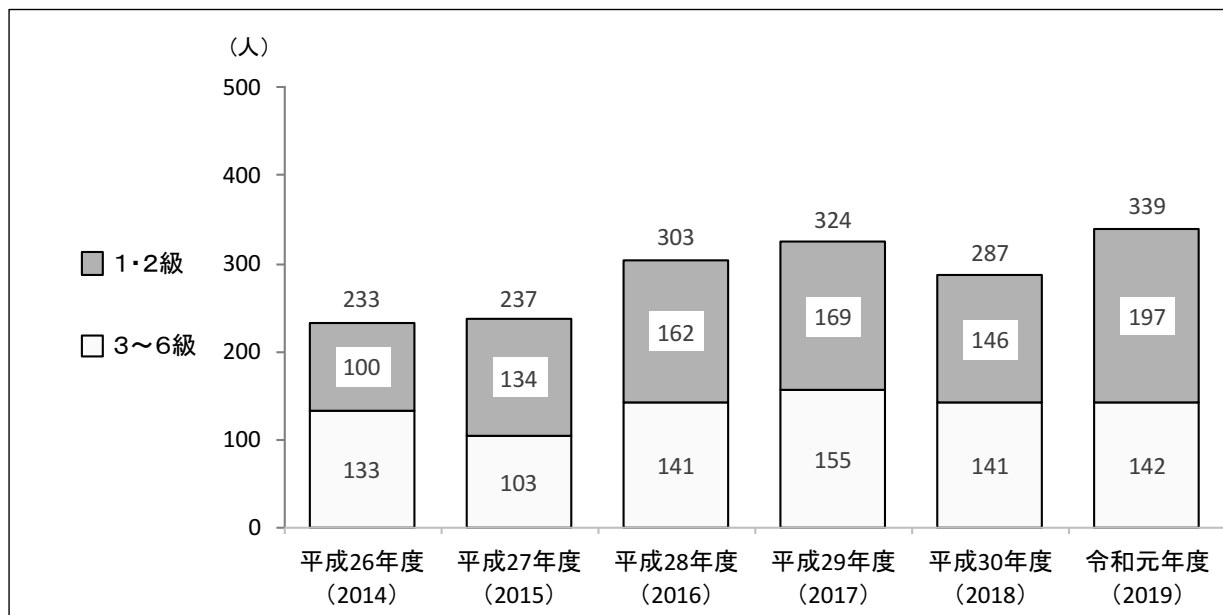
区分	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
新規身体障がい者合計	338	402	440	471	433	491
身体障がい者	233	237	303	324	287	339
構成比	68.9%	59.0%	68.9%	68.8%	66.3%	69.0%
知的障がい者	32	44	34	42	41	39
構成比	9.5%	10.9%	7.7%	8.9%	9.5%	7.9%
精神障がい者	73	121	103	105	105	113
構成比	21.6%	30.1%	23.4%	22.3%	24.2%	23.0%

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

身体障がい者については、令和元（2019）年度の新規の手帳交付者は 339 人となっています。手帳の等級別では、1・2級が 197 人（同 58.1%）、3～6級が 142 人（同 41.9%）となっており、平成 26（2014）年度からは、1・2級、3～6級ともに増加傾向にあります。

新規の身体障害者手帳交付者数の推移（等級別）



（単位：人、％）

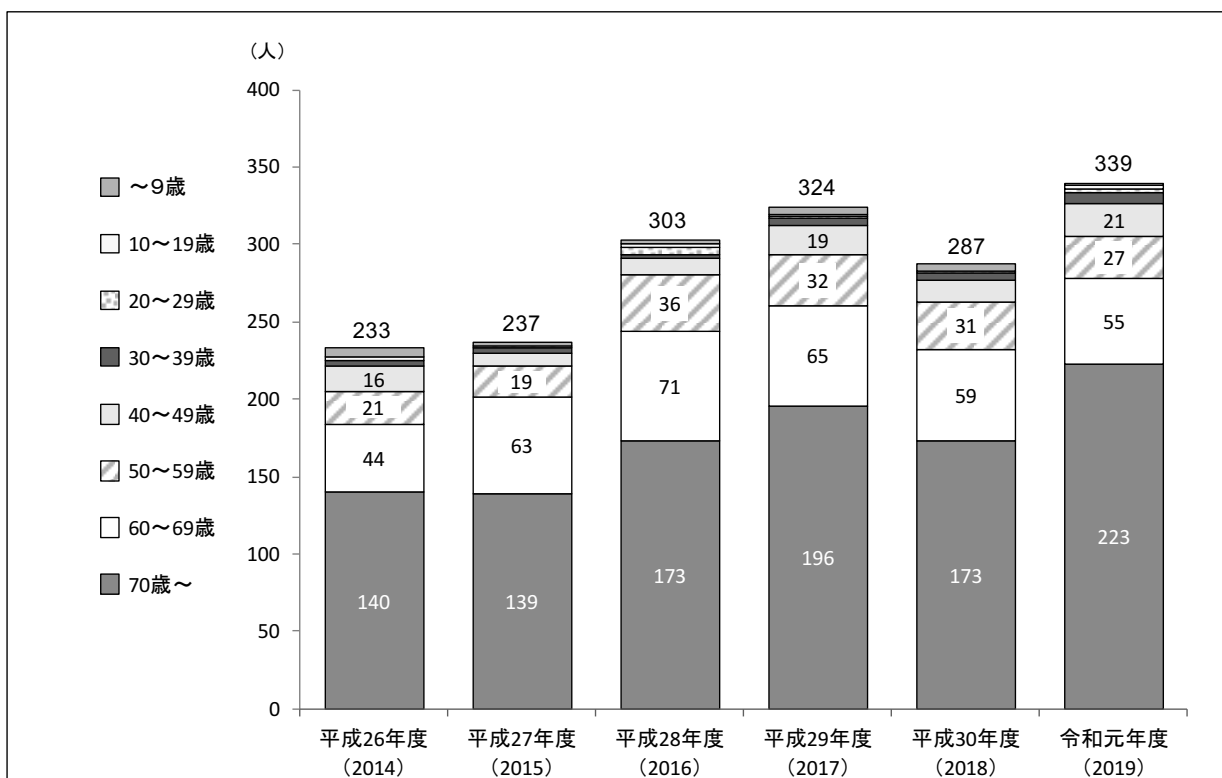
区分		平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
新規身体障がい者合計		233	237	303	324	287	339
人数・ 構成比	1・2級	100	134	162	169	146	197
	構成比	42.9%	56.5%	53.5%	52.2%	50.9%	58.1%
	3～6級	133	103	141	155	141	142
	構成比	57.1%	43.5%	46.5%	47.8%	49.1%	41.9%

※各年 3 月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和元（2019）年度は70歳以上が223人（同65.8%）、次いで60～69歳が55人（同16.2%）となっており、60歳以上が82.0%となっています。

新規の身体障害者手帳交付者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

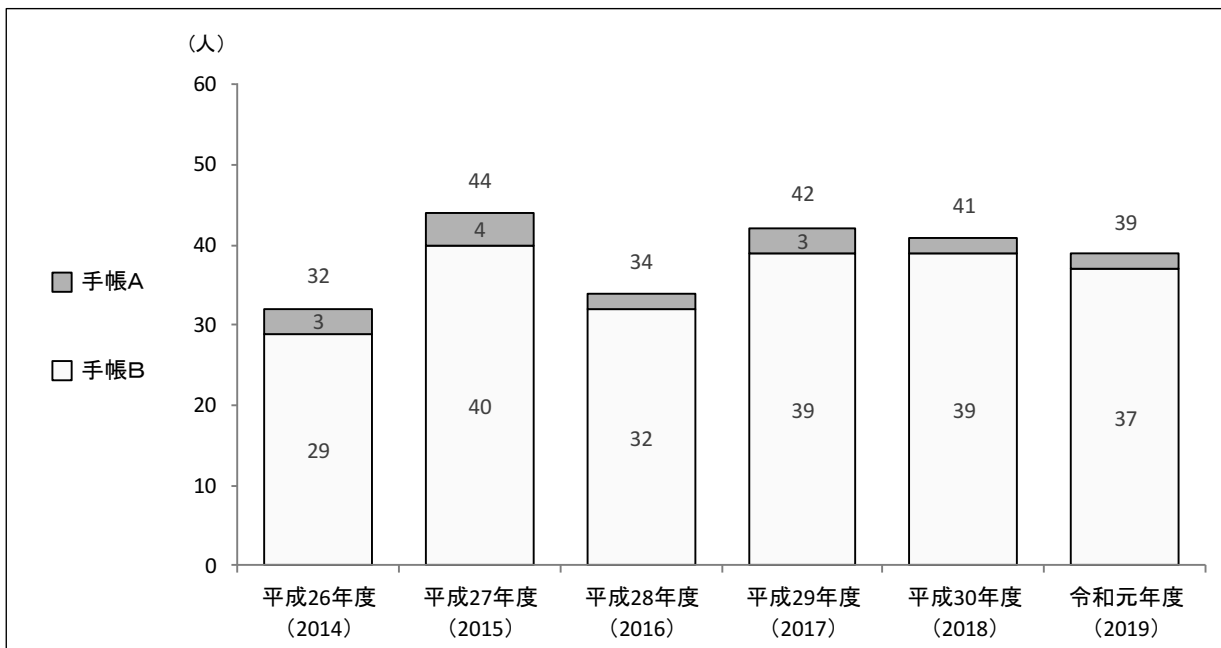
区分	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
新規身体障がい者合計	233	237	303	324	287	339	
人数・構成比	～9歳	6	3	3	4	4	1
	構成比	2.6%	1.3%	1.0%	1.2%	1.4%	0.3%
	10～19歳	2	0	2	2	0	2
	構成比	0.9%	0.0%	0.7%	0.6%	0.0%	0.6%
	20～29歳	0	1	4	1	1	3
	構成比	0.0%	0.4%	1.3%	0.3%	0.3%	0.9%
	30～39歳	4	3	3	5	5	7
	構成比	1.7%	1.3%	1.0%	1.5%	1.7%	2.1%
	40～49歳	16	9	11	19	14	21
	構成比	6.9%	3.8%	3.6%	5.9%	4.9%	6.2%
50～59歳	21	19	36	32	31	27	
構成比	9.0%	8.0%	11.9%	9.9%	10.8%	8.0%	
60～69歳	44	63	71	65	59	55	
構成比	18.9%	26.6%	23.4%	20.1%	20.6%	16.2%	
70歳～	140	139	173	196	173	223	
構成比	60.1%	58.6%	57.1%	60.5%	60.3%	65.8%	

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

知的障がい者については、令和元（2019）年度の新規の手帳交付者は 39 人となっています。手帳の等級別では、A 判定が 2 人（同 5.1%）、B 判定が 37 人（同 94.9%）となっており、平成 29（2017）年度から A・B ともに減少しています。

新規の療育手帳交付者の推移（等級別）



(単位：人、%)

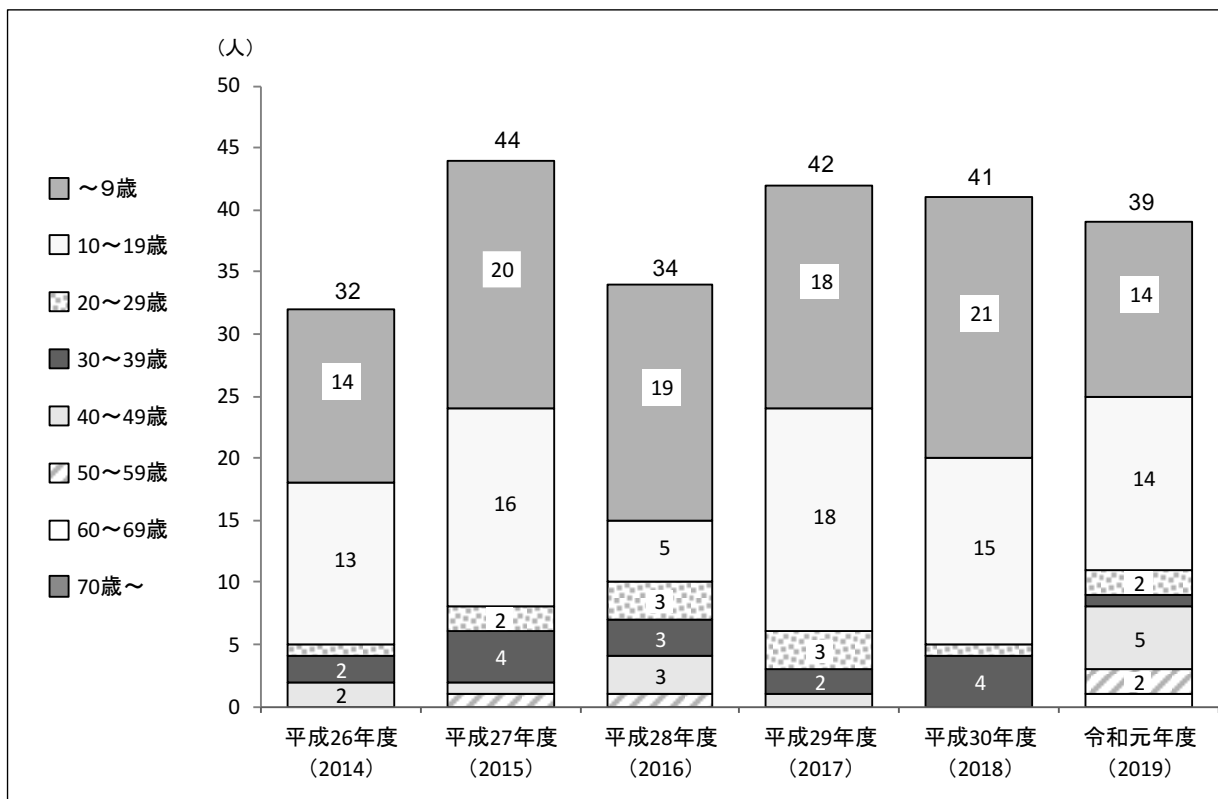
区 分	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
新規知的障がい者合計	32	44	34	42	41	39
人数・構成比	手帳 A	3	4	2	3	2
	構成比	9.4%	9.1%	5.9%	7.1%	4.9%
手帳 B	29	40	32	39	39	37
	構成比	90.6%	90.9%	94.1%	92.9%	95.1%

※各年 3 月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和元（2019）年度は0～9歳と10～19歳が各々14人（同35.9%）となっており、19歳以下が71.8%となっています。

新規の療育手帳交付者数（年齢階級別）



（単位：人、%）

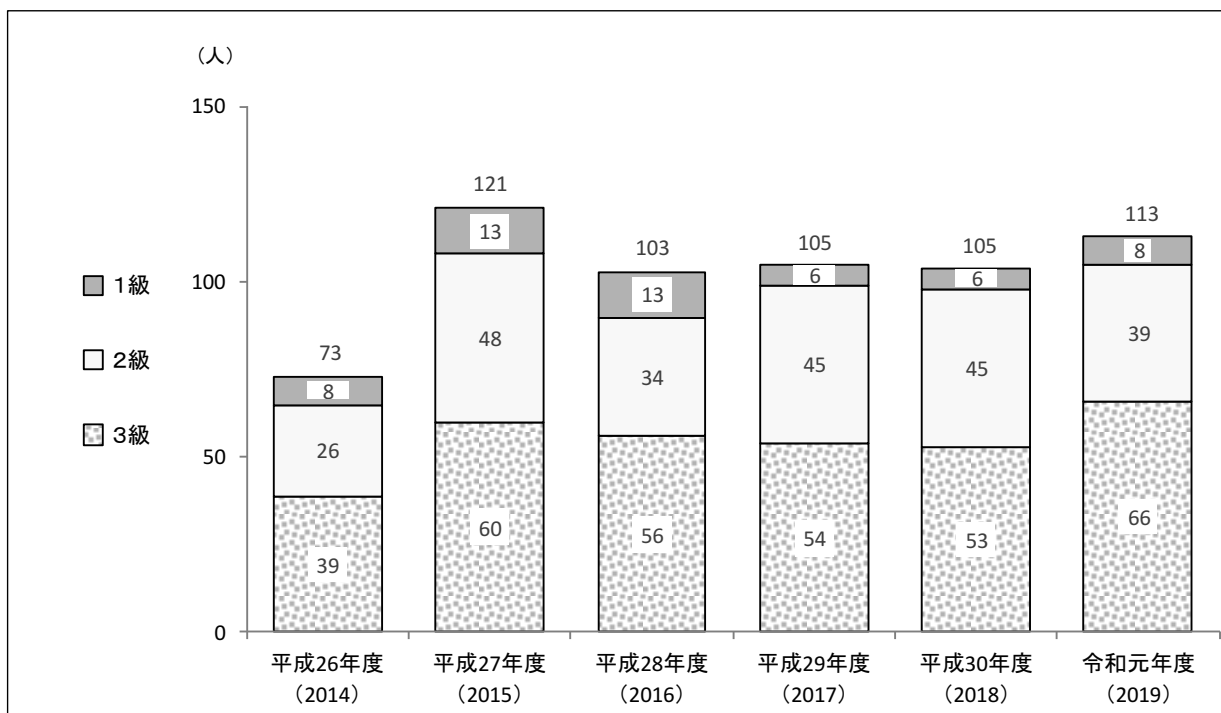
区分	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
新規知的障がい者合計	32	44	34	42	41	39	
人数・構成比	~9歳	14	20	19	18	21	14
	構成比	43.8%	45.5%	55.9%	42.9%	51.2%	35.9%
	10~19歳	13	16	5	18	15	14
	構成比	40.6%	36.4%	14.7%	42.9%	36.6%	35.9%
	20~29歳	1	2	3	3	1	2
	構成比	3.1%	4.5%	8.8%	7.1%	2.4%	5.1%
	30~39歳	2	4	3	2	4	1
	構成比	6.3%	9.1%	8.8%	4.8%	9.8%	2.6%
	40~49歳	2	1	3	1	0	5
	構成比	6.3%	2.3%	8.8%	2.4%	0.0%	12.8%
50~59歳	0	1	1	0	0	2	
構成比	0.0%	2.3%	2.9%	0.0%	0.0%	5.1%	
60~69歳	0	0	0	0	0	1	
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%	
70歳~	0	0	0	0	0	0	
構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある。

精神障がい者については、令和元（2019）年度の新規の手帳交付者は 113 人となっています。手帳の等級別では、3 級が 66 人（同 58.4%）で最も多く、2 級が 39 人（同 34.5%）、1 級が 8 人（同 7.1%）となっており、平成 29（2017）年度と比較すると 3 級の占める割合は増加しています。

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者の推移（等級別）



（単位：人、％）

区 分	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
新規精神障がい者合計	73	121	103	105	105	113	
人数・ 構成比	1 級	8	13	13	6	6	8
	構成比	11.0%	10.7%	12.6%	5.7%	5.7%	7.1%
	2 級	26	48	34	45	45	39
	構成比	35.6%	39.7%	33.0%	42.9%	42.9%	34.5%
	3 級	39	60	56	54	53	66
	構成比	53.4%	49.6%	54.4%	51.4%	50.5%	58.4%

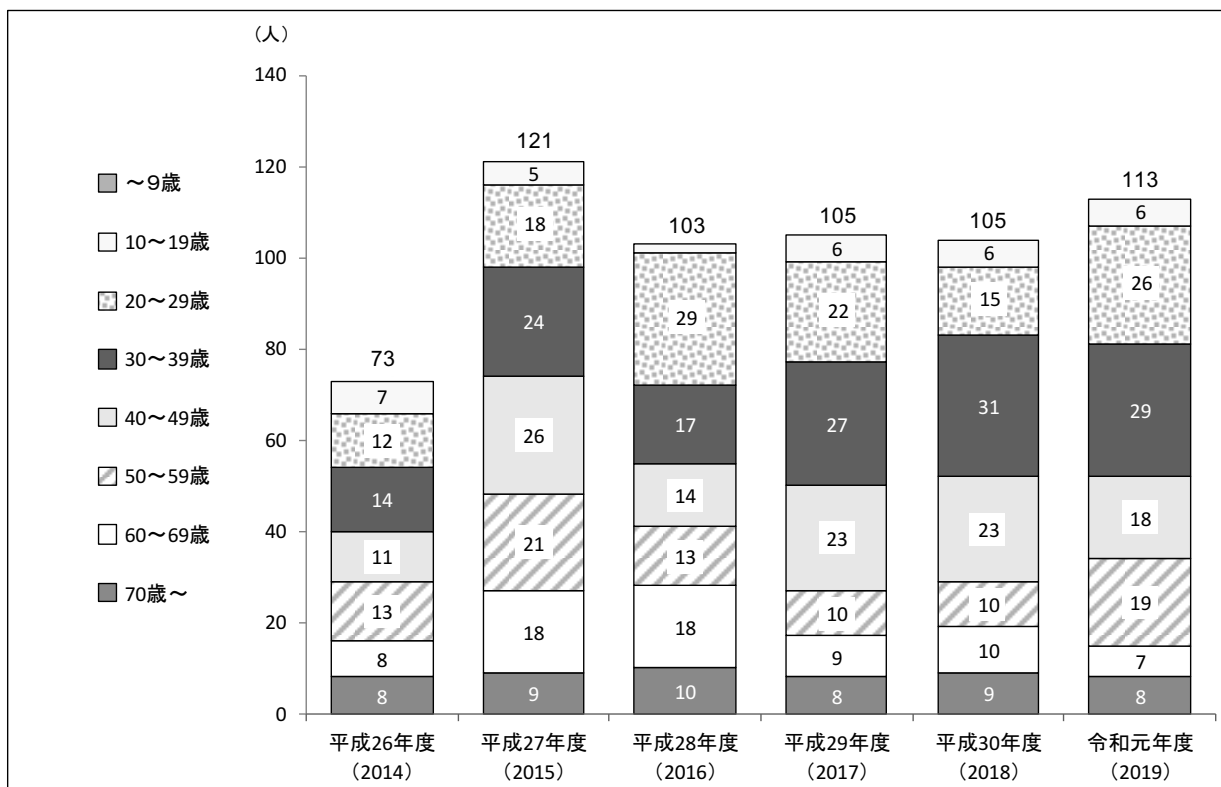
※各年 3 月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第 2 位を四捨五入しているため合計が 100.0%にならない場合がある。

年齢別の状況は、令和元（2019）年度は30～39歳が29人（同25.7%）、次いで20～29歳が26人（同23.0%）となっています。

平成30（2018）年度と比較すると、20～29歳が14.3%から23.0%へ増加しています。

新規の精神障害者保健福祉手帳交付者数（年齢階級別）



（単位：人、％）

区分	平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)
新規精神障がい者合計	73	121	103	105	105	113
人数・構成比	～9歳	0	0	0	0	0
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	10～19歳	7	5	2	6	6
	構成比	9.6%	4.1%	1.9%	5.7%	5.7%
	20～29歳	12	18	29	22	15
	構成比	16.4%	14.9%	28.2%	21.0%	14.3%
	30～39歳	14	24	17	27	31
	構成比	19.2%	19.8%	16.5%	25.7%	29.5%
	40～49歳	11	26	14	23	23
	構成比	15.1%	21.5%	13.6%	21.9%	21.9%
50～59歳	13	21	13	10	10	
構成比	17.8%	17.4%	12.6%	9.5%	9.5%	
60～69歳	8	18	18	9	10	
構成比	11.0%	14.9%	17.5%	8.6%	9.5%	
70歳～	8	9	10	8	9	
構成比	11.0%	7.4%	9.7%	7.6%	8.6%	

※各年3月末現在、構成比は合計に対する割合

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため合計が100.0%にならない場合がある

2. 障がい者・障がい児を取り巻く状況

(1) 難病患者

「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）」の助成対象となる「指定難病[※]」の対象疾病数は、令和 2（2020）年 10 月現在で 333 疾病となっています。

令和 2（2020）年 4 月現在の難病患者数（医療費助成受給者数）は 1,641 人となっており、平成 26（2014）年度以降からは、増加傾向にあります。

医療費助成受給者数の推移

（単位：人）

区 分	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)
医療費助成受給者数	1,487	1,534	1,558	1,592	1,672	1,641

※江別保健所調べ、各年4月1日

(2) 障がい者雇用

法定雇用障害者の算定基礎となる労働者数別については、それぞれに該当する事業所のうち半数以上は法定雇用率[※]を達成しています。

江別市内企業障がい者雇用状況

（単位：箇所、人）

区 分	平成29年度（2017）			平成30年度（2018）			令和元年度（2019）		
	事業所数	法定雇 用義務 数	雇用障 害者数 合計	事業所数	法定雇 用義務 数	雇用障 害者数 合計	事業所数	法定雇 用義務 数	雇用障 害者数 合計
法定雇用障害者の算定の 基礎となる労働者の数	うち、 法定雇 用率達 成事業 所数			うち、 法定雇 用率達 成事業 所数			うち、 法定雇 用率達 成事業 所数		
合計	42	26	97	45	25	107	43	27	105
50人以上100人未満	20	12	20	22	11	22	21	15	21
100人以上200人未満	16	10	40	14	9	34	12	6	30
200人以上300人未満	2	1	9	6	4	27	7	4	31
300人以上400人未満	3	2	19	1	1	6	1	1	6
400人以上500人未満	1	1	9	1	0	8	2	1	17
500人以上	0	0	0	1	0	10	0	0	0

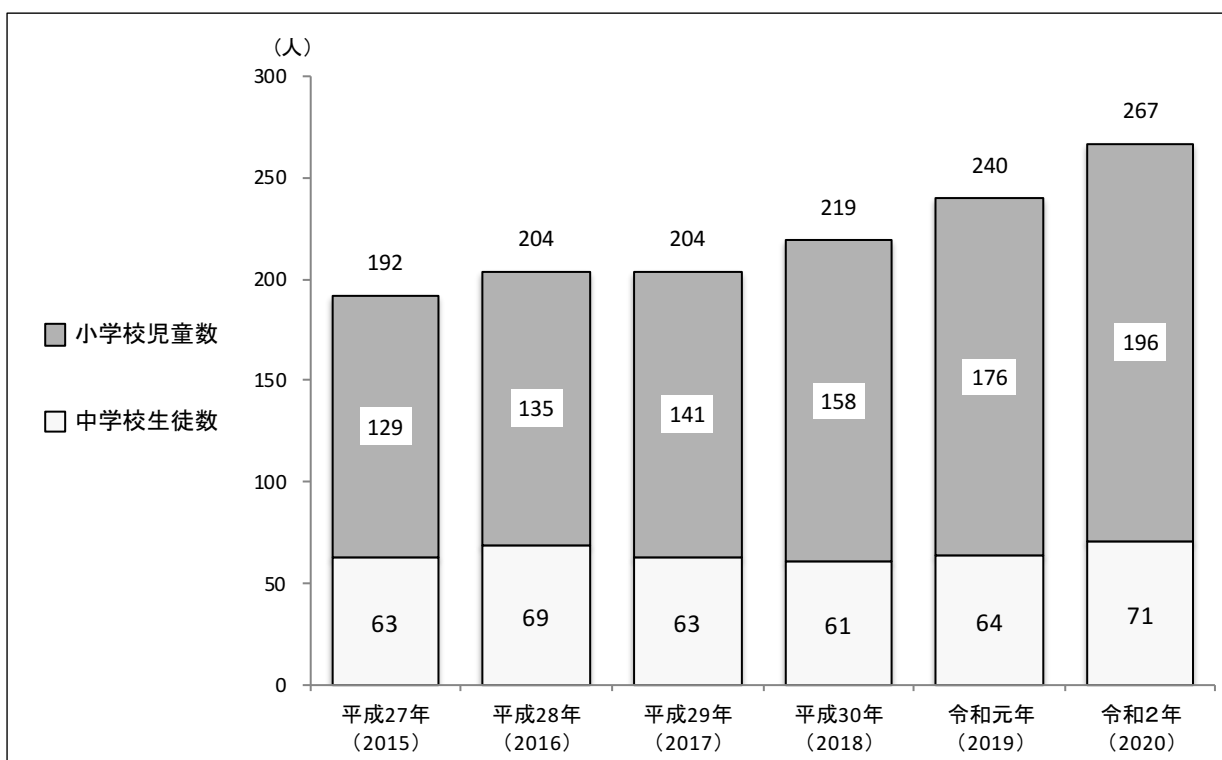
※北海道労働局調べ、各年6月1日現在

(3) 特別支援学級[※]設置状況

令和2（2020）年5月現在の特別支援学級数については、小学校が53学級、中学校が24学級、合計で77学級となっています。令和2（2020）年5月現在の在籍児童数は、小学校が196人、中学校が71人、合計で267人となっています。

平成27（2015）年からは、特別支援学級数、在籍児童数ともに増加しています。

在籍児童数の推移



(単位:学級、人)

区分		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)
小学校	学級数	42	45	46	49	49	53
	児童数	129	135	141	158	176	196
中学校	学級数	22	24	24	24	25	24
	生徒数	63	69	63	61	64	71
合計	学級数	64	69	70	73	74	77
	児童・生徒数	192	204	204	219	240	267

※江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

障がい区分別の児童・生徒数については、小学校・中学校ともに知的と自閉症・情緒が多くなっています。

通級指導※児童数は、平成 27（2015）年からは、増加傾向にあります。

児童・生徒数の推移（障がい区分別）

（単位：人）

区 分		平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
小学校	知 的	57	56	62	74	76	82
	自閉症・情緒	59	66	68	72	87	100
	肢 体	8	8	8	8	7	6
	病 弱	0	2	1	2	4	6
	弱 視	3	1	1	2	2	2
	難 聴	2	2	1	0	0	0
	計	129	135	141	158	176	196
中学校	知 的	30	33	32	30	30	34
	自閉症・情緒	27	29	24	22	24	30
	肢 体	4	5	4	4	3	2
	病 弱	2	2	1	2	4	2
	弱 視	0	0	2	2	2	1
	難 聴	0	0	0	1	1	2
	計	63	69	63	61	64	71

※江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

通級指導児童数の推移

（単位：人）

区 分	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
大麻東小学校（ことば）	27	26	19	25	25	30
大麻東小学校（まなび）	28	28	34	40	35	35
中央小学校（ことば）	46	44	40	48	46	43
江別第一小学校（まなび）	-	-	10	18	28	33
合 計	101	98	103	131	134	141

※江別市教育委員会調べ、各年5月1日現在

※江別第一小学校（まなび）は平成 29（2017）年 4 月開設

3. サービス提供体制の現状

(1) 障害福祉サービス等の提供事業者

令和2(2020)年10月現在、江別市では延べ185箇所の事業所で、障害福祉サービス等が提供されています。江別市内の事業所で提供されていないサービスは重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、療養介護、自立生活援助、医療型児童発達支援となっています。

人口10万人当たりの事業所数を札幌圏と比較すると、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、施設入所支援、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、相談支援事業は江別市が上回っています。

江別市内及び札幌圏の障がい福祉事業所の概要(令和2(2020)年10月1日現在)

区分		江別市	札幌圏	10万人当たり	
				江別市	札幌圏
訪問系	居宅介護	17	585	14.2	24.4
	重度訪問介護	17	551	14.2	23.0
	行動援護	2	123	1.7	5.1
	同行援護	3	222	2.5	9.3
	重度障害者等包括支援	0	1	0	0.1
日中活動系	生活介護	10	212	8.3	8.9
	自立訓練(機能訓練)	0	14	0	0.6
	自立訓練(生活訓練)	0	38	0	1.6
	宿泊型自立訓練	1	9	0.8	0.4
	就労移行支援	6	86	5.0	3.6
	就労継続支援(A型)	2	124	1.7	5.2
	就労継続支援(B型)	21	465	17.5	19.4
	就労定着支援	3	45	2.5	1.9
	療養介護	0	3	0	0.1
	短期入所	6	137	5.0	5.7
居住系	グループホーム	13	302	10.8	12.6
	自立生活援助	0	2	0	0.1
	施設入所支援	3	44	2.5	1.8
障がい児通所系	児童発達支援	26	512	21.7	21.4
	医療型児童発達支援	0	2	0	0.1
	居宅訪問型児童発達支援	1	11	0.8	0.5
	障害児相談発達支援	4	112	3.3	4.7
	保育所等訪問支援	4	45	3.3	1.9
	放課後等デイサービス	26	579	21.7	24.2
地域移行	地域移行支援	3	83	2.5	3.5
	地域定着支援	3	83	2.5	3.5
計画相談	計画相談支援	11	153	9.2	6.4
地域生活支援事業	相談支援事業	3	34	2.5	1.4
合計		185	4,577		
参考	総人口(R2.10.1)	119,883	2,393,249		

※事業所数は、北海道または札幌市に届け出されている件数であり、複数のサービスを提供している事業所は重複しています。

札幌圏は、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村の6市1町1村

(2) 障がい福祉に係る関係団体

江別市で活動している障がい福祉団体は次のとおりです。

江別市内の障がい福祉関係団体

団体名		活動内容
江別身体障害者福祉協会		自立と社会参加等を目的とした活動団体
江別聴力障害者協会		情報交換と社会参加等を目的とした活動団体
江別視覚障害者福祉協会		情報交換と社会参加等を目的とした活動団体
江別手をつなぐ育成会		権利擁護の運動等を目的とした活動団体
江別市精神障害回復者クラブ江別空色クラブ		イベント活動と社会奉仕等を目的とした活動団体
中途失聴・難聴者の会 みみずくし		交流会と社会参加を目的とした活動団体
ボランティア団体	江別SD・Iの会	視覚障がい者に対してダンス指導
	えべつ手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動
	大麻手話の会	手話通訳活動・手話の普及活動
	手話歌「あやとり」	手話通訳活動・手話の普及活動
	点字ろくの会	点字翻訳活動
	ボランティアグループあすか会	あすか福祉会に対して手芸の寄付等
	朗読ボランティアグループまちなちの灯	視覚障がい者に対して声の便りをCDに収録し発送
	要約筆記サークルぷらすONE	中途失聴者・難聴者に対して要約筆記※

※ボランティア団体は、令和2（2020）年10月1日現在、江別市社会福祉協議会ボランティア団体連絡会に登録されている団体

第3章 障がい福祉施策等の進捗状況

1. 第4期障がい者福祉計画に関する進捗状況

「第4期障がい者福祉計画（計画期間：平成27（2015）～令和2（2020）年度）」においては、施策の基本目標ごとに達成目標値を設定し、施策の展開を図ってきました。平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの進捗状況は、以下のとおりです。

基本目標	成果指標	初期値 平成 26年 (2014)	目標	平成 27年 (2015)	平成 28年 (2016)	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)
総合的ケアマネジメント体制の確立	1 障害者相談支援事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数(件)	443	↗	447	596	617	575	823
	2 精神障害者相談員設置事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数(件)	328	↗	740	473	432	402	373
ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	3 ボランティア活動の延べ実施人数(人)	6,484	↗	7,670	7,793	8,324	9,163	8,355
	4 手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用者数(人)	2,562	↗	3,114	3,046	3,168	3,192	3,486
障害福祉サービスの充実	5 自宅で生活している障がいのある方的人数(身体・知的・精神)(人)	7,600	↗	7,798	7,637	7,793	8,107	8,355
	6 障がいのある方の福祉サービス利用率(%)	25.0	↗	21.7	23.3	24.7	26.0	25.2
保健・医療サービスの充実	7 障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が促されたと感じる保護者の割合(%)	97.0	→	98.0	96.0	95.0	94.0	99.0
保育・教育施策の充実	8 子育て環境が充実していると思う保護者の割合(%)	44.6	↗	43.2	45.7	45.6	50.0	47.9
	9 教育施策に満足している保護者の割合(%)	78.0	↗	83.3	89.8	90.6	88.5	84.1
雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	10 障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合)(%)	50.0	↗	55.0	60.9	61.9	55.6	62.8
障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	11 市街地整備に満足している市民割合(顔づくり、公園、バリアフリー※化、上下水道等)(%)	76.7	↗	77.6	79.1	80.2	80.0	82.7
	12 災害対策が充実し安心と思う市民割合(%)	52.1	↗	52.5	56.3	55.9	56.2	54.2
スポーツ・レクリエーション・文化活動等社会参加の推進	13 障がい者スポーツ大会・教室参加者数(人)	345	↗	633	569	702	654	750
	14 視覚障がい者生活訓練事業参加者数(人)	7	↗	7	14	15	14	14

※目標は、上昇、維持等障がい者施策の基本的方向を定めたものです。

※成果指標は、本市の行政評価システムにおける施策評価または事務事業評価の指標を用いています。

ただし、「障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合(％))」については、北海道労働局に照会した数値です。

2. 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況

「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、国の基本指針に基づき、障害福祉サービスの利用量等について数値目標を定めた計画です。「第5期障がい福祉計画（計画期間：平成30（2018）～令和2（2020）年度）」と「第1期障がい児福祉計画（計画期間：平成30（2018）～令和2（2020）年度）」において設定した数値目標の進捗状況（令和元（2019）年度末現在）は以下のとおりとなっています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

令和元（2019）年度末の実績は、施設入所者数が190人となっており、入所者数の減少数は5人、地域生活移行者数は令和元（2019）年度末の実績で累計人数が10人となっています。

施設入所者数の減少と比較して、施設入所者の地域生活への移行が進んでいない要因としては、施設入所者の高齢化により在宅での生活が難しくなっていることなどが考えられます。

項目	基準年 平成 28年 (2016)	目標値	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)	備考
年度末施設入所者数(人)	195(A)	191	189	187	190	・目標値は前計画の令和2(2020)年度末の見込み
入所者数の減少数(人)	1	4	6	8	5	・(A)一年度末の施設入所者数 ・国の目標2%以上
地域生活移行者数(人)	4	18	7	2	1	・国の目標9%以上

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労移行者の実績は、48 人となり、目標値を上回っています。

就労移行支援事業の利用者、就労移行支援率が3割以上の事業所数、平成30(2018)年4月1日から新設された就労定着支援事業の令和元(2019)年度末の職場定着率の実績は、いずれも目標値を下回っています。

本市では、就労移行支援事業の利用者数を増加させ、その後、一般就労に移行することができるように、平成27(2015)年8月から障害者就労相談支援事業を開始し、障がいのある方に対して就労相談を行い、その方にあった適切な障害福祉サービスの紹介などを行っています。

項目	基準年 平成 28年 (2016)	目標値	平成 29年 (2017)	平成 30年 (2018)	令和 元年 (2019)	備考
一般就労移行者(人)	8	12	25	53	48	・平成28(2016)年度実績の1.5倍以上
就労移行支援事業利用者(人)	90	110	77	76	69	・平成28(2016)年度末実績の2割以上増加
就労移行支援率が3割以上の事業所数(箇所)	5	3	3	4	2	・令和2(2020)年度中の就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所(市内にある就労移行支援事業所の5割以上)
各年度末の職場定着率(%)		80	-	-	73	・就労定着支援開始から1年後の職場定着率 ・国の目標は8割以上

(3) 障がい児支援の提供体制の整備

重症心身障がい児[※]を支援する児童発達支援事業所及び重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については、平成 29（2017）年 9 月に、それぞれ 1 箇所の事業所がサービスを開始しています。

令和元（2019）年度末において、医療的ケア[※]児支援のための協議の場は設置していませんが、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が、事例ごとに協議・相談対応を行っています。

また、江別市自立支援協議会[※]においても、関係機関との連携についての報告の中で、医療的ケア児の支援について紹介する等理解を深めました。

項目	基準年 平成 28 年 (2016)	目標値	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和 元年 (2019)	備考
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所(箇所)	—	1	—	1	1	
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス(箇所)	—	1	—	1	1	
医療的ケア児支援のための協議の場の設置(有無)	—	有	—	無	無	平成 30（2018）年度より、江別市医療的ケア運営協議会を設置。（学校教育の中での医療的ケア児の受け入れ体制等についての協議の場）

※平成 30（2018）年から目標値を設定

3. 障害福祉サービスの実績

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの実績は、すべてのサービス種別の実績が見込量を下回っています。特に令和元（2019）年度の同行援護や行動援護は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実績が少なくなっています。

サービス種別		区分	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
居宅介護	利用人数／月	見込量	176	183	190
		実績	176	171	179
	総利用時間／月	見込量	3,596	3,739	3,882
		実績	3,328	3,055	3,437
重度訪問介護	利用人数／月	見込量	8	10	12
		実績	7	8	9
	総利用時間／月	見込量	1,185	1,481	1,777
		実績	917	1,171	1,298
同行援護	利用人数／月	見込量	22	27	31
		実績	18	14	19
	総利用時間／月	見込量	264	324	373
		実績	248	172	252
行動援護	利用人数／月	見込量	24	25	25
		実績	18	9	19
	総利用時間／月	見込量	288	300	300
		実績	229	65	200
重度障害者等 包括支援	利用人数／月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
	総利用時間／月	見込量	33	33	33
		実績	0	0	0

※実績値は各年度 3 月末の実績（令和 2（2020）年度は 3 月末の見込み）

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの実績は、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所の実績が見込量を上回っています。特に就労継続支援（B型）が増加傾向にあります。

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
生活介護	利用人数/月	見込量	400	405	410
		実績	388	375	399
	延利用日数/月	見込量	7,792	7,889	7,987
		実績	7,640	7,591	8,150
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数/月	見込量	23	23	23
		実績	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数/月	見込量	9	10	11
		実績	3	4	7
	延利用日数/月	見込量	152	169	186
		実績	45	74	105
就労移行支援	利用人数/月	見込量	100	105	110
		実績	76	69	78
	延利用日数/月	見込量	1,682	1,766	1,850
		実績	1,298	1,156	1,328
就労継続支援 (A型)	利用人数/月	見込量	81	85	89
		実績	73	69	77
	延利用日数/月	見込量	1,562	1,640	1,717
		実績	1,437	1,373	1,532
就労継続支援 (B型)	利用人数/月	見込量	312	334	357
		実績	349	356	363
	延利用日数/月	見込量	5,000	5,353	5,721
		実績	5,612	5,658	5,808
就労定着支援	利用人数/月	見込量	15	15	15
		実績	24	33	38
療養介護	利用人数/月	見込量	19	19	19
		実績	19	19	20
短期入所	利用人数/月	見込量	44	44	45
		実績	69	50	53
	延利用日数/月	見込量	247	247	253
		実績	387	397	368

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

(3) 居宅系サービス

居宅系サービスの実績は、グループホームの実績が見込量を上回っています。

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
自立生活援助	利用人数/月	見込量	2	2	2
		実績	0	0	0
グループホーム	入居者数/月	見込量	160	171	181
		実績	181	213	222
施設入所支援	入所者数/月	見込量	193	192	191
		実績	187	190	191

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスの実績は、地域移行支援の実績が見込量を上回っています。

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
計画相談支援	利用人数/年	見込量	765	820	875
		実績	753	746	789
地域移行支援	利用人数/年	見込量	1	1	1
		実績	3	2	2
地域定着支援	利用人数/年	見込量	2	2	2
		実績	1	0	1

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

(5) 障がい児通所系サービス

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援の利用人数及び延利用日数は、概ね増加傾向にあります。

保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、サービスの利用者が少ないため、実績値も低くなっています。

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
児童発達支援	利用人数/月	見込量	299	335	373
		実績	276	251	284
	延利用日数/月	見込量	2,093	2,345	2,611
		実績	1,924	1,770	1,988
放課後等 デイサービス	利用人数/月	見込量	326	357	389
		実績	340	367	462
	延利用日数/月	見込量	3,912	4,284	4,668
		実績	3,499	3,848	4,620
保育所等訪問支援	利用人数/月	見込量	2	2	2
		実績	1	0	1
	延利用日数/月	見込量	4	4	4
		実績	2	0	1
医療型児童発達 支援	利用人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	0	0
	延利用日数/月	見込量	4	4	4
		実績	0	0	0
居宅訪問型児童 発達支援	利用人数/月	見込量	1	1	1
		実績	0	1	2
障害児相談支援	利用人数/年	見込量	562	642	722
		実績	584	686	691

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

4. 地域生活支援事業※の実績

地域生活支援事業の実績は、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の実績が見込量を上回っています。特に移動支援事業が増加傾向にあります。

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
理解促進研修・啓蒙 事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	見込量	有	有	有
		実績	有	有	有
相談支援事業					
相談支援事業	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実績	3	3	3
自立支援協議会	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
成年後見制度※ 利用支援事業	実利用人数/年	見込量	3	3	3
		実績	3	7	7
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	実利用人数/年	見込量	48	48	48
		実績	49	60	69
手話通訳者設置 事業	実設置者数/人	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援 用具	給付件数/年	見込量	5	5	5
		実績	4	5	6
自立生活支援用具	給付件数/年	見込量	45	45	45
		実績	41	26	36
在宅療養等支援 用具	給付件数/年	見込量	11	11	11
		実績	6	12	16
情報・意思疎通 支援用具	給付件数/年	見込量	31	31	31
		実績	29	32	35
排泄管理支援用具	給付件数/年	見込量	2,919	2,924	2,929
		実績	2,943	2,929	3,049
居宅生活動作補助 用具(住宅改修費)	給付件数/年	見込量	6	6	6
		実績	4	5	5

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

サービス種別		区分	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
移動支援事業	実施事業所数	見込量	75	76	77
		実績	79	79	81
	実利用人数/年	見込量	212	214	217
		実績	219	282	310
	延利用時間/年	見込量	17,077	17,238	17,479
		実績	14,389	15,709	19,308
地域活動支援センター	実施箇所数	見込量	1	1	1
		実績	1	1	1
	実利用人数/年	見込量	8	8	8
		実績	6	8	9
日中一時支援事業	実施事業所数	見込量	40	40	41
		実績	38	40	42
	実利用人数/年	見込量	169	178	185
		実績	210	210	222
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	見込量	30	30	30
		実績	37	32	35
要約筆記奉仕員	修了者数	見込量	10	10	10
		実績	3	3	3
点訳奉仕員	修了者数	見込量	10	10	10
		実績	5	7	7
朗読奉仕員	修了者数	見込量	30	30	30
		実績	53	56	56

※実績値は各年度3月末の実績（令和2（2020）年度は3月末の見込み）

第4章 障がい福祉の課題

1. アンケート調査の結果

第5期障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がいのある方や障がい児または通所受給者証所持者の現状、日常生活の様子や将来の希望等について、ニーズを把握し、計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

その主な結果は、以下のとおりです。

【アンケート調査の概要】

- ◇調査対象者：18歳以上は障がい者
18歳未満は障がい児または通所受給者証所持者の保護者
- ◇調査期間：令和2（2020）年9月7日（月）～9月18日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収
- ◇回収状況：

対象者	配布数（件）	回収数（件）	回収率（%）
18歳以上	3,200	1,998	62.4
18歳未満	885	532	60.1
合計	4,085	2,530	61.9

- ◇結果の見方：図表中の「n」はその設問の調査数を示します。比率（%）は調査数を分母とし小数点第2位を四捨五入して表示しています。このため、比率の合計が100%にならない場合があります。

【アンケート調査結果の概要】

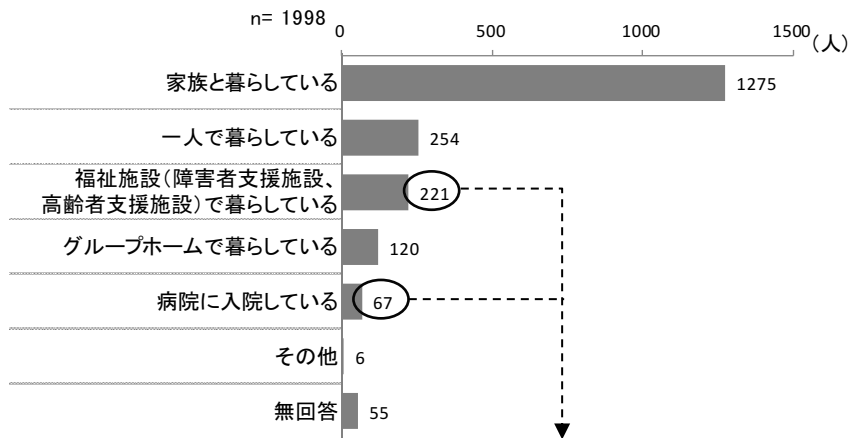
（1）障がい者

①生活環境の整備と社会参加について

- ・「どのように暮らしていますか」の問いに対しては、「家族と暮らしている」が1,275人（63.8%）となっています。
- ・「どのように暮らしていますか」の問いに対して「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方が、「今後3年以内に地域で生活したいですか」の問いに対しては、「今のまま生活したい」が168人（58.3%）となっています。
- ・「地域生活支援拠点にどのような機能を期待しますか」の問いに対しては、「緊急時のショートステイの受け入れ・対応」が622人（31.1%）となっています。
- ・「介護や支援をしている方は主にどなたですか」の問いに対しては、「ホームヘルパーや施設の職員」を除くと「父母・祖父母・兄弟姉妹」が489人（24.5%）となっています。
- ・「介護や支援をしている方は主にどなたですか」の問いに対して「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者（夫または妻）」、「子ども」と回答した方が、「介護や支援をしている方の年齢」の問いに対しては、「40歳～64歳」が461人（42.6%）となっており、「介護や支援をしている方の健康状態」の問いに対しては、「ふつう」が642人（59.4%）となっています。
- ・「外出する頻度は、およそどのくらいですか」の問いに対しては、「週に3～5回」が590人（29.5%）となっています。

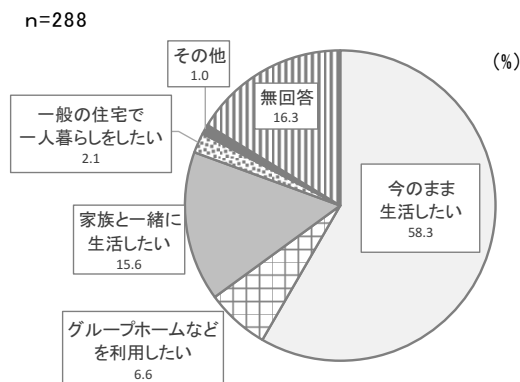
- ・「外出するとき、利用する主な交通移動手段は、何ですか」の問いに対しては、「徒歩」が 787 (39.4%) となっています。
- ・「家族以外の方との交流についてお聞きます」の問いに対しては、「特に付き合いはない」を除くと「近所の方とあいさつをする程度」が 755 人 (37.8%)、次いで「趣味の仲間との交流」が 386 人 (19.3%) となっています。

【どのように暮らしていますか。単数回答】

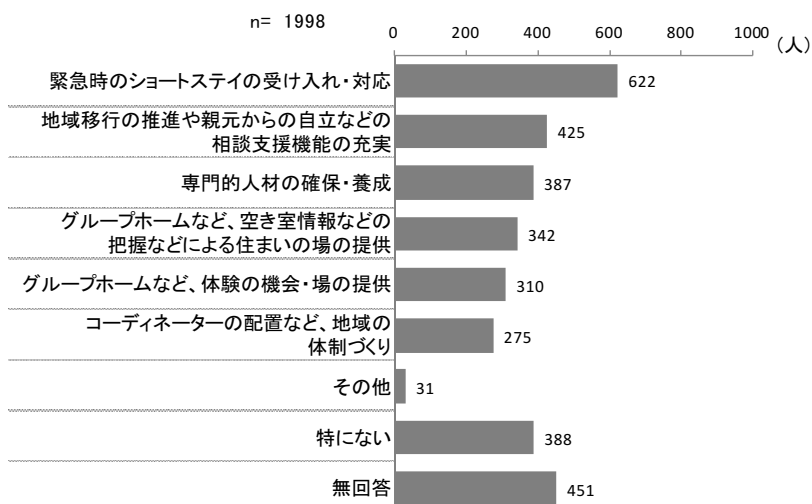


【今後3年以内に地域で生活したいですか。単数回答】

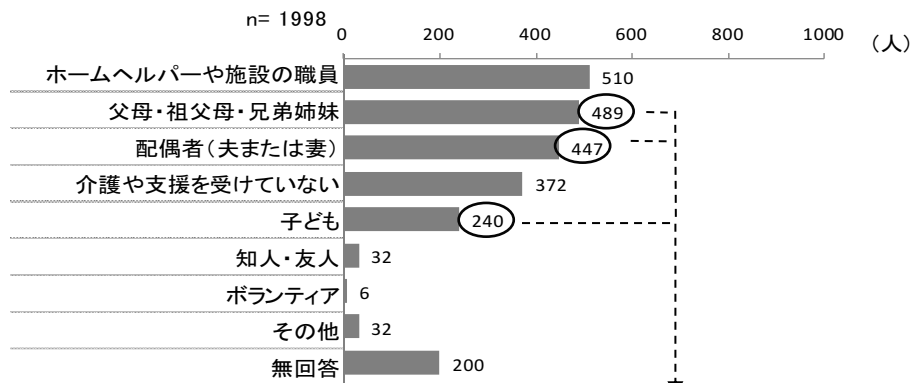
「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と回答した方へのみの回答



【地域生活支援拠点にどのような機能を期待しますか。複数回答】



【介護や支援をしている方は主にどなたですか。複数回答】

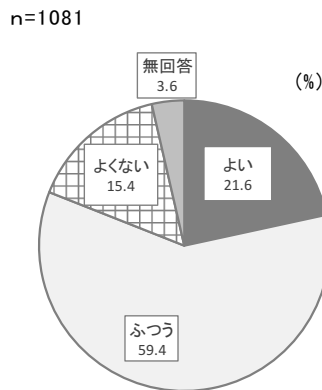
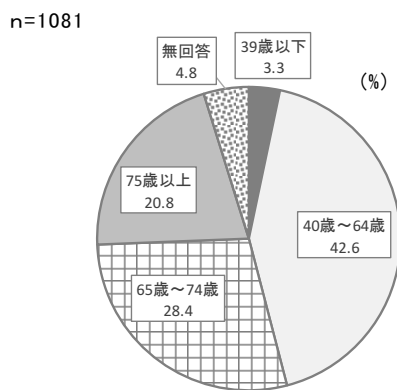


【介護や支援をしている方の年齢】

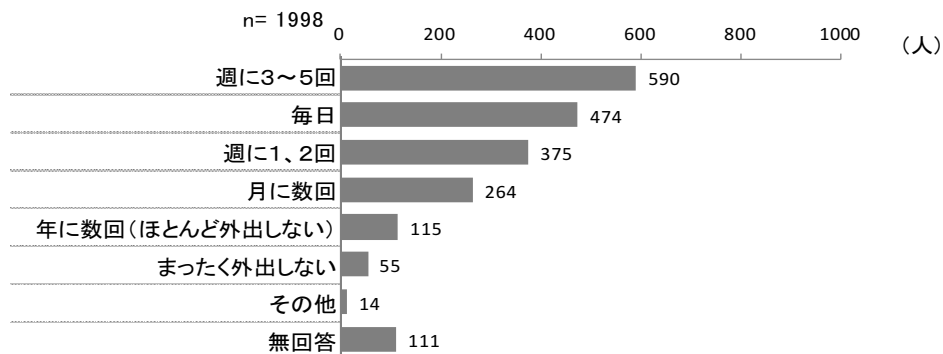
「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者」、「子ども」と回答した方へのみの回答

【介護や支援をしている方の健康状態】

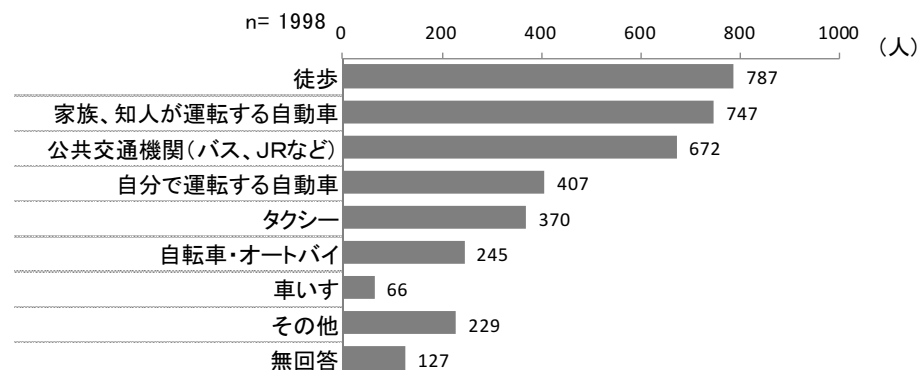
「父母・祖父母・兄弟姉妹」、「配偶者」、「子ども」と回答した方へのみの回答



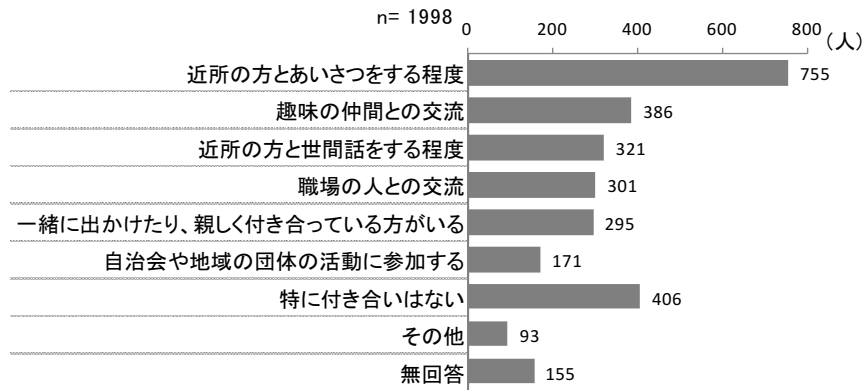
【外出する頻度は、およそどのくらいですか。単数回答】



【外出するとき、利用する主な交通移動手段は、何ですか。複数回答】



【家族以外の方との交流についてお聞きます。複数回答】

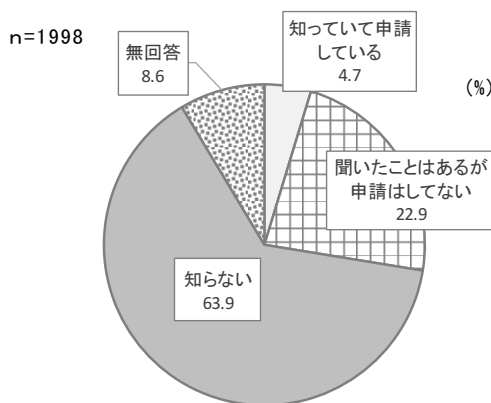


②災害時における安全対策について

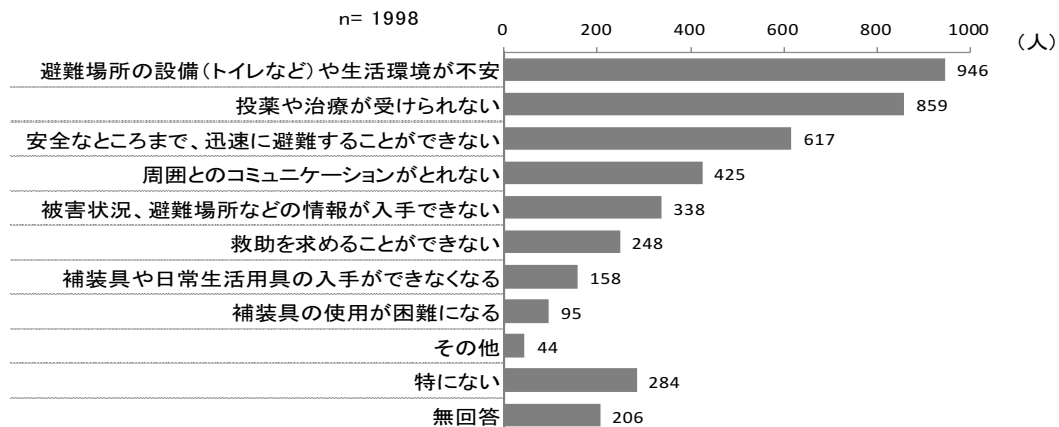
- ・「避難行動要支援者避難支援制度※を知っていますか」の問いに対しては、「知らない」が 1,276 人 (63.9%) となっています。
- ・「災害時に困ることは、何ですか」の問いに対しては、「避難場所の設備 (トイレなど) や生活環境が不安」が 946 人 (47.3%) となっています。

【避難行動要支援者避難支援制度を知っていますか。単数回答】

認知度



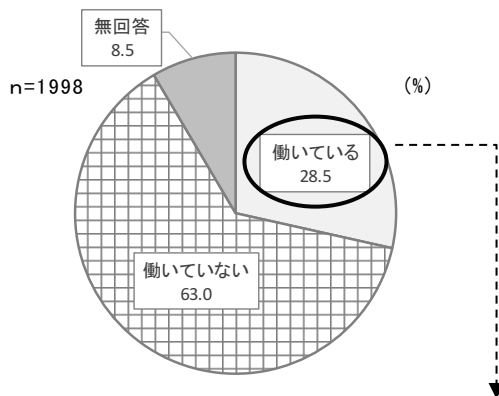
【災害時に困ることは、何ですか。複数回答】



③雇用や就労について

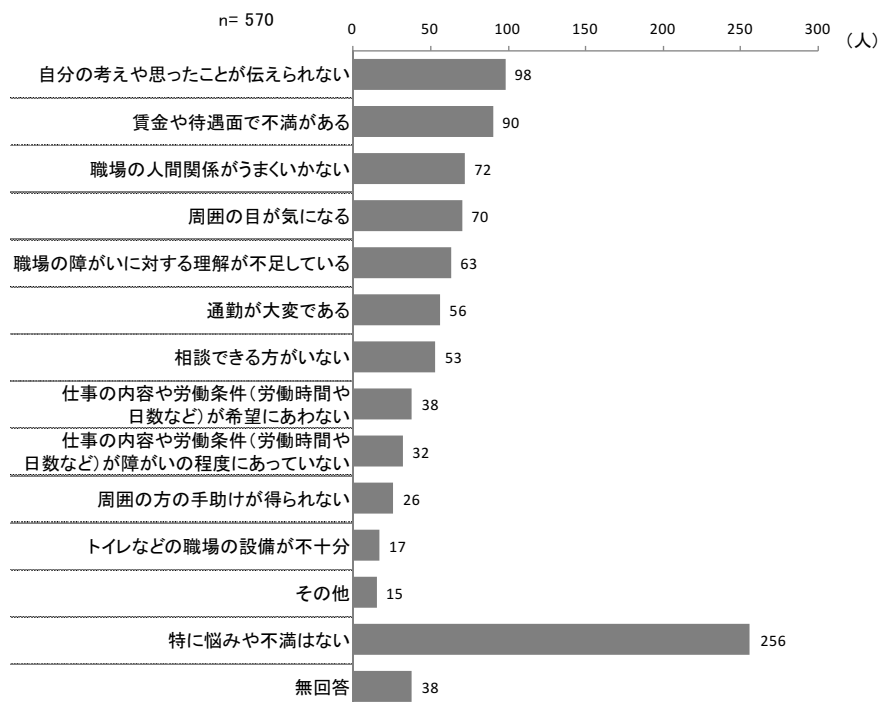
- ・「現在、働いていますか」の問いに対しては、「働いていない」が 1,258 人（63.0%）となっています。
- ・「現在、働いていますか」の問いに対して「働いている」と回答した方が「仕事について悩みや不満などがありますか」の問いに対しては、「特に悩みや不満はない」を除くと「自分の考えや思ったことが伝えられない」が 98 人（17.2%）となっています。
- ・「現在、働いていますか」の問いに対して「働いている」、「求職中」、「障がいや病気のため働くことができない」、「働くことを希望していない」と回答した方が「障がいのある方が働くために必要なことは、何ですか」の問いに対しては、「障がいの程度にあった仕事」が 470 人（46.0%）、次いで「障がいへの理解」が 438 人（42.9%）となっています。
- ・「現在、働いていますか」の問いに対して「働いている」や「求職中」と回答した方が、「今後どのような形で働きたいですか」の問いに対しては、「正社員」が 186 人（29.7%）となっています。

【現在、働いていますか。単数回答】



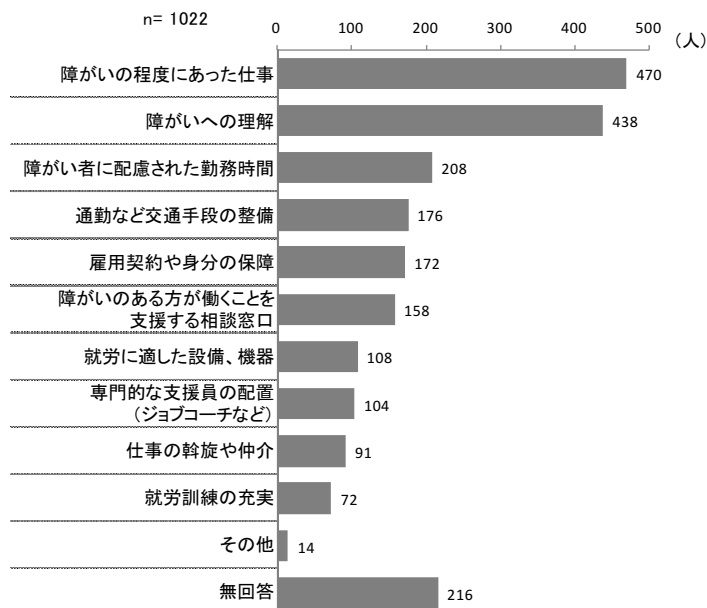
【仕事について、悩みや不満などがありますか。複数回答】

「働いている」と回答した方への回答



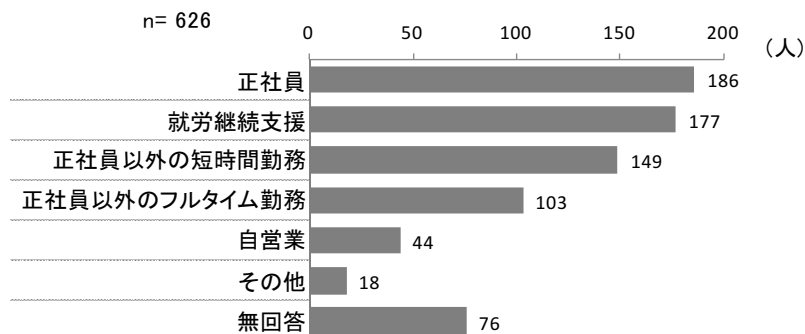
【障がいのある方が働くために必要なことは、何ですか。複数回答】

「働いている」、「求職中」、「障がいや病気のため働くことができない」、「働くことを希望していない」と回答した方への回答



【今後どのような形で働きたいですか。複数回答】

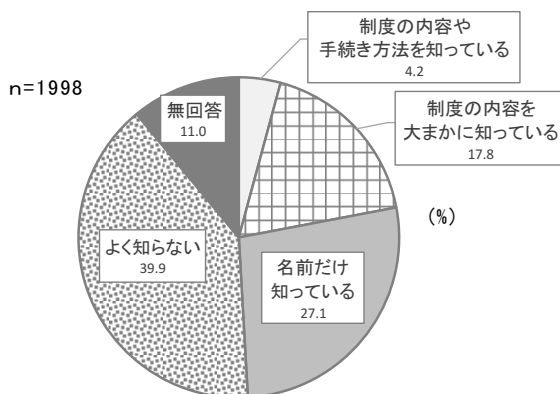
「働いている」、「求職中」と回答した方への回答



④成年後見制度の認知度について

・「成年後見制度を知っていますか」の問いに対しては、「よく知らない」が 797 人（39.9%）、次いで「名前だけ知っている」が 541 人（27.1%）となっています。

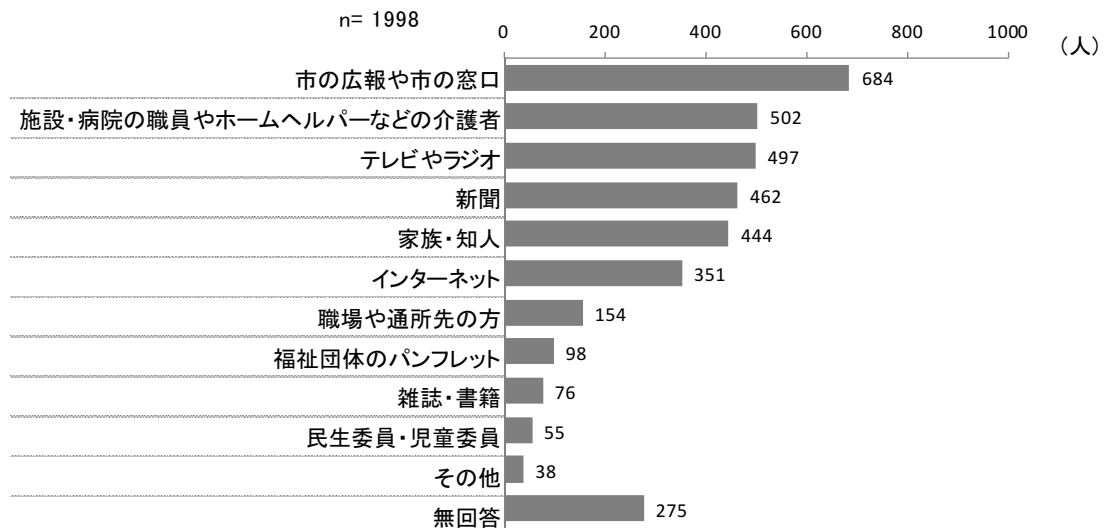
【成年後見制度を知っていますか。単数回答】



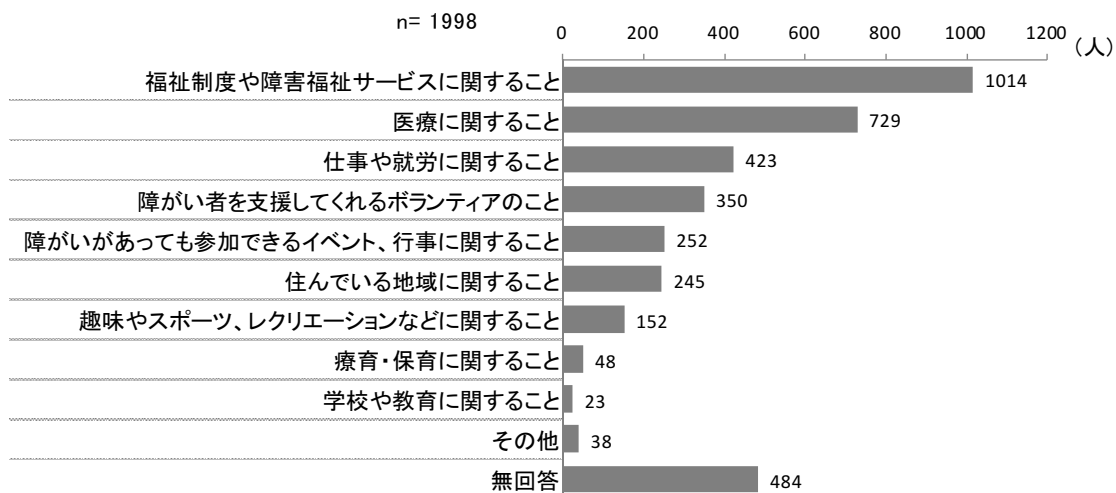
⑤情報提供について

- ・「障がい福祉の情報は、主にどのような手段で入手していますか」の問いに対しては、「市の広報や市の窓口」が 684 人（34.2%）、次いで「施設・病院の職員やホームヘルパーなどの介護者」が 502 人（25.1%）となっています。
- ・「障がい福祉の情報について、どのようなものが必要ですか」の問いに対しては、「福祉制度や障害福祉サービスに関すること」が 1,014 人（50.8%）、次いで「医療に関すること」が 729 人（36.5%）となっています。

【障がい福祉の情報は、主にどのような手段で入手していますか。複数回答】



【障がい福祉の情報について、どのようなものが必要ですか。複数回答】

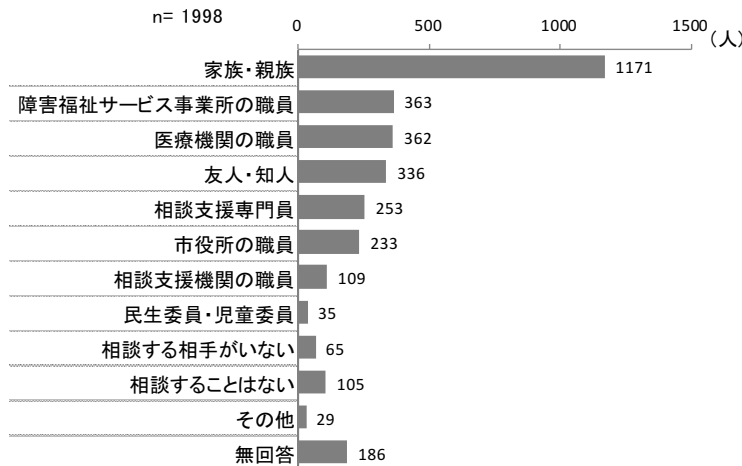


⑥相談支援について

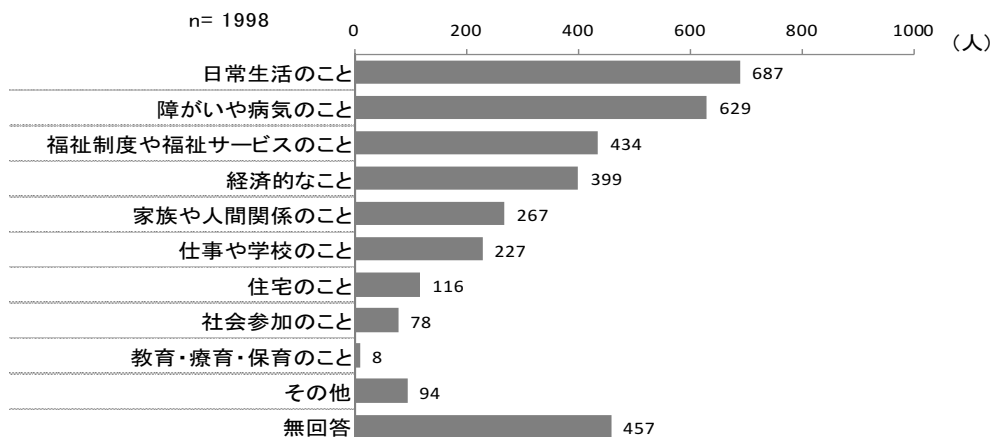
- ・「困ったことや疑問に思うことは誰に相談していますか」の問いに対しては、「家族・親族」が 1,171 人（58.6%）、次いで「障害福祉サービス事業所の職員」が 363 人（18.2%）、「医療機関の職員」が 362 人（18.1%）となっています。

- ・「相談したいことは、主にどのようなことですか」の問いに対しては、「日常生活のこと」が 687 人（34.4%）、次いで「障がいや病気のこと」が 629 人（31.5%）となっています。
- ・「どのような相談場所・体制が望ましいですか」の問いに対しては、「福祉施設や病院など、よく通う場所での相談」が 899 人（45.0%）、次いで「自宅に来てもらっての相談」が 469 人（23.5%）となっています。

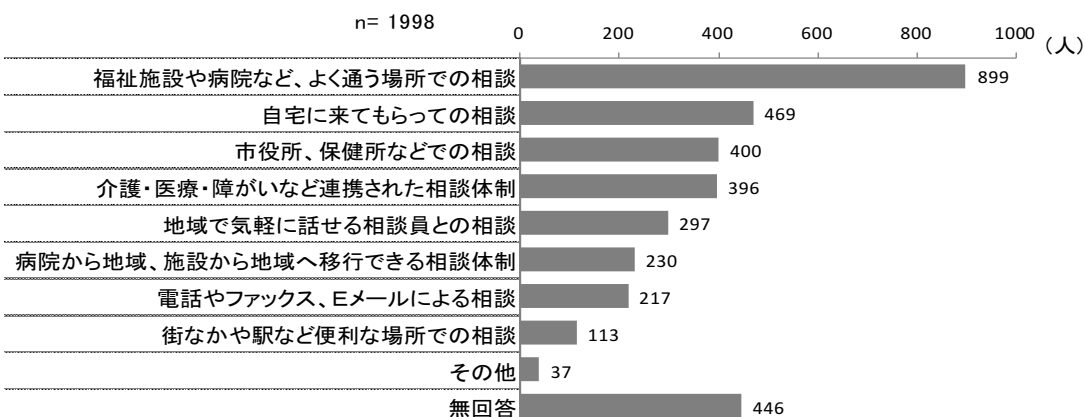
【困ったことや疑問に思うことは誰に相談していますか。複数回答】



【相談したいことは、主にどのようなことですか。複数回答】



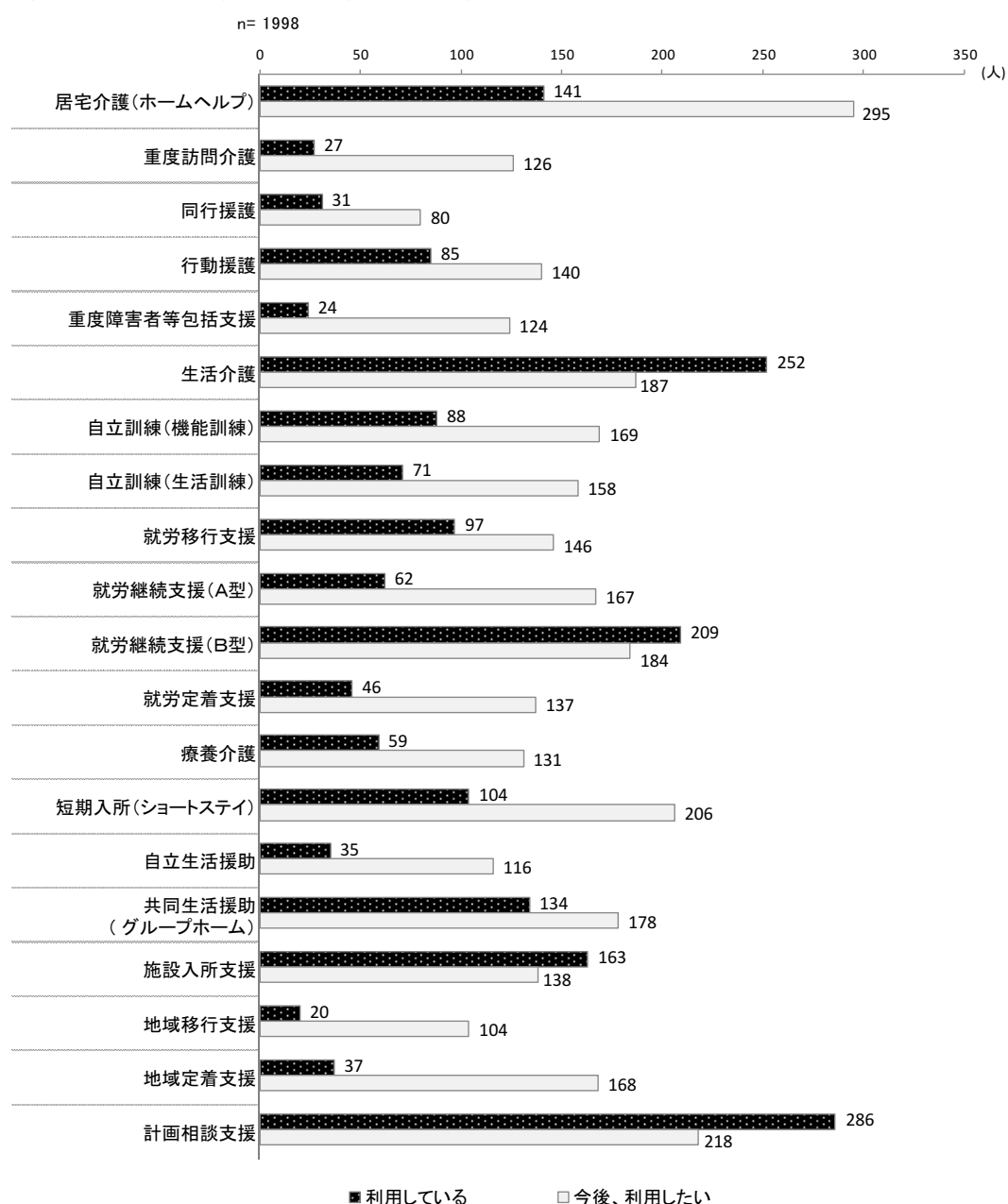
【どのような相談場所・体制が望ましいですか。複数回答】



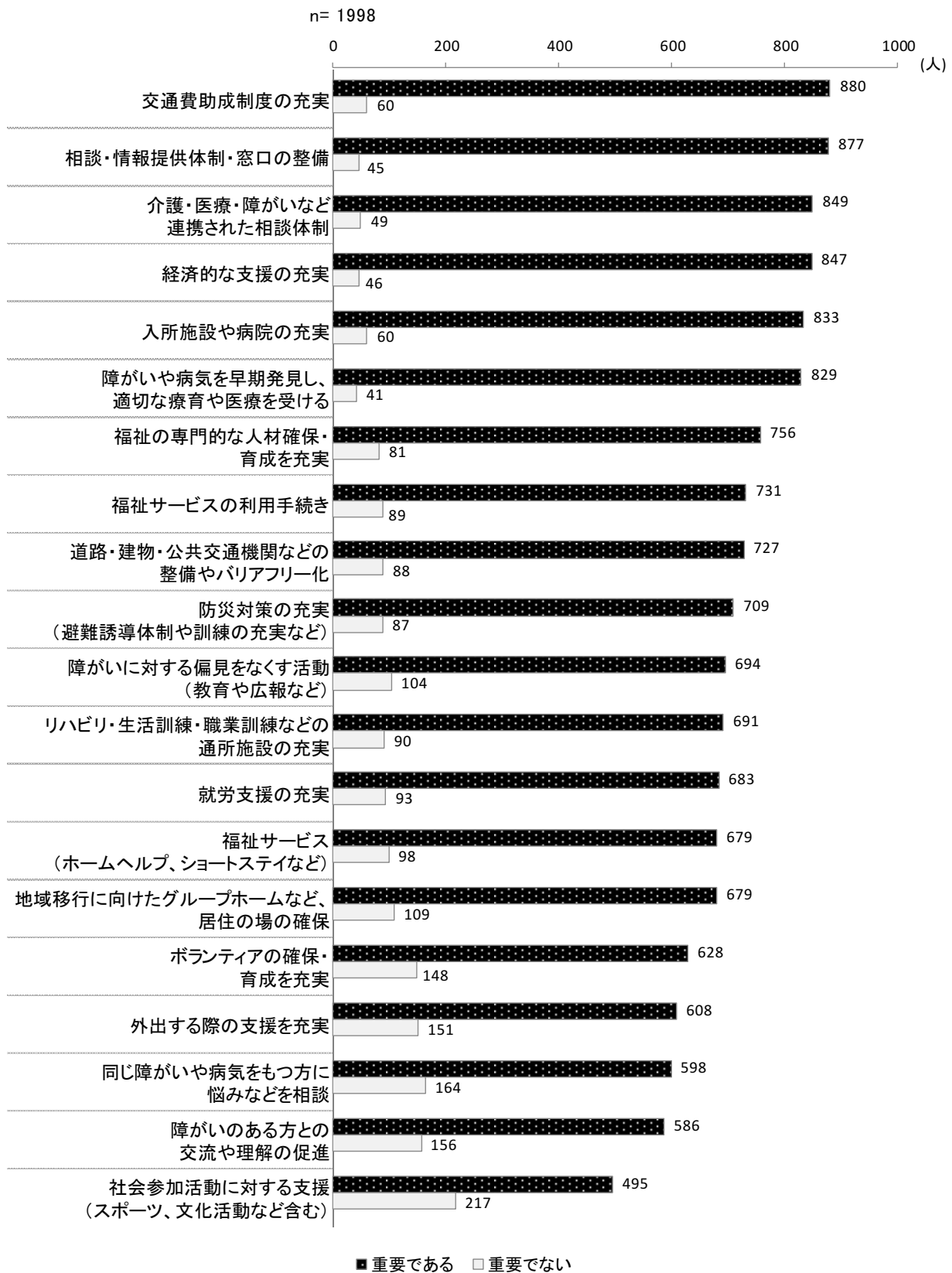
⑦障害福祉サービスについて

- ・「障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用意向について」の問いに対しては、利用人数が多いサービスは、「計画相談支援」の 286 人（14.3%）、「生活介護」の 252 人（12.6%）となっています。
- ・今後の利用意向について現在の利用人数と比較すると、特に「居宅介護（ホームヘルプ）」、「短期入所（ショートステイ）」で、今後、障害福祉サービスを利用したいと考えている方の人数が多くなっています。
- ・「障がい福祉施策について今後、力をいれるべきことは、何ですか」の問いに対しては、「交通費助成制度の充実」が 880 人（44.0%）、「相談・情報提供体制・窓口の整備」が 877 人（43.9%）となっています。

【障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用意向について。複数回答】



【障がい福祉施策について今後、力をいれるべきことは、何ですか。複数回答】

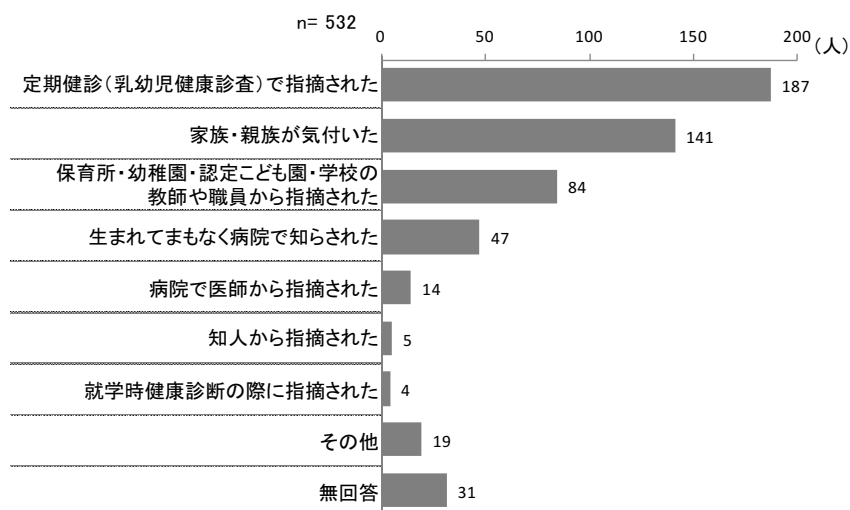


(2) 障がい児

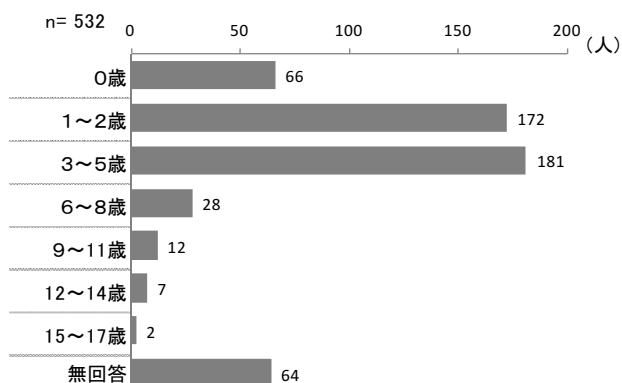
① 早期発見・早期療育について

- ・「発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか」の問いに対しては、「定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された」が 187 人（35.2%）となっています。
- ・「発達の不安や障がいに気付いた時の子どもの年齢」の問いに対しては、「3～5歳」が 181 人（34.0%）、次いで「1～2歳」が 172 人（32.3%）と全体の約 6 割以上を占めています。
- ・「発達の不安や障がいに気付いた時、誰に（どこに）相談しましたか」の問いに対しては、「家族・親族」を除くと、「保健センター」が 273 人（51.3%）、「子ども発達支援センター」が 202 人（38.0%）となっています。
- ・「発達の不安や障がいに気付いた時に説明してほしいことは、何ですか」の問いに対しては、「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」が 455 人（85.5%）、次いで「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が 278 人（52.3%）となっています。

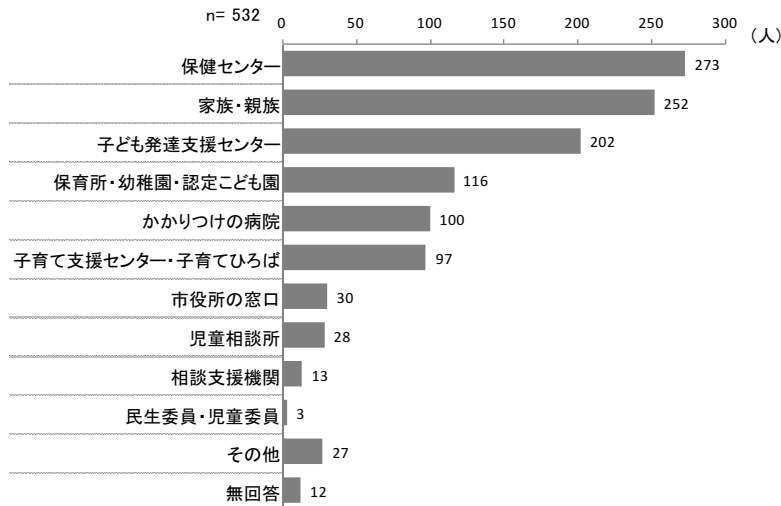
【発達の不安や障がいに気付いたきっかけは何ですか。単数回答】



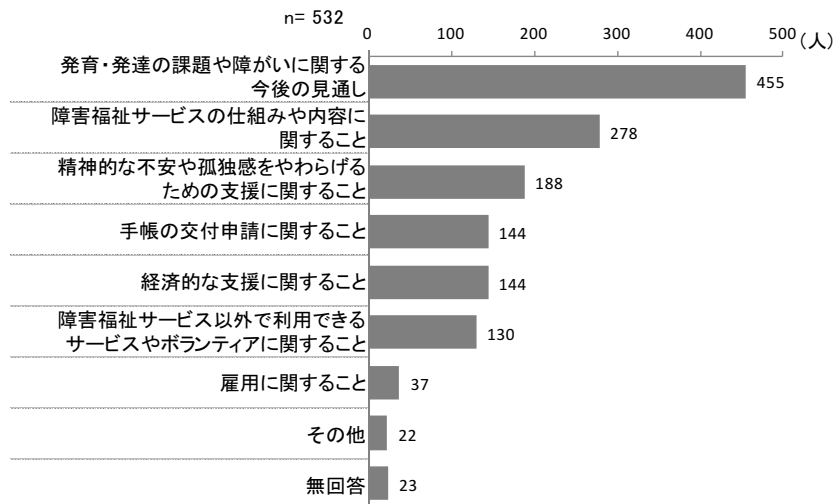
【発達の不安や障がいに気付いた時の子どもの年齢 単数回答】



【発達不安や障がい気付いた時、誰に（どこに）相談しましたか。複数回答】



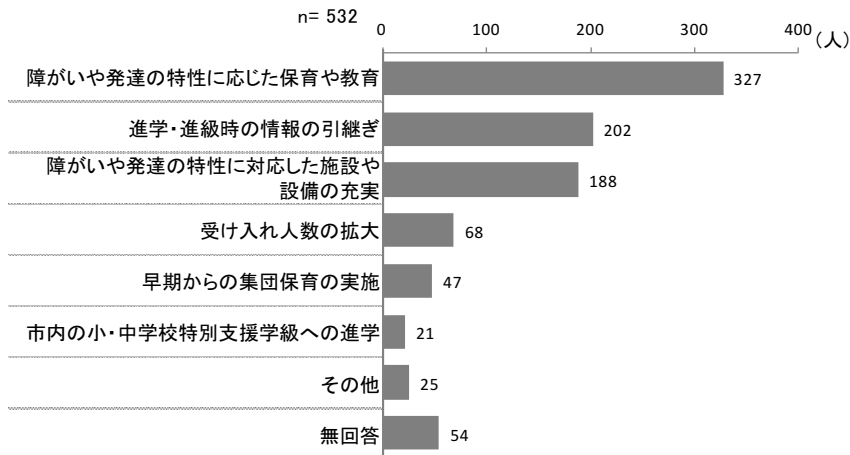
【発達不安や障がい気付いた時に説明してほしいことは、何ですか。複数回答】



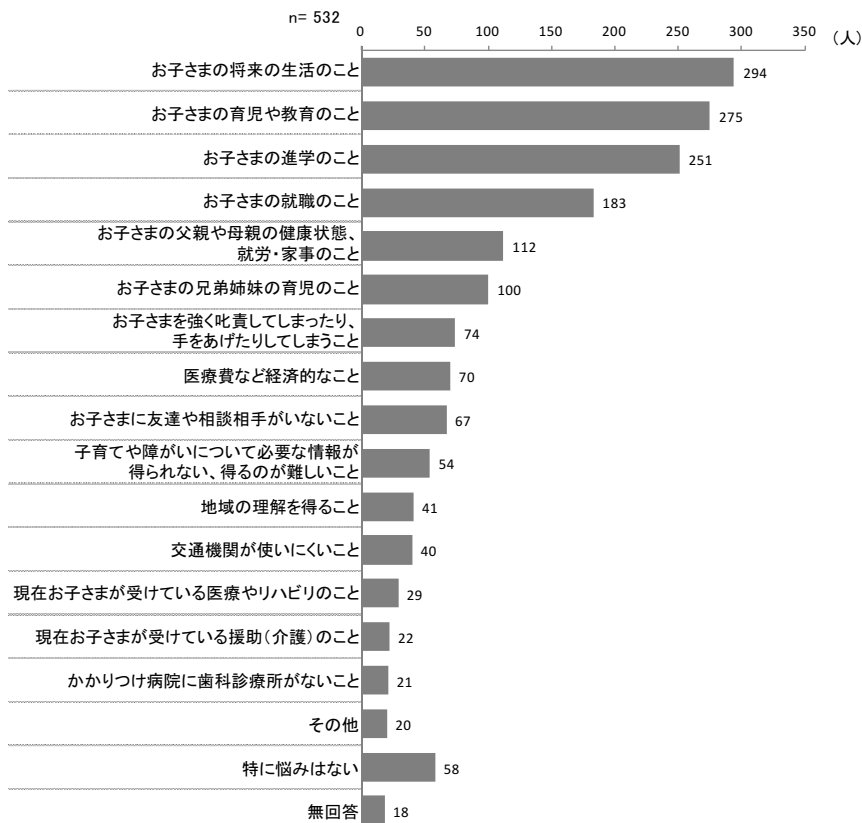
②保育・教育について

- ・「保育や教育のことで希望することや充実させるべきだと思う点は、何ですか」の問いに対しては、「障がいや発達の特性に応じた保育や教育」が 327 人（61.5%）、次いで「進学・進級時の情報の引継ぎ」が 202 人（38.0%）となっています。
- ・「子どもや同居する家族のことで悩んだり困っていることは、何ですか」の問いに対しては、「お子さまの将来の生活のこと」が 294 人（55.3%）、次いで「お子さまの育児や教育のこと」が 275 人（51.7%）となっています。

【保育や教育のことで希望することや充実させるべきだと思う点は、何ですか。複数回答】



【子どもや同居する家族のことで悩んだり困っていることは、何ですか。複数回答】

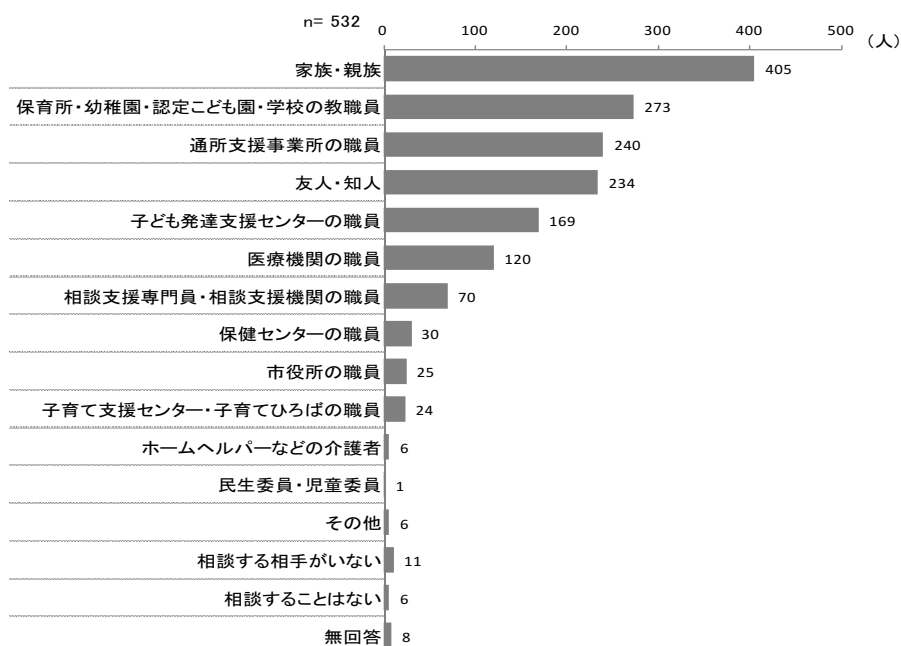


③相談と情報提供について

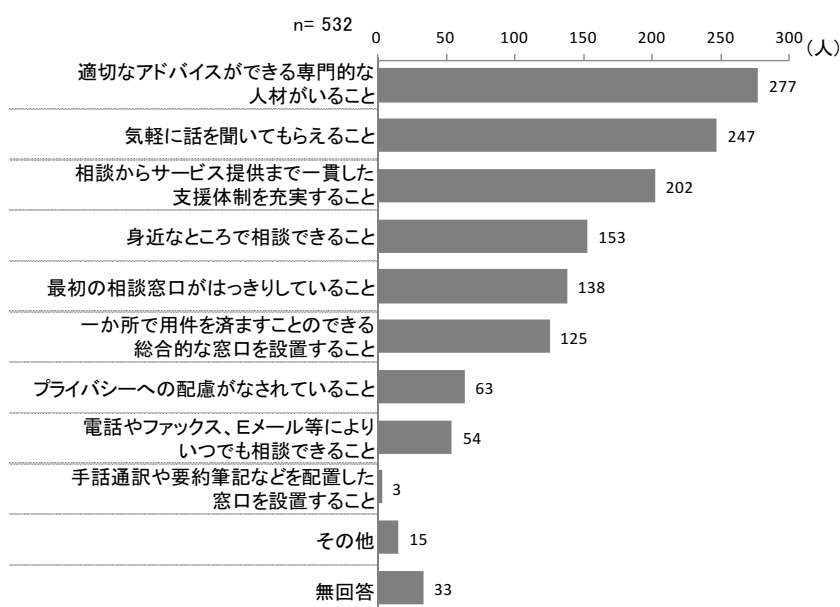
- ・「困ったことや疑問に思うことは、誰に相談していますか」の問いに対しては、「家族・親族」が 405 人（76.1%）、次いで「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が 273 人（51.3%）、「通所支援事業所の職員」が 240 人（45.1%）となっています。
- ・「相談機能を充実させるために必要なことは、何ですか」の問いに対しては、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が 277 人（52.1%）、次いで「気軽に話を聞いてもらえること」が 247 人（46.4%）、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が 202 人（38.0%）となっています。

- ・「障がい福祉に関する情報は主にどのような手段で入手していますか」の問いに対しては、「インターネット」が 296 人（55.6%）、次いで「相談支援機関の職員」が 252 人（47.4%）、「市の広報や市の窓口」が 160 人（30.1%）となっています。
- ・「情報入手するための手段について満足していますか」の問いに対しては、「満足」が 47 人（8.8%）、「ふつう」が 349 人（65.6%）、「不満」が 121 人（22.7%）となっています。
- ・「障がい福祉に関する情報で、必要な情報は何か」の問いに対しては、「学校や教育に関すること」が 315 人（59.2%）、次いで「療育・保育に関すること」が 202 人（38.0%）、「仕事や就労に関すること」が 186 人（35.0%）となっています。

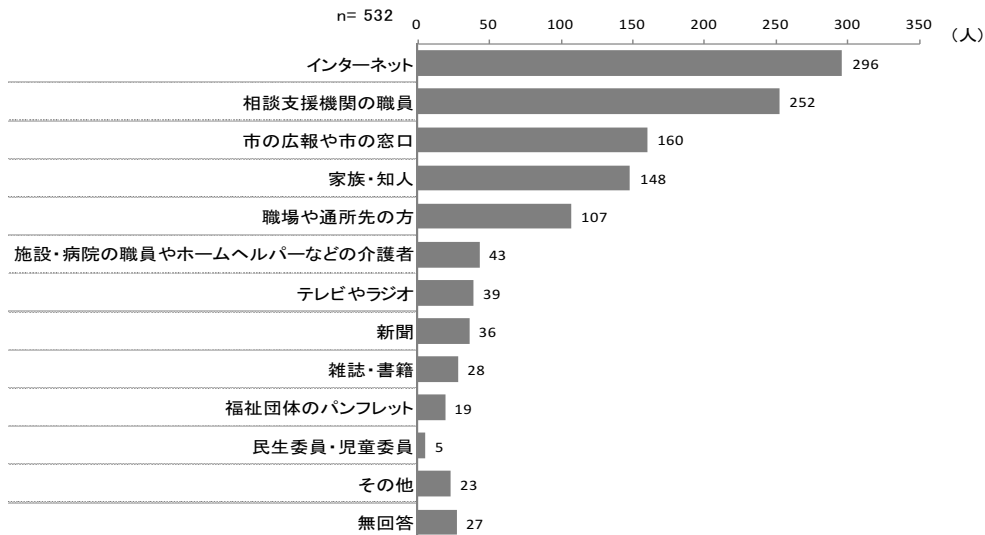
【困ったことや疑問に思うことは、誰に相談していますか。複数回答】



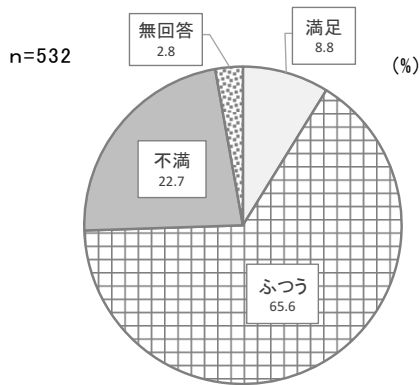
【相談機能を充実させるために必要なことは、何ですか。複数回答】



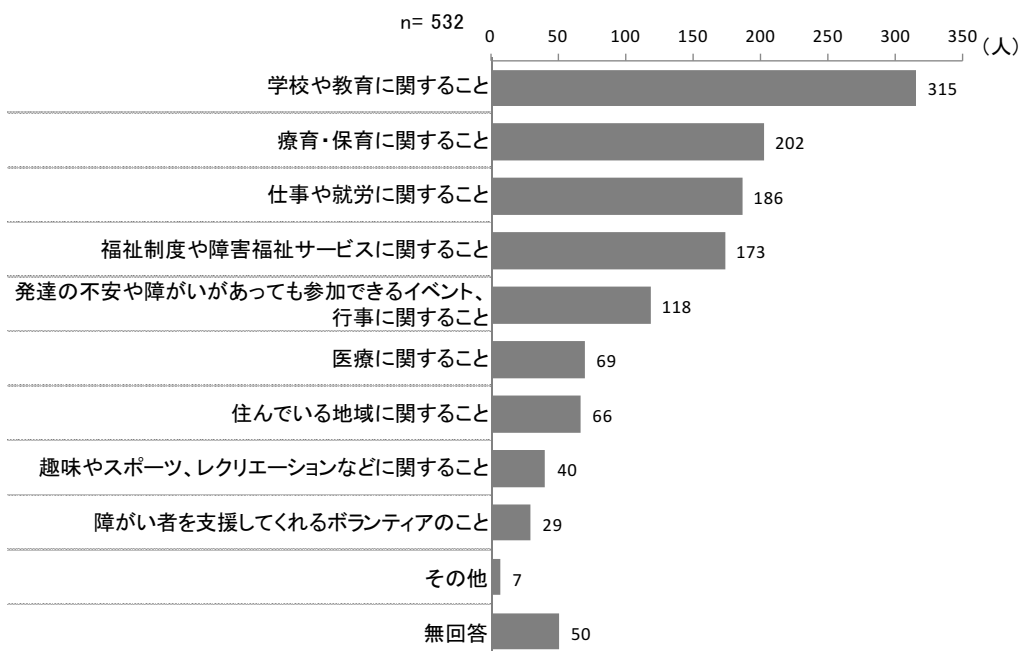
【障がい福祉に関する情報は主にどのような手段で入手していますか。複数回答】



【情報を入手するための手段について満足していますか。単数回答】



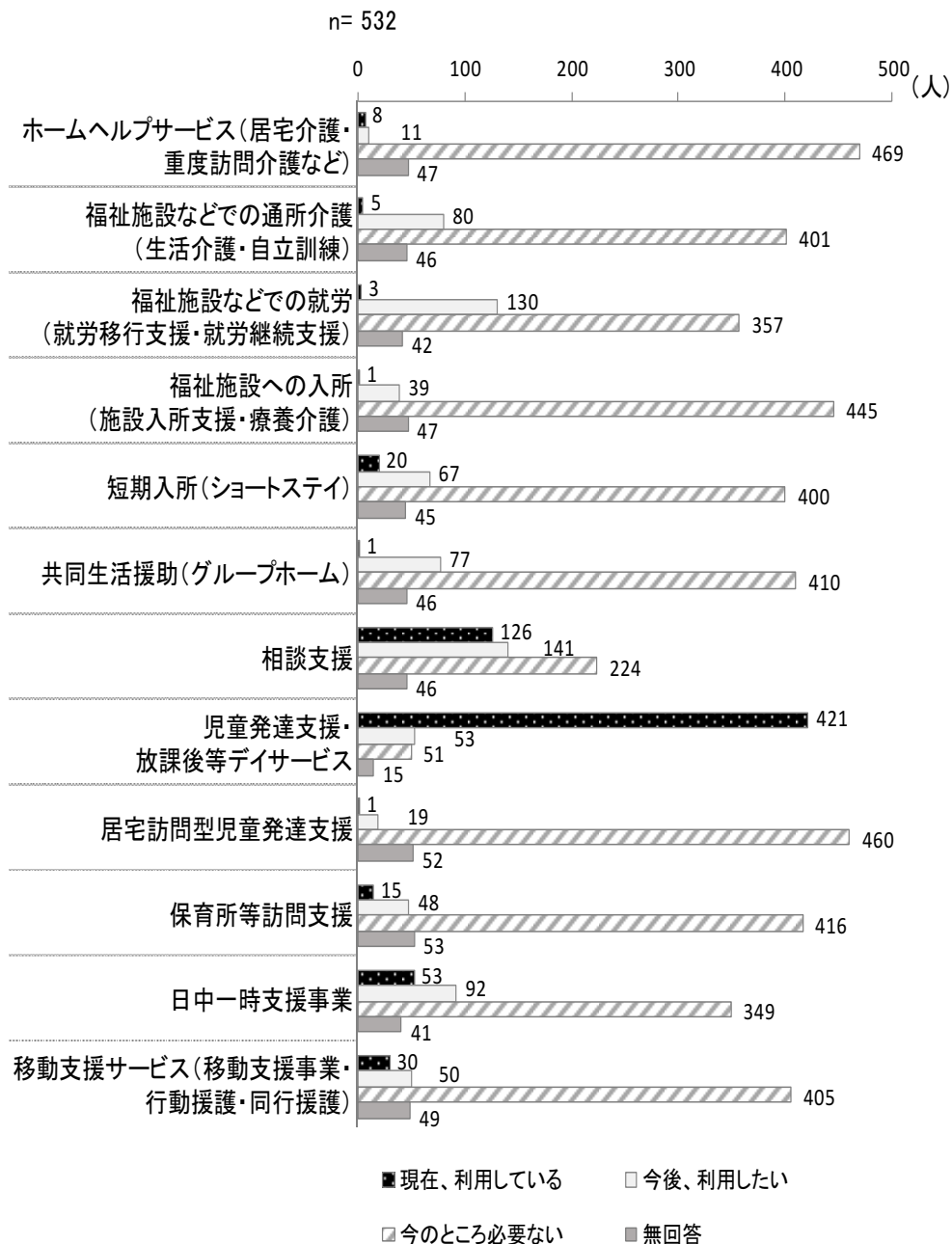
【障がい福祉に関する情報で、必要な情報は何ですか。複数回答】



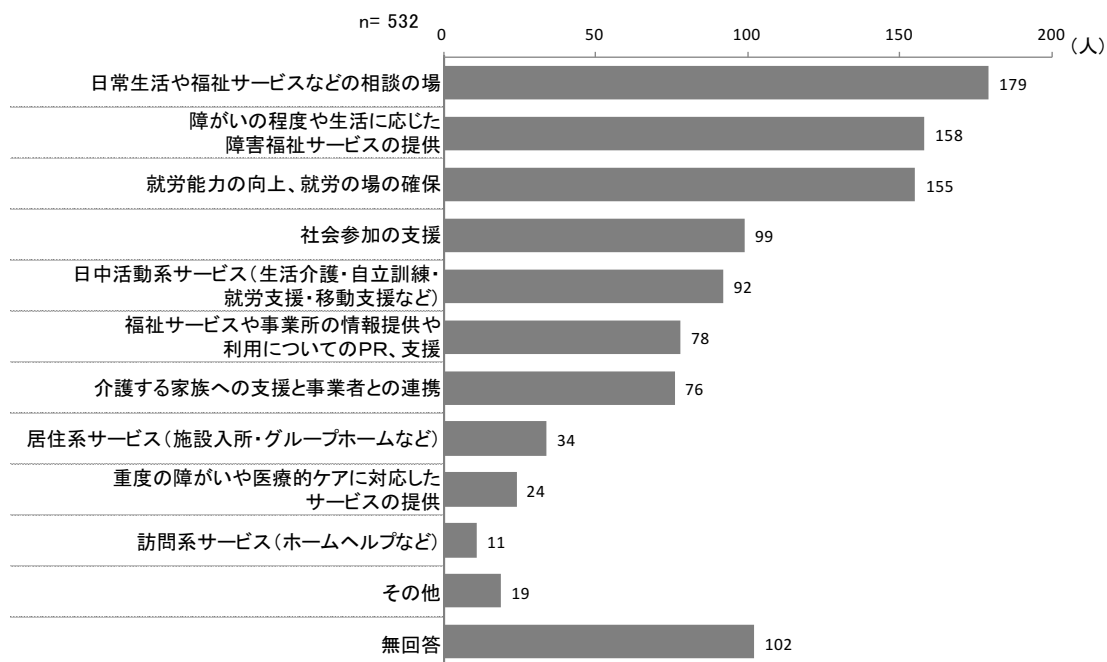
④障害福祉サービスについて

- ・「障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用意向について」の問いに対して、現在利用している福祉サービスは、「児童発達支援・放課後等デイサービス」が 421 人（79.1%）、「相談支援」が 126 人（23.7%）となっています。今後の利用意向を見ると、ほとんどの項目で利用状況よりも高く、特に「福祉施設などでの就労（就労移行支援・就労継続支援）」「福祉施設などでの通所介護（生活介護・自立訓練）」「共同生活援助（グループホーム）」などで利用意向が高くなっています。
- ・「福祉に関するサービスについて、今後力を入れてほしいことは、何ですか」の問いに対しては、「日常生活や福祉サービスなどの相談の場」が 179 人（33.6%）、「障がいの程度や生活に応じた障害福祉サービスの提供」が 158 人（29.7%）、「就労能力の向上、就労の場の確保」が 155 人（29.1%）となっています。

【障害福祉サービスの現在の利用状況と今後の利用意向について。複数回答】



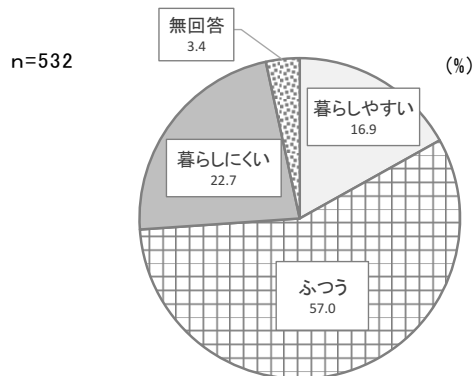
【福祉に関するサービスについて、今後力を入れてほしいことは、何ですか。複数回答】



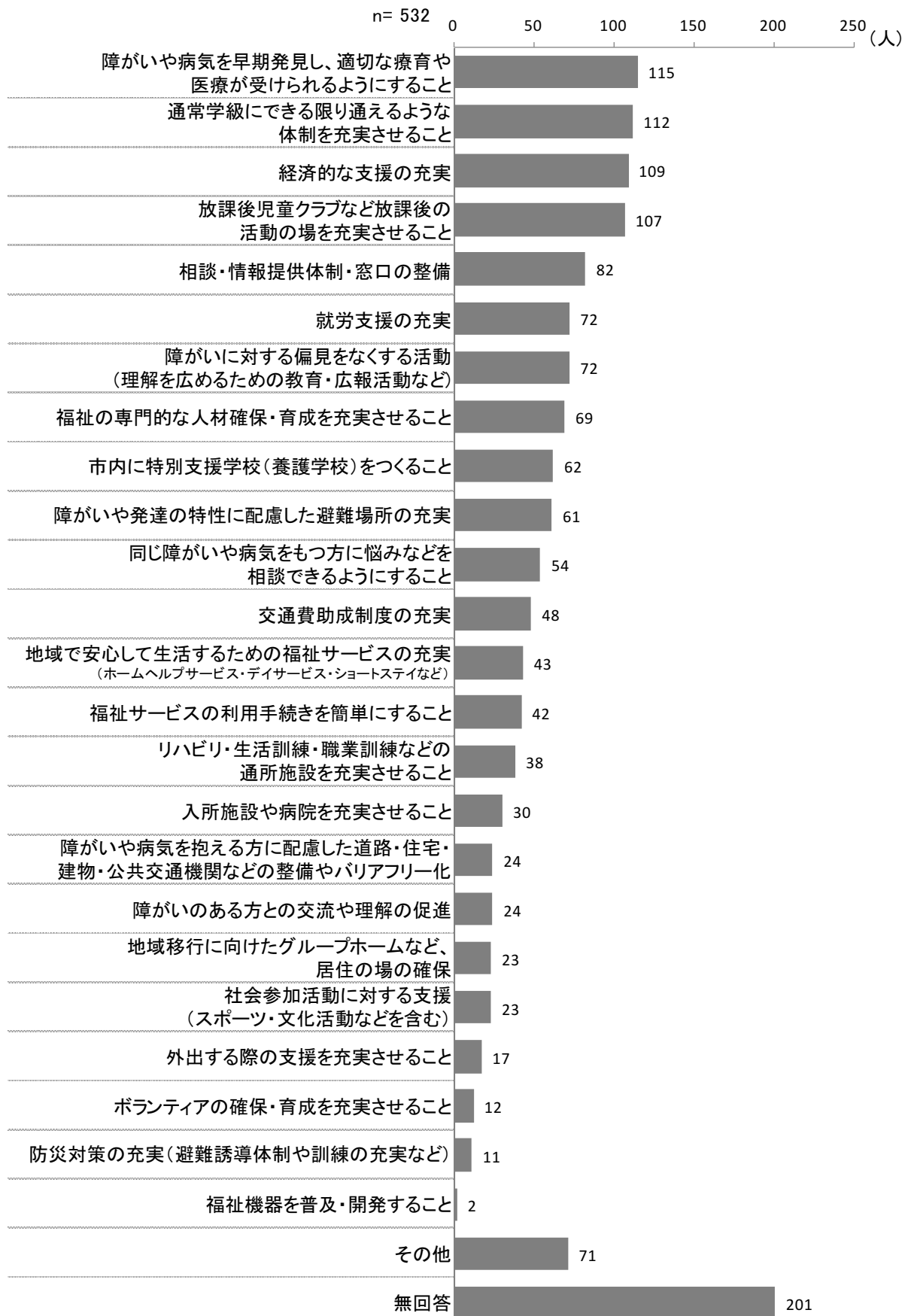
⑤江別における子どもの生活について

- ・「江別のまちは発達不安や障がいのある子どもとその保護者にとって暮らしやすいまちだと思いますか」の問いに対しては、「暮らしやすい」が 90 人（16.9%）、「ふつう」が 303 人（57.0%）、「暮らしにくい」が 121 人（22.7%）となっています。
- ・「江別市が今後力を入れるべきだと思うことは何ですか」の問いに対しては、「障がいや病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにすること」が 115 人（21.6%）、次いで「通常学級にできる限り通えるような体制を充実させること」が 112 人（21.1%）、「経済的な支援の充実」が 109 人（20.5%）となっています。

【江別のまちは発達不安や障がいのある子どもとその保護者にとって暮らしやすいまちだと思いますか。単数回答】



【江別市が今後力を入れるべきだと思うことは何ですか。複数回答】



2. 団体ヒアリングの結果

地域の実情や障がいのある方のニーズを踏まえた計画内容とするため、障がい者・障がい児団体やボランティア団体の活動状況や課題等の聞き取りを目的に団体ヒアリングを実施しました。

【実施概要】

- 日時 : 令和2（2020）年9月、10月
- 参加団体 : ①江別視覚障害者福祉協会
②江別聴力障害者協会
③江別市精神障害回復者クラブ江別空色クラブ
④江別市特別支援学級親の会
⑤江別市自立支援協議会
⑥江別市ボランティア団体連絡会
- ヒアリング方法
事前にヒアリング項目について案内し、それに沿って各団体にヒアリングを実施しました。
- ヒアリング項目：
 - ・各団体の活動状況と課題
 - ・生活環境の整備について
 - ・生活支援について
 - ・雇用や就労について
 - ・障がいへの理解や交流について
 - ・保健、医療について
 - ・教育や保育について
 - ・計画への要望

【主な意見・要望】

○ 緊急時や災害時の対応について

- ・ 緊急時や災害時にわかりやすく簡単に情報伝達を行える仕組みづくり
- ・ 支援をする市職員、消防員、ボランティアスタッフ等を対象とした講習会の実施
- ・ 障がい内容に合わせた避難所の整備
- ・ 日常的に医療的ケアを必要としている方の病院受け入れ体制の充実
- ・ 経済または家庭環境等を理由に一時的に利用できる居住施設の設置

○ 生活環境の整備と生活支援について

- ・ 公共施設、歩道のバリアフリー化等、誰もが安全に移動できる環境づくり
- ・ 福祉バスの再開を含む公共交通機関、福祉タクシー券の一層の充実等の移動支援強化
- ・ テレビ番組の手話通訳・字幕の普及
- ・ 障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の担い手不足の解消
- ・ 日常生活用具の耐用年数・設置基準の見直しや対応内容の拡充
- ・ わかりやすい障害福祉サービス情報発信の強化

- ・ 専任通訳者の補充
- ・ 手話ができる福祉相談員の配置
- ・ 相談窓口のプライバシー保護
- ・ 作業工賃の値上げ、生活費の補助
- ・ 精神障がい者の生活相談体制の強化
- ・ 難病当事者の会の設立
- ・ 障がいの状況に応じた相談支援事業所の増設
- ・ 地域社会で働くためのステップアップに必要なサポートの提供

○ 雇用や就労について

- ・ 職場内での手話によるコミュニケーション対応
- ・ 就労支援情報の充実や障がい者雇用の強化
- ・ 卒業後に就労事業所へスムーズに移行できる体制の整備
- ・ 障がい者雇用の意識向上、障がい者への理解が進んでいることを評価

○ 障がいへの理解や交流

- ・ 盲導犬への理解と普及
- ・ 手話に関する理解を広めるための様々な啓発
- ・ 物品販売を通じた就労事業所 PR のための物品販売場所の充実
- ・ 見えない、聞こえない等、障がい者の立場になった理解
- ・ 精神・発達障がいの自己理解促進のための意見交換・悩み相談の場

○ 保健・医療について

- ・ 保健所の書類の音声化、手話通訳者の配備
- ・ 障がい特性に応じた、病院内のサービス・設備強化
- ・ 誰にでもわかりやすい医療制度や助成の案内
- ・ 医療費助成の充実
- ・ 精神科のある病院の充実
- ・ 医療的ケアが必要な障がい児の受け入れ強化
- ・ 感染症拡大防止対策の充実

○ 教育・保育について

- ・ 教育機関での、障がい児への理解や受け入れ体制の充実
- ・ 保育園、学校等への移動支援や近隣寄宿舍の整備
- ・ 市内に高等支援学校の設置を希望
- ・ 個別支援保育[※]の年齢制限の撤廃

3. 課題の整理

障がい福祉施策の進捗状況やアンケート調査及びヒアリングの結果等から、本計画の策定における障がい福祉の課題を以下のとおり整理しました。

(1) 相談支援体制の充実

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。

相談支援においては、障がいのある方やその家族等が抱える課題を把握し、専門的な助言を行い、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる必要があります。そのためには、行政機関やその他関係機関との連携が不可欠となっています。

調査結果では、一定程度の割合の方が相談・情報提供体制・窓口の整備に力を入れてほしいと回答していることなどから、情報の提供体制や内容の充実に努めながら、相談支援時には、相談の気軽さに配慮するとともに、相談者にとって必要な情報を収集し、専門的な助言を行うための体制整備が課題となっています。

(2) ニーズに合った障害福祉サービスの提供

地域において、障がいのある方や家族等が、ニーズや障がいの特性等に応じた障害福祉サービスを利用しながら充実した日常生活を送るためには、必要なサービス量を把握し、その情報を障害福祉サービス事業者等と共有しながら、十分なサービス量を確保していく必要があります。

また、市内では、障がい福祉関係団体により、障害福祉サービスの提供やボランティア活動等、障がいのある方を支える様々な活動が行われていますが、活動する方の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が課題となっています。

個人同士のつながりが希薄化し、孤立しやすくなっている状況の中で、障がいのある方が安心して生活するためには、地域住民と協力して、障がいのある方本人はもとより保護者や家族の気持ちに寄り添って、助け合いながら、きめ細やかに支援していく体制を整備する必要があります。

(3) 障がい児支援の充実

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、障がいや発達の特徴に応じた保育・教育を希望する人が多いという調査結果から、児童の成長に応じた障がいの程度や発達の特徴・課題について、相談内容や対応方法は変化していくため、地域の保健、医療、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

将来においても住み慣れた地域での生活を継続し、障がいの有無にかかわらず全ての児童がともに成長できるように、十分な障害福祉サービスの量や地域社会への参加の機会を確保することが課題となっています。

(4) 社会参加の機会の確保

障がいのある方が、自分らしく生き生きとした社会生活を送るためには、福祉施設での就労を含む日中活動の場や地域における交流活動への参加の機会を確保する必要があり、障がいのある方が社会的な障壁を感じることなく社会活動や余暇活動を行うためには、障がいのある方に対する地域の理解が重要です。

調査結果では、障がいのある方が就労するためには、障がいへの理解や障がいの程度に応じた仕事などが必要とされており、就労を支援する日中活動系サービスの充実や障がい者雇用の確保が求められています。

また、障がいのある方のニーズを踏まえて、障がいのある方の個性や能力の発揮を促進するために、文化芸術を鑑賞し、または創造や発表等の活動に参加する機会を確保することや、障がいのある方の読書環境を整備することなど、社会参加の選択肢を広げていくことが今後の課題となっています。

(5) 障がいのある方が住みやすい環境づくり

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいのある方の個性と人格が尊重され、市民が障がいへの理解を深め、障がいを理由とした差別等のない環境づくりが重要です。

また、災害時の適切な情報伝達や避難時の環境の整備について不安があるという調査結果から、災害時に障がいのある方が孤立することのないように、地域全体で支え合う住みやすい環境づくりが課題です。地域で障がいのある方を支えていくためには何が必要なのかを考え、障がいのある方の声をもとに暮らしやすさの向上に努めていく必要があります。

第5章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念と基本目標

前計画では、「障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成」を目指し、計画を推進してきました。

基本理念は、計画の根本をなすものです。そのため、本計画においても前計画の基本理念を承継していくものとします。

<基本理念>

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成

- ① 障がいのある方の自立を地域で支えることのできるサービス提供体制づくり
- ② 施設重視の福祉から地域福祉、在宅福祉への着実な転換
- ③ 障がいのある方の自立と社会参加、就労の促進

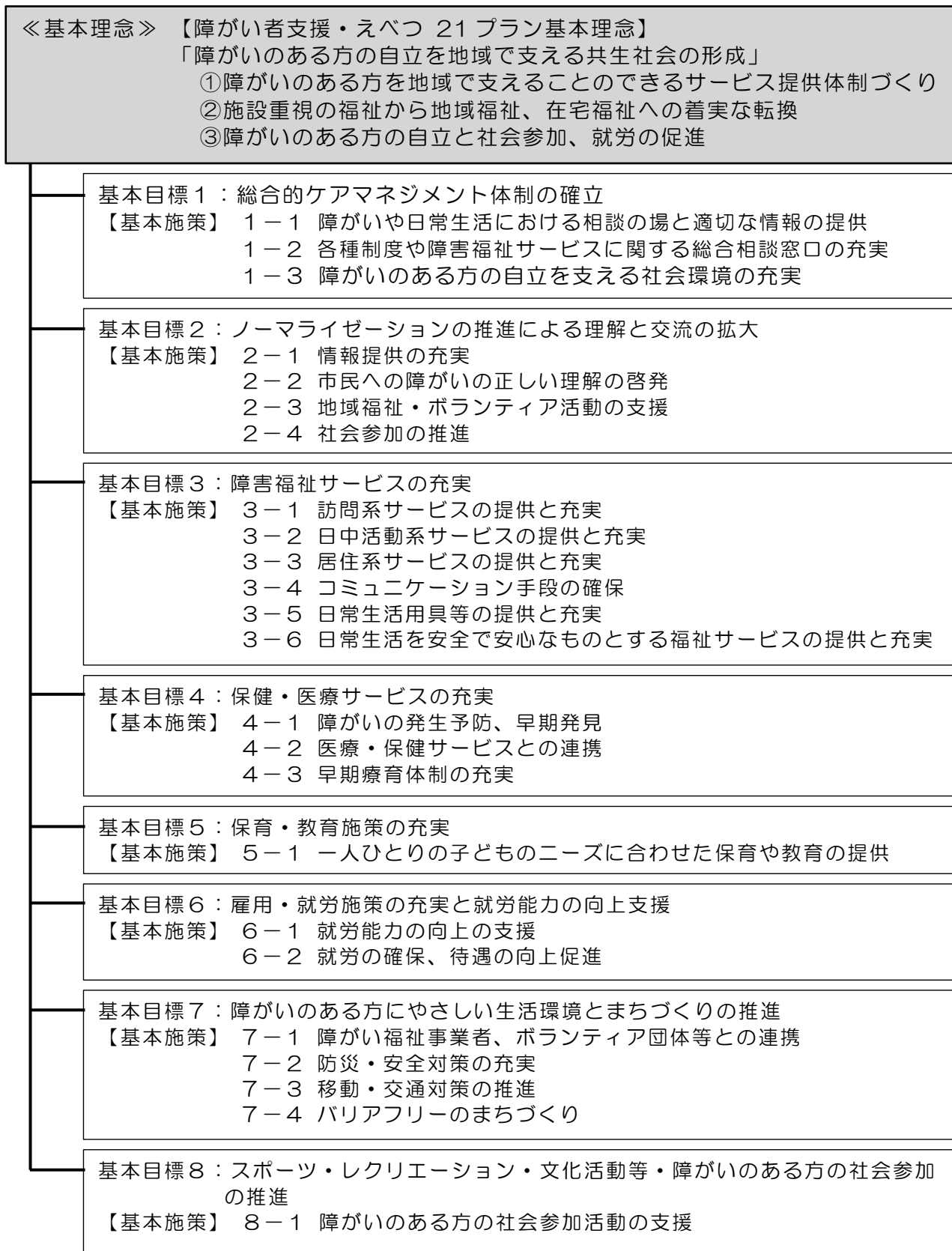
障がいのある方などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その方が必要とする支援を受けながら自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備が求められています。

このような状況を踏まえ、すべての市民が障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域で共生できるまちづくりを目指します。

<基本目標>

- 基本目標1 総合的ケアマネジメント体制の確立
- 基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大
- 基本目標3 障害福祉サービスの充実
- 基本目標4 保健・医療サービスの充実
- 基本目標5 保育・教育施策の充実
- 基本目標6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援
- 基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進
- 基本目標8 スポーツ・レクリエーション・文化活動等・障がいのある方の社会参加の推進

2. 計画の施策体系



第6章 第5期障がい者福祉計画

1. 目標の設定

本計画においては、障がい福祉施策を確実かつ効果的に展開するため、施策の柱となる8つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、成果指標を定め実施していきます。

基本目標	成果指標	初期値 令和元年 (2019)	目標
1. 総合的ケアマネジメント体制の確立	1 障害者相談支援事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数(件)	823	↗
	2 精神障がい者相談員設置事業において専任相談員が受けた年間延べ相談件数(件)	373	↗
2. ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大	3 ボランティア活動の延べ実施人数(人)	8,355	↗
	4 手話通訳派遣等社会参加を支援する事業の利用人数(人)	3,486	↗
3. 障害福祉サービスの充実	5 自宅で生活している障がいのある方的人数(身体・知的・精神)(人)	8,355	↗
	6 障がいのある方の福祉サービス利用率(%)	25.2	↗
4. 保健・医療サービスの充実	7 障害児通所支援事業の利用により、児童の発達が進められたと感じる保護者の割合(%)	99.0	→
5. 保育・教育施策の充実	8 子育て環境が充実していると思う保護者の割合(%)	47.9	↗
	9 教育施策に満足している保護者の割合(%)	84.1	↗
6. 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援	10 障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合)(%)	62.8	↗
7. 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進	11 市街地整備に満足している市民割合(顔づくり、公園、バリアフリー化、上下水道等)(%)	82.7	↗
	12 災害対策が充実し安心と思う市民割合(%)	54.2	↗
8. スポーツ・レクリエーション・文化活動等障がいのある方の社会参加の推進	13 障がい者スポーツ大会・教室参加者数(人)	750	↗
	14 視覚障がい者生活訓練事業参加者数(人)	14	↗

※目標については、施策評価表及び事務事業評価表の成果指標を用い、上昇、維持等障がい者施策の基本的方向を定めています。

※「障がい者雇用率(法定雇用率達成事業所の割合(%))」については、北海道労働局に照会した数値です。

2. 計画の内容

本計画においては、障がい福祉施策を確実かつ効果的に展開するため、施策の柱となる 8 つの基本目標を設定しています。この基本目標を達成するために、江別市における課題を整理し、個別事業を実施していきます。

基本目標 1 総合的ケアマネジメント体制の確立

障がいのある方が地域において自立した日常生活・社会生活を送るためには、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、サービス利用者の各種ニーズに対応できるように相談支援体制を充実させていく必要があります。

障がいのある方の障がいの程度、生活スタイル等に合わせた情報提供やアドバイス等、総合的なケアマネジメント体制の確立により、障がいのある方が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし、地域住民とともに生活できる社会環境の実現を目指します。

基本施策 1-1 障がいや日常生活における相談の場と適切な情報の提供

主な事業名	内容
障害者相談支援事業	専任相談員が、障がいのある方や家族等から相談を受け、障がいの特性に配慮した対応を行い、日常的な困り事に関する助言、情報提供等、障がいのある方の社会的自立に向けた支援を行います。 ((一財)江別市在宅福祉サービス公社に委託)
精神障害者相談支援事業	専任相談員が、精神障がいのある方や家族等から相談を受け、障がいの特性に配慮した対応を行い、日常的な困り事に関する助言、情報提供等、障がいのある方の社会的自立に向けた支援を行います。 ((特非)江別あすか福祉会に委託)
障害者就労相談支援事業	専任相談員が、障がいのある方や家族等から相談を受け、就労や社会的自立に向けた支援を行い、就労後には、職場訪問、企業へのアドバイス等、就労を継続できるように支援を行います。 ((福)新篠津福祉会に委託)
精神保健福祉士・社会福祉士の配置	市に精神保健福祉士等を配置し、障がいのある方が地域で生活する上での様々な相談を受けるとともに、総合的かつ継続的にサービス等に関する情報提供を行います。
身体障害者相談員・知的障害者相談員の設置	市が委嘱した相談員が、身体障がい及び知的障がいのある方の日常生活の様々な相談に対して助言を行います。
包括的支援事業との連携	障がいのある高齢者が、介護保険サービス以外に障害福祉サービスの利用が必要と認められる場合に、地域包括支援センター [※] と連携しながら相談支援に取り組めます。

主な事業名	内容
子育て支援事業	子育て支援センターと連携し、育児の不安等についての相談に対応するほか、子育てについての各種情報の提供を行います。
	家庭児童相談員と連携し、家族等の介護者が抱える発達の不安、子どもの障がい、介助の負担軽減に関する相談に対応するほか、適切な情報の提供を行います。
	学校外の生活の充実を図るため、関係機関との情報共有を行い、連携の強化に努めます。
子どもの発達相談事業及び情報提供	<p>子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその保護者に対して、心理、運動、言語等の発達相談を行います。</p> <p>保護者が発達に心配のある児童の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるように、ペアレントトレーニング等の保護者支援を行います。</p> <p>「出前講座」や市民向け講演会として「子育て講座」を実施することにより、発達障がい児の特性や配慮について普及啓発と情報提供を行います。</p>
健康づくり事業	心身の健康相談をしたい方を対象に、保健師が健康相談や訪問指導を行い、心と健康に関する不安を解消します。

基本施策 1 - 2 各種制度や障害福祉サービスに関する総合相談窓口の充実

主な事業名	内容
身体障害者手帳等の交付、相談	身体障害者手帳等の交付時には、障がいの特性に配慮した対応を行い、利用できる各種制度、サービス内容について説明を行います。また、各種制度、サービスの利用方法に関する相談に対応します。
障害福祉サービス利用相談、決定	障がいの特性に配慮した対応を行い、障害福祉サービスの利用、申請に関する相談に対応し、障害福祉サービス利用申請に対して決定を行います。
介護者・支援者からの相談	家族等介護者の精神的な負担軽減や不安解消に向け、各種制度や障害福祉サービスの利用等に関する相談を行います。
自立した生活実現に向けた相談	障がいのある方の就労・教育等に関する意向を聞き取り、各種制度や障害福祉サービスの利用等に向けて相談を行います。

基本施策 1 - 3 障がいのある方の自立を支える社会環境の充実

主な事業名	内容
自立支援協議会の設置	地域における障がい福祉の関係機関が連携して、支援体制に関する協議を行い、地域課題の解決に努めます。
障がいに対する理解促進	市民全体の障がいに対する関心と理解を深めるため、周知啓発に努めます。
自立した生活実現に向けた体制整備	障がいのある方の自立した生活実現に必要な就労や教育等の支援体制の整備に努めます。
成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進	障がいのある方の生活と権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進に努めます。
障がい者の虐待防止	障がい者の虐待を未然に防止するため、関係機関との連携協力や意識の啓発を行います。
ごみサポート収集、ごみ袋無償交付	障がいのある方の在宅生活を支えるために、ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な世帯を対象として、住宅の敷地内から戸別に回収します。 在宅で常時紙おむつを使用している方に対し、ごみ袋の無償交付を行います。

基本目標2 ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大

障がいのある方が気軽に外出し、社会活動や余暇活動等に参加できるように、引き続き適切な情報提供を行い、必要な障害福祉サービスを提供することにより、障がいのある方の自立と一層の社会参加や孤立化防止に向けた地域全体での支え合いを目指します。

また、ノーマライゼーションの考えのもと、障がいのある方が社会的な障壁（バリア）を感じることなく安全・安心な生活を送れるよう、市民一人ひとりの障がいに対する関心と理解を深めるための周知啓発に係る事業展開を目指します。

基本施策2-1 情報提供の充実

主な事業名	内容
広報やホームページによる情報提供の充実	障がいのある方や家族の日常的な困り事等、様々な相談につながるよう、広報やホームページを通じて福祉サービスの利用や各種制度について適切な情報提供を行います。 市民や企業等における障がいに対する関心、理解を深めるため情報提供を行います。
声の広報、点字広報等の発行	「広報えべつ」等をCDに収録、点訳して、視覚障がいのある方により早く行政やその他の情報を届けます。
防災に関する情報提供の充実	避難所、避難行動要支援者支援制度、ネット119 [※] 等の防災に関する情報を防災あんしんマップ、広報、ホームページ等の様々な媒体を効果的に活用して提供します。
情報提供ツールの充実	全ての障がいのある方に効果的に情報が行き渡るよう、障がいの種類、年齢等を考慮し、情報提供ツールの充実に努めます。

基本施策2-2 市民への障がいの正しい理解の啓発

主な事業名	内容
ノーマライゼーション理念の普及啓発	市民に対して、障がいや疾病等に対する理解とともに、ノーマライゼーションの普及や障がいを理由とする差別解消を図るため、市や社会福祉協議会の広報誌や、ホームページを活用した情報提供に努めます。 出前講座で小中学生を対象に、車いすや白杖を使った障がいの疑似体験や介助体験を行い、障がいへの理解を深めます。
地域における交流事業の推進	小中学校の総合学習の時間や、江別ふれあい広場等を通して、子どもの頃から、市民の相互理解や意識の啓発を図ります。
手話に関する理解と啓発	手話が言語であるとの認識を広く市民に理解してもらうため、広報へ手話の掲載や手話研修会の実施等、手話の啓発に努めます。

基本施策 2 - 3 地域福祉・ボランティア活動の支援

主な事業名	内容
障がい関係ボランティアの養成	ボランティア活動に熱意のある市民を対象に、手話、点字、要約筆記、朗読のボランティアを養成する講習会を実施します。
精神障がい者ボランティア団体活動支援事業	精神障がいのある方の社会参加の推進のため、地域における社会活動、ボランティア活動や研修会等を開催します。 (江別市精神障害回復者クラブ江別空色クラブに委託)
社会福祉協議会との連携	江別市社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体の育成や活動の場の提供に努めます。

基本施策 2 - 4 社会参加の推進

主な事業名	内容
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動の支援を行います。
福祉タクシー利用料金の助成	障がいのある方の社会参加の促進等を目的として、タクシー普通車基本料金相当額（初乗り料金）の利用券を交付します。
医療的ケア支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方の社会への参加を促進するため、医療機関等と連携して支援を行います。
手話通訳・要約筆記者の派遣	聴力や言語に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、通訳者を派遣します。
地域における交流促進	地域における障がいのある方の孤立化防止や、障がい等で避難行動に支障のある方への災害時支援の必要性等を認識し、地域全体で支え合う環境をつくるため、地域における交流促進を図ります。

基本目標3 障害福祉サービスの充実

生活様式等の変化に伴い、障がいのある方のニーズは常に変化していくことから、一人ひとりの障がい特性、能力やニーズ、介護者や地域など周囲の状況等に応じて、適切なサービスを提供していけるよう体制の整備を進めます。

また、日常生活用具の給付、手話通訳・要約筆記者の派遣による意思疎通支援等、障がいのある方の地域生活を様々な角度から支援することにより、生活基盤の充実を目指します。

基本施策3-1 訪問系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴、排せつ、食事に関する介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅での入浴、排せつ、食事に関する介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
行動援護	知的または精神障がいにより、行動が著しく困難で常時介護が必要な方に、行動の際に必要な援護や移動支援を行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供や、移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。
介護者・支援者の負担軽減	訪問系サービスを充実させることにより、介護者等の精神的・身体的な負担軽減を図ります。

基本施策3-2 日中活動系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事に関する介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行等の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）対象者の地域移行に向けて、生活能力等を維持、向上するための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

主な事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
介護者・支援者の 負担軽減	日中活動系サービスを充実させることにより、介護者等の精神的・身体的な負担軽減を図ります。

基本施策 3-3 居住系サービスの提供と充実

主な事業名	内容
グループホーム	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

基本施策 3-4 コミュニケーション手段の確保

主な事業名	内容
専任手話通訳者の 配置	市に専任手話通訳者を配置し、市やその他の公的機関における窓口対応等の支援を行います。
手話通訳・ 要約筆記者の派遣	聴力や言語に障がいのある方のコミュニケーションを支援するため、通訳者を派遣します。
手話でのコミュニケーショ ン支援	広報等を活用して手話が言語であるとの認識を市民に広めるとともに、手話講習会を開催する等、手話でのコミュニケーションを推進します。

基本施策 3-5 日常生活用具等の提供と充実

主な事業名	内容
重度心身障がい者(児)日常生活用具の給付	重度の障がいのある方等が、在宅での不便を解消し、日常生活を行うために必要な日常生活用具を給付します。
補装具の交付、修理	障がいによって損なわれたり、低下した身体の機能を補うために必要な補装具の交付や修理を行います。
介護ベッド・車いす・歩行器の貸出し	障がいのある方に、介護用ベッド、車いす、歩行器の貸出しを行います。

基本施策 3-6 日常生活を安全で安心なものとする福祉サービスの提供と充実

主な事業名	内容
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方等の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動支援を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅等で入浴が困難な在宅の重度身体障がいのある方を対象に移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行います。
高齢者の日常生活の支援	福祉除雪や緊急通報装置の貸与等高齢者支援事業により、障がいのある方を支援します。
住まいの場の確保	障がいのある方の地域での暮らしを支援するため、グループホーム等の住まいの場の確保に努めます。
地域生活支援拠点の整備	地域における障がいのある方の生活支援のため、北海道等と連携して、地域生活支援拠点の整備を推進します。
ごみサポート収集	障がいのある方の生活を支えるために、ごみをごみステーションまで運ぶことが困難な世帯を対象として、住宅の敷地内から戸別に回収します。

基本目標 4 保健・医療サービスの充実

障がいへの早期対応は、障がい程度の軽減や障がいのある方の自立促進につながることから、障がいのある方やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、障がいをできるだけ早い段階で発見することが重要です。

また、病院や施設から地域生活への移行を引き続き進めていくためには、医療的ケアを必要とする障がいのある方が、安心してサービスを利用できるような体制整備が必要であり、医療・保健の連携を図りながら、生涯を通じて安心して利用できるサービス提供体制の充実を目指します。

基本施策 4-1 障がいの発生予防、早期発見

主な事業名	内容
子どもの発達相談事業	子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその家族からの相談を受けるとともに、心理、運動、言語等の発達に関する支援を行います。
乳幼児健康診査等における早期発見と早期相談の実施	乳幼児健康診査（4か月児、10か月児（医師会への委託）、1歳6か月児、3歳児、発達健診）において、発達状況や障がいの早期発見と早期相談を実施します。

基本施策 4-2 医療・保健サービスとの連携

主な事業名	内容
自立支援医療（更生医療）の給付事業	18歳以上の身体障がいのある方が、指定医療機関で更生医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
自立支援医療（精神通院）の給付事業	精神疾患のため医療機関に通院されている方が、指定医療機関で精神通院医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
自立支援医療（育成医療）の給付事業	障がいのある児童が、指定医療機関で育成医療を受けた場合、その医療費の一部を助成します。
医療的ケア支援事業	日常的に医療的ケアを必要とする重度の障がいのある方が社会参加できるように、医療機関と連携して支援を行います。
医療費助成事業	重度の障がいのある方に対し、医療費の一部を助成します。
医療機関との連携	障がいのある方が安心して地域で生活が送れるように、地域の医療機関と連携を図ります。

基本施策 4-3 早期療育体制の充実

主な事業名	内容
連携強化による支援体制づくりの推進	保健センター、子ども発達支援センター、教育委員会、医療機関等との情報共有により、早期発見・早期療育につなげる支援体制を強化します。
子どもの発達相談事業	子ども発達支援センターにおいて、発達に心配のある児童やその家族からの相談を受けるとともに、心理、運動、言語等の発達に関する支援を行います。

基本目標5 保育・教育施策の充実

障がいの早期発見に加え、一人ひとりの発達や障がいの特性に応じた適切な訓練や療育を受け、適切な保育・教育を受けることは、障がいのある児童が健やかに成長し、地域で安心して暮らし、将来自立した地域生活を送るために重要です。

子育て、保育、教育関連部局と学校や事業所等の関係機関の連携体制を強化し、就学前から卒業後にわたり切れ目のない支援を進めることで、障がいのある子どもが健やかに成長し、保護者も安心できる保育・教育の充実を目指します。

基本施策5-1 一人ひとりの子どものニーズに合わせた保育や教育の提供

主な事業名	内容
障害児通所支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等、発達段階や障がい特性に合った発達支援を行う体制づくりを進めます。
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
子ども・子育て支援事業計画との連携	子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りながら、発達支援の必要な全ての児童の早期発見・早期支援や総合的な支援体制の整備、放課後の居場所づくり等に努めます。
学校教育事業との連携	特別支援学級、就学相談等、学校教育事業との情報共有を図りながら、発達や心身に障がいのある幼児・児童・生徒への支援を行います。
保育・教育に係る選択肢の充実	個別保育の必要な障がいのある児童の受入れや特別支援学校の誘致等、保育・教育に係る選択肢の充実に努めます。
子育て支援事業	放課後児童クラブ等で、障がいのある児童を受け入れます。 研修会等に参加することにより、障がいに関する基本的な知識を習得するとともに、個別の事案に対し関係機関で情報共有します。

基本目標6 雇用・就労施策の充実と就労能力の向上支援

障がいのある方が社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味を持っています。障がいのある方の希望や、能力・適性に応じた多様な就労形態や場所を提供することが重要です。

ハローワークをはじめとする労働関係機関等と連携し、企業などへの障がい者雇用の促進や障がいのある方への理解促進を図るための普及啓発、就労に向けた訓練等のサポート活動の充実を図り、就労移行支援や就労定着支援を推進していきます。

また、農業分野の就労支援として農福連携を推進するなど、就労支援の充実を図ります。

基本施策6-1 就労能力の向上の支援

主な事業名	内容
就労移行支援 (障害福祉サービス)	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型、B型) (障害福祉サービス)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援 (障害福祉サービス)	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
職業能力開発の推進	ハローワークと連携し、北海道障害者職業能力開発校、北海道障害者職業センター等を紹介し、障がいのある方の職業能力の開発、向上を推進します。
障がいのある児童に対する就労支援	学校や企業、障害福祉サービス事業所等と連携を図り、障がいのある児童の卒業後の受入れを前提とした就業体験等を行い、就労能力の向上を図ります。

基本施策6-2 就労の確保、待遇の向上促進

主な事業名	内容
障がいのある方の就労相談	障害者就労相談支援事業所やハローワークと連携し、障がいのある方の一般就労に向けた支援に努めます。
障がい者雇用の促進、普及啓発	障がい者雇用への理解を深めるため、関係機関と連携し、企業等への啓発活動と情報提供を行うとともに、実態把握に努めます。
福祉的就労 [*] の充実	庁内への周知等により、障がい者就労支援施設からの優先的な物品調達を推進し、障がい者の自立した生活の実現を目指すとともに、広報、ホームページ等を通じてPR等を行います。
農福連携の推進	障がいのある方が農業分野で就労するために、自立支援協議会で農業者との情報共有や研修等を実施することにより、相互理解を図り、農業と福祉が連携して、就労の確保に努めます。

基本目標7 障がいのある方にやさしい生活環境とまちづくりの推進

災害時に、障がいのある方に適切な情報が伝達されるよう、関係団体等との連携体制を強化するとともに、避難生活においても障がいのある方のニーズに対応できるよう、福祉避難所の充実を図ります。感染症拡大防止対策の推進についても、障害福祉サービス事業所が、継続してサービスを提供できるように、必要な物資を確保するなど、感染症拡大防止に向けた取組を進めていきます。

また、障がいのある方が安心して行動できるよう、移動手段の充実や、住宅・道路・公共施設等が誰でも利用しやすくなるよう環境整備を進めていきます。

基本施策7-1 障がい福祉事業者、ボランティア団体等との連携

主な事業名	内容
障害福祉サービス事業所との連携	市内の障害福祉サービス事業所との連絡会の開催により、情報の共有化を図り、障害福祉サービスの充実に努めます。
障がい関係団体との連携	各団体と情報や意見交換を行い、各団体の活動内容等を、広報やホームページに掲載するなど情報提供に努めます。
ボランティア活動の推進	江別市社会福祉協議会と連携し、障がいのある方の地域生活に必要なボランティア活動の普及、促進に努めます。

基本施策7-2 防災・安全対策の充実

主な事業名	内容
避難行動要支援者避難支援制度の推進	避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。 また、自治会や民生委員・児童委員等の団体が実施する避難行動要支援者の平常時の見守りや災害時の避難支援等が円滑に進むよう働きかけを行います。
地域と連携した防災訓練の実施	自治会や民生委員・児童委員、手話の会等福祉ボランティアと連携し、地域に暮らす障がいのある方が災害時に孤立しないよう、防災訓練の実施を進めます。
避難場所の確保や整備	避難所や防災の拠点となる公共施設等の耐震化に努め、より安全な避難場所の確保や災害対策の強化を図ります。 災害が発生し、避難の長期化が予想される場合に、障がいのある方等、通常の避難所では生活することが困難な方が、より整った環境で避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置・運営や社会福祉施設、医療機関等、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。
高齢者支援事業との連携	緊急通報装置の貸与事業等の情報提供を行います。
感染症拡大防止対策の推進	感染症の発生時に、障害福祉サービス事業所等が、感染症拡大防止対策に対応しながら継続してサービスを提供できるように、必要な物資を確保する等、感染症拡大防止に向けた取組を推進します。

基本施策 7-3 移動・交通対策の推進

主な事業名	内容
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等、社会参加のための外出が円滑にできるよう移動支援を行います。
福祉タクシー利用 料金の助成	障がいのある方の社会参加の促進等を目的として、タクシー普通車基本料金相当額の利用券（初乗り料金）を交付します。
人工透析通院費の 助成	人工透析のため医療機関に通院している方を対象に、タクシー普通車基本料金相当額の利用券（初乗り料金）を交付します。
自動車の改造費、運 転免許取得費の助成	障がいのある方の社会参加の促進のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
心身障がい者自立 促進交通費の助成	自立のために障害福祉サービスの就労継続支援事業所等に公共交通機関を利用して通所している場合、その交通費の一部を助成します。
交通運賃補助割引等 制度の情報提供	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、公共交通機関の運賃が割引になる制度等、適切な情報提供を行います。

基本施策 7-4 バリアフリーのまちづくり

主な事業名	内容
誰もが安心して住み 続けられる公営住宅の 整備	「江別市住生活基本計画」（計画期間：令和元（2019）年～令和 10（2028）年）に基づき、関連計画等と調整を図りながら「ユニバーサルデザイン [※] の視点に立った住宅づくり」を推進します。
誰もが安全・安心に 利用できる公共施設の 整備	障がい者が安心して公共施設等を利用できるように、バリアフリー等に配慮した施設整備を行います。
交通バリアフリー化 の推進	障がいのある方が公共交通機関を利用して円滑に移動ができるように、駅周辺の交通施設整備に合わせてバリアフリー化を推進します。
介護者・支援者の 負担軽減	バリアフリー化を推進することで、障がいのある方のみならず、介護者等の外出時等の負担軽減を図ります。

基本目標 8 スポーツ、レクリエーション、文化活動等、障がいのある方の社会参加の推進

障がいのある方が生涯を通じて、心身ともに豊かで潤いのある生活を送るためには、スポーツ活動やレクリエーション、文化芸術活動等への参画を促進することが重要です。これらの活動を広げ、障がいのある方の社会参加を促すためには、障がいのある方自身が参加意欲を持つこと、参加しやすい環境づくりが必要となります。

障がいのある方が気軽に活動に参加できるよう、活動の場や機会の確保、周知啓発を行うとともに、交流の推進を目指します。

基本施策 8-1 障がいのある方の社会参加活動の支援

主な事業名	内容
身体障がい者スポーツ教室・大会の開催	身体障がいのある方の体力増強と交流を進めることを目的として、卓球やボウリング等の大会・教室を推進します。
視覚障害者生活訓練事業	視覚に障がいのある方を対象に、点字、パソコン等、日常生活に必要な訓練等を実施します。
障がい関係団体の活動の周知	各団体の活動内容等について、広報やホームページにより情報提供する等 P R に努め、障がいのある方の社会参加を推進します。
障がい者文化芸術活動の推進	障がいのある方が芸術文化を鑑賞し、または創造や発表等に参加し、個性や能力の発揮ができるように、障がいのある方への P R や機会の確保に努めます。
読書バリアフリーの推進	視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいのある方が利用できる点字図書・拡大図書等の整備を進め、読書バリアフリーを推進します。

第7章 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

1. 令和5（2023）年度の目標値

ここでは、地域生活への移行、一般就労への移行促進や障がい児支援の提供体制の整備について、令和5（2023）年度末までの目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、国の基本指針に掲げられた目標値を基礎として、本市の実情に応じた目標値を設定しています。

（1）施設入所者の地域生活への移行

地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続するためには、必要な障害福祉サービス等を提供する体制の整備が必要であり、施設入所から地域生活への移行を円滑に進めるためには、その受け皿となる居住の場を確保するほか、日中の活動を支援するサービスの提供体制を確保する必要があります。

このため、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、居住、訪問、日中活動に関する障害福祉サービスの確保に努めるとともに、地域活動に気軽に参加するために、交流の場の確保やボランティアの育成を図り、市民の障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

【目標値】

項目	数値	備考
令和元(2019)年度末の施設入所者数	190人	令和元(2019)年度末の実績
令和5(2023)年度末の施設入所者数	186人	令和5(2023)年度末の見込み
入所から地域生活へ移行する目標人数	12人	令和元(2019)年度末の施設入所者数のうち、地域生活へ移行する人数(国の目標は6%以上)
入所者数の削減目標人数	4人	既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き(国の目標は1.6%以上)

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

障がい者の社会参加や就労のニーズに対応するためには、教育機関、福祉機関、企業、農業分野等の関係機関が連携しながら、適切な障害福祉サービス等を提供することが求められています。

一般就労を希望する障がいのある方には、就労するために必要な訓練、求職活動及び職場定着の支援を行う就労移行支援事業や相談支援事業を活用し、福祉施設での就労から一般就労への移行を目指します。一般就労が困難な障がいのある方には、就労継続支援事業を活用し、事業所での訓練を通して一般就労を目指します。一般就労をしている障がいのある方には、就労を続ける上で生じる様々な課題への対応を行い支援する、就労定着支援事業を活用することで一般就労への定着率向上を目指します。また、啓発活動等の障がいへの理解促進に向けた取組を行い、就労の場の確保・就労支援の充実に努めます。

学校の卒業後に就労を希望する障がいのある児童には、関係機関が連携して、卒業後の就労を前提とした就業体験等を行い、就労能力の向上を目的に、能力や適性に合った就労につながるよう努めます。また、「江別市生涯活躍のまち形成事業計画」の推進等により、生涯にわたって安心して暮らし続け、若年層や障がいのある方等の多様な主体が交流できる共生のまちの実現を目指します。

【目標値】

項目		数値	備考
一般就労移行者	(実績)	48人	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	61人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度実績の1.27倍以上)
就労移行支援事業(一般就労移行者)	(実績)	28人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	37人	令和5(2023)年度の見込み(令和元年度末実績の1.3倍以上増加)
就労継続支援A型事業(一般就労移行者)	(実績)	3人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	4人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度末実績の1.26倍以上増加)
就労継続支援B型事業(一般就労移行者)	(実績)	17人	令和元(2019)年度末の実績
	【目標値】	21人	令和5(2023)年度の見込み(令和元(2019)年度末実績の1.23倍以上増加)
就労定着率が8割以上の事業所	【目標値】	70%	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を、全体の7割以上とする
就労定着利用率	【目標値】	70%	就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用する

(3) 障がい児支援の提供体制の整備

障がいの重度化・重複化に対応する重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターの設置もしくは同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制、児童発達支援センター等による保育所等訪問支援体制、難聴児支援体制の充実に努めます。

重度の障がいのある児童が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス事業所で必要な療育や支援を受けられるよう、事業者と連携しながらサービス提供体制の充実に努めます。

また、医療的ケアを必要とする児童が、円滑に在宅生活に移行し、安心して暮らせる環境を構築していくため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関による協議の場の設置と、コーディネーターの配置を検討します。医療的ケアを必要とする児童は、多分野にまたがる支援の利用調整が必要な場合が多く、北海道等と連携しながら総合的かつ包括的な相談支援の体制づくりに努めます。

【目標値】

項目		数値	備考
児童発達支援センター(市町村中核子ども発達支援センター)の設置	(実績)	1箇所	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	(実績)	2箇所	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	4箇所	令和5(2023)年度の見込み
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	(実績)	1箇所	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	(実績)	1箇所	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	1箇所	令和5(2023)年度の見込み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	(実績)	無	令和元(2019)年度の実績
	【目標値】	有	令和5(2023)年度の見込み

2. 障害福祉サービスの見込量と今後の取組の方向性

(1) 障がい者数の推計

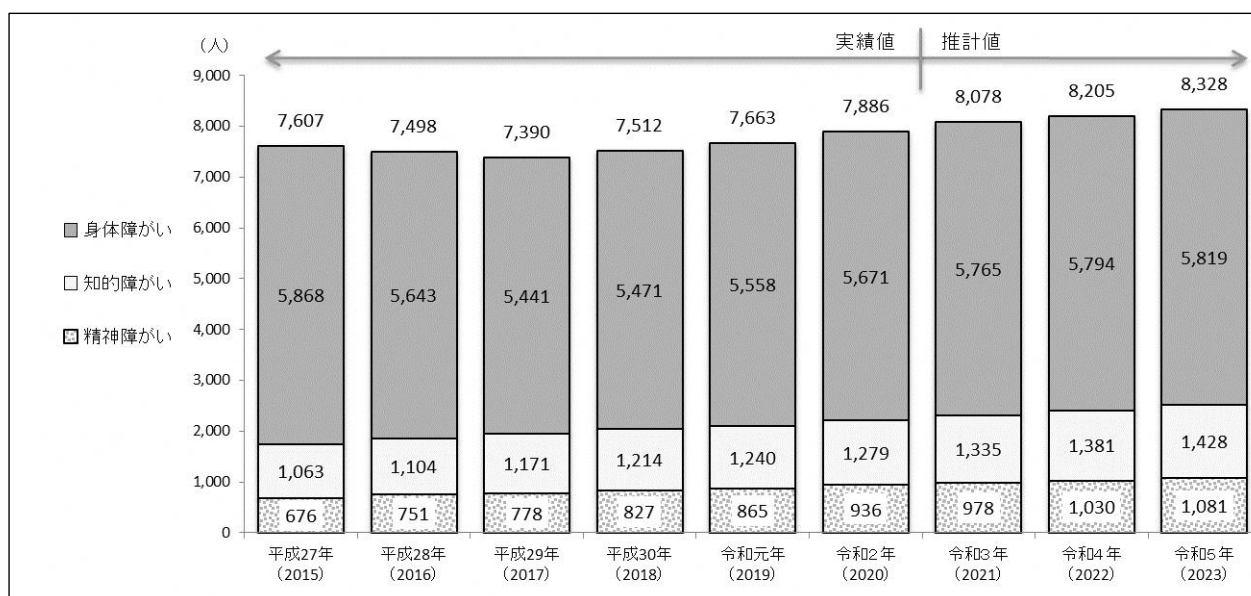
今後の障害福祉サービス等のニーズを把握するため、障がい者数の推計を行いました。

障がい者数は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者数とし、平成30（2018）年からは、増加しています。

推計の結果、身体障がい者は微増傾向、知的障がい者と精神障がい者は増加する傾向を続け、第6期障がい福祉計画の終了年度である令和5（2023）年の障がい者の合計は8,328人と見込まれます。

障がい者手帳所持者数の推計結果

- ・身体障がい者は、令和2（2020）年の5,671人から令和5（2023）年は5,819人へと148人（2.6%）増加
- ・知的障がい者は、令和2（2020）年の1,279人から令和5（2023）年は1,428人へと149人（11.7%）増加
- ・精神障がい者は、令和2（2020）年の936人から令和5（2023）年は1,081人へと145人（15.5%）増加



(単位: 人、%)

区分	実績値						推計値		
	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)
総人口	119,587	119,250	118,979	118,971	119,510	119,883	120,248	120,548	120,786
身体障がい者	5,868	5,643	5,441	5,471	5,558	5,671	5,765	5,794	5,819
総人口比	4.91%	4.73%	4.57%	4.60%	4.65%	4.73%	4.79%	4.81%	4.82%
知的障がい者	1,063	1,104	1,171	1,214	1,240	1,279	1,335	1,381	1,428
総人口比	0.89%	0.93%	0.98%	1.02%	1.04%	1.07%	1.11%	1.15%	1.18%
精神障がい者	676	751	778	827	865	936	978	1,030	1,081
総人口比	0.57%	0.63%	0.65%	0.70%	0.72%	0.78%	0.81%	0.85%	0.89%
障がい者計	7,607	7,498	7,390	7,512	7,663	7,886	8,078	8,205	8,328
総人口比	6.36%	6.29%	6.21%	6.31%	6.41%	6.58%	6.72%	6.81%	6.89%

※各障がい者数は手帳所持者数各年4月1日現在、令和3（2021）年以降は推計値

※総人口は住民基本台帳人口各年10月1日現在、令和3（2021）年以降は推計値

【推計方法】障がい者数は、過去の障がい別の手帳所持者数の推移をもとに推計（総人口は、過去の住民基本台帳人口の推移をもとにコーホート変化率法により推計）

(2) 訪問系サービスの提供

【サービスの概要】

区 分	内 容
居宅介護	入浴、排せつ、食事に関する介護等、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事に関する介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、移動に必要な情報の提供や、移動支援を行います。
行動援護	知的または精神障がいにより、行動が著しく困難で常時介護が必要な方に、行動の際に必要な援護や移動支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い方に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護	利用人数/月	179	183	186	189
	総利用時間/月	3,437	3,513	3,571	3,629
重度訪問介護	利用人数/月	9	10	11	12
	総利用時間/月	1,298	1,442	1,586	1,730
同行援護	利用人数/月	19	19	20	20
	総利用時間/月	252	252	265	265
行動援護	利用人数/月	19	20	20	20
	総利用時間/月	200	210	210	210
重度障害者等 包括支援	利用人数/月	0	1	1	1
	総利用時間/月	0	33	33	33

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(3) 日中活動系サービスの提供

【サービスの概要】

区 分	内 容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中、施設等で入浴、排せつ、食事に関する介護や創作活動、生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能のリハビリや歩行等の訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。
宿泊型自立訓練	自立訓練(生活訓練)対象者の地域移行に向けて、生活能力等を維持、向上するための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労へ移行した障がいのある方が就労を継続するために、企業や関係機関との連絡調整や課題解決に向けた支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
生活介護	利用人数/月	399	413	420	427
	延利用日数/月	8,150	8,664	9,043	9,429
自立訓練 (機能訓練)	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	利用人数/月	7	8	9	10
	延利用日数/月	105	120	135	150
宿泊型自立訓練	利用人数/月	5	7	9	11
	延利用日数/月	115	161	207	253
就労移行支援	利用人数/月	78	80	81	82
	延利用日数/月	1,328	1,362	1,379	1,396
就労継続支援 (A型)	利用人数/月	77	98	103	104
	延利用日数/月	1,532	1,950	2,050	2,070
就労継続支援 (B型)	利用人数/月	363	372	384	390
	延利用日数/月	5,808	5,952	6,143	6,239
就労定着支援	利用人数/月	38	48	58	68
療養介護	利用人数/月	20	20	20	20
短期入所	利用人数/月	53	55	61	61
	延利用日数/月	368	382	424	424

※令和2(2020)年度は3月末の見込み

(4) 居住系サービス

【サービスの概要】

区 分	内 容
自立生活援助	施設入所支援やグループホームを利用していた障がいのある方が、支障なく居宅生活を行えるように、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の相談等により、必要な情報の提供や助言を行います。
グループホーム	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に対し、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事に関する介護等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
自立生活援助	利用人数/月	0	1	1	1
グループホーム	入居人数/月	222	277	317	352
施設入所支援	入居人数/月	191	190	188	186

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(5) 相談支援

【サービスの概要】

区 分	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する方を対象に、サービス等利用計画の作成や障害福祉サービス等事業者と連絡調整、モニタリング※等を行います。
地域相談支援 (地域移行支援)	施設の入所者や入院中の精神障がいのある方を対象に、地域生活に移行するための相談や、地域生活の準備のために外出する同行支援、入居支援等、地域生活に向けた準備を支援します。
地域相談支援 (地域定着支援)	単身の方や家庭の状況等により支援を受けられない方を対象に、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に応じた緊急時の対応等、安定した地域生活のための相談支援を行います。

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
計画相談支援	利用人数/年	789	808	821	833
地域移行支援	利用人数/年	2	2	2	2
地域定着支援	利用人数/年	1	1	1	1

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(6) 今後の取組の方向性

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がいの程度、ニーズ、ライフステージ※、家庭状況に応じて障害福祉サービスを効果的に利用することが重要となります。

また、障害福祉サービスの効果的な利用は、その家族等の身体的な負担を軽減し、精神的な不安を解消することにつながり、障がいのある方が、長期間、地域での生活を継続するために必要なことです。

このようなことを踏まえ、障がいの特性に応じて制度や各種サービスについてわかりやすい情報提供に努め、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービスの提供に向け、事業所や関係機関等との連携を強化し、計画相談支援事業所との協議をしながら、必要なサービスの確保に努めます。

また、江別市自立支援協議会を中心としたネットワークを活用して、相談支援体制を強化するとともに、医療機関、相談支援事業所、行政等からなる地域生活移行支援協議会で、精神障がい者の地域生活の支援に向けた情報・意見交換を行うなど、関係機関との連携を図ります。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
訪問系サービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス量の確保に努めます。
日中活動系サービス	障がいのある方が地域で安心できる生活を送り、地域生活への移行を推進するために引き続き日中活動の場の確保に努めます。
居住系サービス	市内の障害福祉サービス事業者と連携して計画的な整備を進めるとともに、地域において障がいのある方が生活することへの理解を深めるための啓発に努めます。
相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

3. 障害児通所支援等の見込量と今後の取組の方向性

(1) 障害児通所支援等の提供

【サービスの概要】

区 分	内 容
児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活における基本的な知識・動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等デイサービス	就学児童を対象に、授業終了後または休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	専門知識を有する指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所等の職員に対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために、外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における発達支援を行います。
障害児相談支援	児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用するすべての障がいのある児童を対象に、障害児支援利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング等を行います。

【見込量】

サービス種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
児童発達支援	利用人数/月	284	294	304	314
	延利用日数/月	1,988	2,058	2,128	2,198
放課後等デイサービス	利用人数/月	462	513	563	613
	延利用日数/月	4,620	5,130	5,630	6,130
保育所等訪問支援	利用人数/月	1	4	4	4
	延利用日数/月	1	4	4	4
医療型児童発達支援	利用人数/月	0	1	1	1
	延利用日数/月	0	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用人数/月	2	3	3	3
	延利用日数/月	3	3	3	3
障害児相談支援	利用人数/年	691	696	748	799

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(2) 今後の取組の方向性

障がい児支援を進めるに当たっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考えながら、児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいがある児童やその家族に対して、発達に不安がある段階から、身近な地域で支援できる体制を確保することが重要です。

また、成長の過程にあるこの時期は、本人の状態の変化や周辺環境の変化が著しく、一人ひとりの個性と能力を伸ばす保育や教育による支援はもとより、乳幼児期から学校卒業時までの一貫した支援を行うため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が綿密に連携し、療育・保育から教育、さらに卒業後の支援へと、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するよう努めます。

今後も発達支援が必要な児童への相談や支援は重要であることから、電話や相談の場などの各種相談体制や、障害児通所支援サービス等各種支援体制の充実を図るとともに、重層的な地域支援体制づくりのために、地域の療育の関係機関に支援等を行う中核的な役割を担う、児童発達支援センターもしくは同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの支援体制の充実等、北海道と連携しながら発達支援体制を推進してまいります。

【サービスの量の確保のための方策】

区 分	内 容
児童発達支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
放課後等デイサービス	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、療育内容等を含め事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
保育所等訪問支援	必要なサービス提供体制は確保されているため、今後も引き続きサービス量の確保に努めます。
医療型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
居宅訪問型児童発達支援	利用ニーズの把握に努め、必要に応じ児童発達支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。
障害児相談支援	需要が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス量の確保に努めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と今後の取組の方向性

(1) 地域生活支援事業の提供

【事業の概要】

区 分	内 容
理解促進研修・啓発事業	市民に対して障がいに対する理解を深めるための研修・啓発事業を実施します。(こころのバリアフリー教室※)
自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。(精神障害者ボランティア団体活動支援事業)
相談支援事業	障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行い、自立した日常生活を営むことができるように支援します。(障害者相談支援事業、障害者就労相談支援事業、精神障害者相談員設置事業)
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的または精神障がいのある方に対し、市長申立てや費用助成等により、成年後見制度の利用を支援します。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がいのある方等に、手話通訳等の方法により意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を行います。(手話通訳者・要約筆記派遣事業、手話通訳者設置事業)
日常生活用具給付等事業	重度の障がいのある方等が、在宅での不便を解消し、日常生活を行うために必要な日常生活用具を給付します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方等との交流活動の促進、市の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。(ボランティア人材養成事業)
移動支援事業	障がいのある方の外出や余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう移動支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方等の創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。
訪問入浴サービス事業	自宅等で入浴が困難な在宅の重度身体障がいのある方を対象に移動入浴車が訪問して、入浴サービスを行います。
生活訓練事業	障がいのある方に対し、日常生活上必要な訓練及び指導を行います。
日中一時支援事業	家族等の介護者の一時的な休息を目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保し、見守りや日常的な訓練等を行います。
レクリエーション活動等支援事業	障がいのある方等の交流、余暇活動の質の向上等のためレクリエーション活動を支援します。(身体障害者スポーツ教室・大会開催事業)
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点字や音声により情報提供を行います。(障害者社会参加支援事業)
障害者支援区分認定等事務事業	障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害支援区分※認定等事務の適切な実施を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある方の社会参加の促進のため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
医療的ケア児等総合支援事業	医療的ケアが必要な障がいのある児童などが、安心して過ごせる環境づくりを支援します。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度の障がいのある方が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等の提供を行います。

【見込量】

事業種別		令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
理解促進研修・啓蒙事業	実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3
成年後見制度利用支援事業	実利用人数／年	7	9	11	13
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用人数／年	69	70	71	72
手話通訳者設置事業	実設置者数／人	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	給付件数／年	6	7	7	7
自立生活支援用具	給付件数／年	36	37	37	37
在宅療養等支援用具	給付件数／年	16	16	16	16
情報・意思疎通支援用具	給付件数／年	35	36	36	36
排泄管理支援用具	給付件数／年	3,049	3,100	3,115	3,129
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付件数／年	5	6	6	6
奉仕員養成研修事業					
手話奉仕員	修了者数	35	36	37	38
要約筆記奉仕員	修了者数	3	3	3	3
点訳奉仕員	修了者数	7	7	7	7
朗読奉仕員	修了者数	56	56	56	56
移動支援事業	実利用人数／年	310	317	322	327
	延利用時間／年	19,308	19,744	20,056	20,367
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1
	実利用人数／年	9	9	9	9
訪問入浴サービス事業	実利用人数／年	4	4	4	4
生活訓練事業	参加人数／年	7	7	7	7
日中一時支援事業	実利用人数／年	222	227	231	234
レクリエーション活動等支援事業	参加人数／年	750	750	750	750
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有
障害者支援区分認定等事務事業	実施の有無	有	有	有	有
自動車運転免許取得・改造助成事業	実利用人数／年	5	5	5	5
医療的ケア児等総合支援事業	実施事業所数	1	1	1	1
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	実利用人数／年	1	1	1	1

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(2) 今後の取組の方向性

障がいのある方が地域で安全・安心な生活を送るためには、障がいの程度、生活状況、ライフステージ等、一人ひとりの事情に合わせた適切な情報提供やアドバイスが必要です。

そのために、各種制度や障害福祉サービスの利用等について対応できる体制を整備し、総合的な相談支援事業を継続して実施します。また、障がいのある方の家族等の介護者からの相談に対応することにより、不安の解消を図ります。

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、各種制度や障害福祉サービスについて情報提供を行い、障がいのある方のみならず介護者等のケアも視野に入れたサービス提供に向け、地域の事業者と協議しながら地域生活支援事業の充実に努めます。

障がい福祉に関する課題については、安全対策、就労・教育等の幅広い分野での対応が必要となるため、関係機関により組織する江別市自立支援協議会を活用していきます。

【事業量の確保のための方策】

区 分	内 容
地域生活支援事業	関係機関と連携して支援体制を整備し、引き続き必要な量のサービスを提供できるよう確保に努めるとともに、広くわかりやすい情報提供を行うことにより利用の促進に努めます。

5. 相談支援体制の充実・強化等

(1) 相談支援等の提供

【事業の概要】

区 分	内 容
相談支援体制の強化	自立支援協議会の相談支援部会や相談支援事業所連絡会において、相談支援事業者の勉強会を行うなどスキルアップを図ります。
相談支援窓口機能	相談支援機能の強化を図るため、一般的な相談支援に加え、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士等専門的職員を配置します。
指定特定相談支援事業所	障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がいのある方を対象に、サービス等利用計画の作成やサービス事業者と連絡調整、モニタリング等を実施します。

【見込量】

事業種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
相談支援体制の強化	実施回数／年	6	6	6	6
相談支援窓口機能	実施の有無	有	有	有	有
指定特定相談支援事業所	実施箇所数	11	12	13	14

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(2) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【事業の概要】

区分	内容
障害福祉サービス等に係る研修への参加	国民健康保険団体連合会や北海道が主催する審査支払い研修会、障害支援区分認定調査員研修会等に参加しスキルアップに努めます。
障害者自立支援審査支払等システムを活用した審査結果の共有	国民健康保険団体連合会からの一次審査結果情報を基礎資料として、サービス事業所に対し調査を行い、過誤を調整するとともに、審査情報を共有し二次審査に活用します。

【見込量】

事業種別		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障害福祉サービス等に係る研修への参加	参加人数／年	3	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果の共有	実施回数／年	12	12	12	12

※令和2（2020）年度は3月末の見込み

(3) 今後の取組の方向性

障がいのある方やその家族が、地域での生活を続けるために、身近にいつでも相談できる窓口が必要です。また、日常生活や社会生活を営むために必要なサービスを自ら選択し利用するためには、わかりやすい情報提供が必要です。

そのため、個々のニーズに応じて障害福祉サービス等利用計画の作成等を支援する相談窓口体制の充実を図り、個別の困難事例や地域課題等の情報共有が必要な場合は、関係機関により組織する江別市自立支援協議会で協議の上対応します。

自立支援給付費の請求審査については、自立支援審査支払等システムを活用し、国民健康保険団体連合会と連携して障害福祉サービスの運用の適正化を図ります。

【事業量の確保のための方策】

区分	内容
相談支援体制の充実・強化等	利用件数が増加しているサービスであるため、利用者のニーズを的確に把握し、相談支援専門員の増員等を相談支援事業所等と協議しながら、必要なサービス提供量の確保と人材育成に努めます。

第8章 計画の実現に向けて

1. 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくり

(1) 地域における支え合いの強化

障がいのある方が住み慣れた地域で安全・安心な生活を継続して送るためには、地域における孤立を防ぎ、地域全体での支え合いが重要となります。

身近にいる障がいのある方の障がい程度や、緊急時における支援の必要性等を地域の方が認識できるよう、地域における交流の場や身近な活動に参加するなど、日ごろから地域のつながりを持つことが大切です。そのため、緊急通報装置の貸与の運用等を通じて、地域の方に対して障がいのある方への見守りや災害時の避難支援が円滑に進むように働きかけを行います。

また、災害が発生し、避難の長期化が予想される場合に、通常の避難所で生活することが困難な障がいのある方が、より整った環境で避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置・運営や社会福祉施設、医療機関等、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

さらに、障がいのある方の地域生活への移行を推進するため、江別市自立支援協議会等による協議の場の確保を目指し、近隣市との連携や圏域での対応を含め、障がいのある方の地域生活を支援する体制を検討していきます。

(2) 障がいに対する理解促進及び社会参加の推進

障がいのある方が必要な配慮を受けることができるよう、今後も障がいに対する理解を促進し、障がいのある方の社会参加を推進するための取組を進めていくことが重要です。

市では、平成30（2018）年に「江別市手話言語条例」を制定し、手話が言語であるとの認識を市民に広めるほか、手話の研修会を実施するなど、手話の普及・啓発に努めます。

また、令和2（2020）年からは、重度障がい者が大学で修学するために必要な身体介護等のサービスを提供する、「重度訪問介護利用者大学修学支援事業」を開始したところであり、これからは障がいのある方の社会参加を推進していきます。

2. 障がいのある方を支える持続可能な基盤づくり

(1) 達成状況の検証及び評価

障がいのある方の自立を地域で支える共生社会の形成のため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々障がい福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情等を踏まえ、必要に応じて事業所等の意見を聞きながら、計画の分析・評価（PDCA サイクル^{*}）を行い、サービス量等について必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。

(2) 支援体制の強化

障がい福祉施策の円滑な推進のため、国、北海道、他市等との情報交換等により、行政の連携を強化するとともに、障がいのある方、障害福祉サービス等事業者、関係機関等で組織する江別市自立支援協議会を活用し、それぞれの考えや情報を共有し、支援体制の強化を図ります。

(3) 財政基盤の確立

障がい福祉施策を推進するに当たっては、障がいのある方の意向や障害福祉サービス等事業者の事業展開を踏まえ、国及び北海道と協議の上、必要な財源について適切に確保するように努めます。

また、各種施策については、国等の動向を注視しながら、市の中長期的な財政状況や地域の状況等も勘案しつつ、優先度の高いものから順に取り組むように努めます。

資料編

資料 1 障がい者支援・えべつ 2 1 プラン（第 5 期障がい者福祉計画、第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画）策定経過

年 月		策 定 経 過
令和 2 年 (2020)	6 月	第 1 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○委嘱状交付 ○正副委員長選出 ○計画概要説明 ○アンケート調査等の実施について協議
	7 月	第 2 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○計画骨子（案）について協議（1） ○アンケート調査について協議（1）
	8 月	第 3 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○計画骨子（案）について協議（2） ○アンケート調査について協議（2）
	9 月	アンケート調査の実施（実施期間 9 月 7 日～ 9 月 18 日）
	11 月	第 4 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○アンケート調査の単純集計について報告 ○計画（素案）について協議（1）
	12 月	第 5 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○計画（素案）について協議（2） ○パブリックコメントの実施について報告
令和 3 年 (2021)	1 月	計画（案）のパブリックコメント実施（募集期間 12 月 25 日～ 1 月 25 日）
	2 月	第 6 回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 ○パブリックコメントの実施結果について協議 ○計画（案）について最終協議 ○アンケート調査集計結果報告書について報告
	3 月	計画策定

資料 2 江別市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

(任期：令和 2 (2020) 年 6 月 29 日から令和 3 (2021) 年 3 月 31 日)

区 分	所 属 団 体	氏 名	備 考
学識経験者	札幌学院大学	大久保 薫	委員長
各種団体関係者	江別市自立支援協議会相談支援部会	鹿島 聡美	
	江別市自立支援協議会就労支援部会	川田 純	
	江別市自立支援協議会子ども部会	松本 拓生	
	江別市社会福祉協議会	中川 雅志	副委員長
	江別身体障害者福祉協会	松村 昭二	
	江別手をつなぐ育成会	有澤 瑞枝	
	江別あすか福祉会	松井 秀子	
	江別市小中学校長会	宮崎 智子	
	江別市健康福祉部子育て支援室 子ども発達支援センター	谷藤 弘知	
	江別市健康福祉部子育て支援室 子育て支援センター事業推進担当	伊藤 ひとみ	
市民公募		藤岡 章一	
		宮口 悠子	

(順不同、敬称略)

資料3 江別市障がい福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市における障がい福祉の推進を図ることを目的として、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 江別市障がい福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 江別市障がい者福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (3) 江別市障がい児福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、障がい福祉の推進を図るために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、各期計画開始の前年度末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長を務める。

2 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月21日から施行する。

附 則（平成20年9月9日）

この要綱は、平成20年9月9日から施行する。

附 則（平成29年4月19日）

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

資料 4 江別市障がい福祉計画等策定委員会傍聴要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江別市障がい福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第 2 条 委員会を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴者受付簿（個人用）（様式第 1 号）に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

2 傍聴者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所を傍聴者受付簿（団体用）（様式第 2 号）に記入し、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴者数の制限)

第 3 条 委員長は、必要と認めるときは審議会の傍聴者数を制限することができる。

(入場することができない者)

第 4 条 次に該当する者は入場することができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。

(2) 酒気を帯びている者。

(3) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者。

(傍聴者が守るべき事項)

第 5 条 傍聴者は次の事項を守らなければならない。

(1) みだりに傍聴席を離れないこと。

(2) 私語、拍手等をしないこと。

(3) 議事に批判を加えないこと、又は賛否を表明しないこと。

(4) 帽子類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を受けたときは、この限りではない。

(5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の禁止)

第 6 条 傍聴者は傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を受けたものは、この限りではない。

(傍聴者の退場)

第 7 条 傍聴者は、委員長が傍聴を禁じたとき又は退場を命じたときは速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴者がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 21 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 9 日）

この要綱は、平成 20 年 9 月 9 日から施行する。

資料 5 市民意見募集の結果概要

■ 意見の募集結果

募集期間	令和2（2020）年12月25日（金）から令和3（2021）年1月25日（月）まで
提出者数	2名
提出件数	6件

■ 意見の反映状況

区分	意見の反映状況	件数
A	意見を受けて案に反映したもの	
B	案に意見の趣旨が既に盛り込まれているものと考えられるもの	
C	案に反映していないが、計画の展開にあたって参考等とするもの	3
D	案に取り入れなかったもの	
E	その他の意見	3
	合 計	6

■ いただいたご意見の内容等

（個人を特定できる内容が含まれている部分については一部要約していますが、提出いただきましたご意見は、できるかぎり原文のとおり掲載しております。）

○障がい者支援・えべつ21プラン（案）について

連番	意見の内容	市の考え方	区分
1	<p>私は学生時代、社会政策が専攻でした。学んだ中で「ノーマライゼーション」という概念があります。北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つで、障がい者も健常者と同様の生活ができるように支援すべきという考え方です。</p> <p>私の考えとしても障がい者と健常者とは、区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であると考えます。</p> <p>そこで必要なのが障がい者が健常者とふれあう場の提供です。江別市としても積極的に、そうした企画・催しをおこない、行政として漸進的な姿勢を市民に対してしめす必要があると考えます。</p>	<p>当市におきましては、ご意見にありますノーマライゼーションの考え方に基づき、福祉政策を推進してきたところであります。</p> <p>本計画案におきましても、ノーマライゼーションの推進による理解と交流の拡大を基本目標の一つとしており、今後におきましても、ご意見を踏まえた施策展開を図ってまいりたいと考えております。</p>	C

連番	意見の内容	市の考え方	区分
2	市民に対してパブリックコメントを行うのであれば策定に関するアンケートで問 17 に自由記載の欄がありますが、この項目をすべて記載してまとめた資料が必要です。	アンケート調査の自由記載欄の内容につきましては、「障がい福祉計画等策定に関するアンケート調査集計結果報告書」にて集約の上、公表することとしております。	E
3	アンケート項目についてですが、福祉の問題は多様なのでそれぞれの環境に置かれている個別の課題について把握できるように改善してください。（抽象的で回答に迷ったところがありました）	アンケート調査項目の設問につきましては、その時々々の課題に沿った項目として、今回の計画では、成年後見制度等の課題について盛り込んだところです。 今後におきましても、いただいたご意見を踏まえつつ、課題の把握に努めてまいります。	E
4	計画を策定する際には障がい者団体の代表だけでなく、できるだけ多くの当事者参加をすすめていただけたらと思います。（アンケートだけでは切実さが伝わらないかと思います。）	計画の策定に当たりましては、策定委員会に参加いただく委員を公募したほか、障がい者団体等の皆様へのヒアリングやパブリックコメントを実施してきたところがあります。 今後におきましても、より多くの皆様のご意見が反映されるよう、努めてまいります。	E
5	市内ではデイサービス事業所が増えているように思いますが、対して高校卒業後 18 歳以上の居場所（就労、グループホーム等）が少ないと思います。単にグループホームが少ない現実もありますが、例えば 2 級年金で B 型就労ではグループホームができたとしても家賃、光熱費、食費となると生活が成り立たなく入りたくても入れない現実があります。 一般就労のサポートの充実、福祉就労の工賃の実態、グループホーム入居の経費について現状把握、対策についてご検討いただけたらと思います。	障がいのある方のニーズは常に変化しておりますことから、本計画案では、障害福祉サービスの充実を推進し、適切なサービスを提供できるような体制の整備を進めることとしております。 また、就労定着支援などを利用することにより、障がいのある方が一般就労を継続するためのサポート等の充実を図ることとしております。 いただいたご意見は、今後の障がい福祉施策を検討する上で参考にさせていただきます。	C
6	農福連携をすすめていくために必要なサポート体制（ジョブコーチなど）がすすんでいないことから推進にむけた取り組みに財源を確保してください。	本計画案では、障がいのある方が社会的・経済的に自立するために就労の確保や待遇の向上促進を進めております。 また、障がいのある方が農業分野で就労するために、農業者との情報共有や研修等を実施することとしております。 いただいたご意見は、今後の障がい福祉施策を検討する上で参考にさせていただきます。	C

資料 6 特別支援学級設置状況

■小学校

単位：人

学校名	障がい 区分	設置 年月	平成 30 (2018) 年		令和元 (2019) 年		令和 2 (2020) 年	
			学級数	児 童 生徒数	学級数	児 童 生徒数	学級数	児 童 生徒数
江別第一 小学校	知的	H22.4	2	9	1	5	1	5
	自閉症・情緒	H23.4	1	4	1	8	1	8
	病 弱	H31.4	0	0	1	1	1	1
江別第二 小学校	知的	H21.4	2	10	2	9	2	10
	自閉症・情緒	H20.4	2	10	1	6	1	6
	病 弱	H31.4	0	0	1	1	1	1
豊幌小学校	知的	H27.4	1	1	1	3	1	3
	自閉症・情緒	H27.4	1	2	1	2	1	3
江別太 小学校	知的	H24.4	2	9	2	8	2	10
	自閉症・情緒	H24.4	1	5	2	9	2	9
	肢 体	H26.4	1	1	1	1	1	1
	病 弱	R2.4	0	0	0	0	1	1
	弱 視	H30.4	1	1	1	1	1	1
大麻小学校	知的	H19.4	1	1	1	2	1	4
	自閉症・情緒	H19.4	1	6	1	8	2	9
	肢 体	H21.4	1	2	1	2	1	2
	病 弱	H25.4	1	1	0	0	0	0
対雁小学校	知的	H27.4	1	4	1	7	2	9
	自閉症・情緒	H27.4	2	9	2	9	2	9
東野幌 小学校	知的	H19.4	1	5	1	4	1	2
	自閉症・情緒	H19.4	2	10	2	10	2	11
大麻東 小学校	知的	H27.4	1	2	1	2	1	2
	自閉症・情緒	H27.4	1	2	1	5	1	7
大麻西 小学校	知的	H27.4	1	5	1	5	1	5
	自閉症・情緒	H26.4	1	4	1	4	1	2
	肢 体	H28.4	1	1	1	1	1	1
中央小学校	知的	S52.1	2	10	2	13	2	15
	自閉症・情緒	H11.4	1	4	1	6	1	4
	病 弱	H31.4	0	0	1	1	1	1
	弱 視	H30.4	1	1	1	1	1	1
大麻泉 小学校	知的	S53.4	1	5	1	5	1	4
	自閉症・情緒	S53.4	1	3	1	3	1	3
野幌若葉 小学校	知的	H24.4	1	4	1	4	1	3
	自閉症・情緒	H24.4	1	2	1	3	2	10
	肢 体	H25.4	1	1	0	0	0	0
	病 弱	R1.8.20	0	0	0	0	1	1
北光小学校	知的	H27.10	1	1	1	1	1	1
	自閉症・情緒	H28.4	1	1	1	1	1	1
文京台 小学校	知的	H26.4	1	4	1	3	1	2
	自閉症・情緒	H28.4	1	2	1	3	1	5
	病 弱	H30.4	1	1	1	1	1	1
いづみ野 小学校	知的	H30.4	1	2	1	2	1	2
	自閉症・情緒	H29.4	1	2	1	3	1	5
	肢 体	H26.4	1	1	1	1	0	0
上江別 小学校	知的	H26.4	1	2	1	3	1	5
	自閉症・情緒	H26.4	1	6	1	7	1	8
	肢 体	H29.4	1	2	1	2	1	2
小学校計			49	158	49	176	53	196

■ 中学校

単位：人

学校名	障がい 区分	設置 年月	平成 30 (2018) 年		令和元 (2019) 年		令和 2 (2020) 年	
			学級数	児 童 生徒数	学級数	児 童 生徒数	学級数	児 童 生徒数
江別第一 中学校	知的	S33.4	1	5	1	7	1	7
	自閉症・情緒	S51.4	1	3	1	4	1	3
	肢 体	H26.4	1	2	1	2	1	1
	病 弱	H26.11	0	0	1	1	1	1
江別第二 中学校	知的	H19.4	1	6	1	4	1	2
	自閉症・情緒	H20.4	1	3	1	5	2	9
	肢 体	H26.4	1	1	1	1	0	0
江別第三 中学校	知的	H27.4	1	2	1	2	1	2
	自閉症・情緒	H28.4	1	2	1	1	1	2
	肢 体	H24.4	0	0	0	0	1	1
野幌中学校	知的	H26.4	1	3	1	2	1	4
	自閉症・情緒	H27.4	1	2	1	2	1	2
	肢 体	H26.4	1	1	0	0	0	0
	病 弱	H27.4	1	1	1	1	0	0
大麻中学校	知的	H21.4	1	2	1	1	1	4
	自閉症・情緒	H22.4	1	3	1	6	1	7
	病 弱	H31.4	0	0	1	1	1	1
大麻東 中学校	知的	S54.4	1	7	1	7	1	5
	自閉症・情緒	S58.4	1	3	1	2	1	1
	弱 視	H30.4	1	1	1	1	1	1
江陽中学校	知的	H26.4	1	1	1	3	1	7
	自閉症・情緒	H27.4	1	2	1	1	1	2
	難 聴	R1.5	0	0	0	0	1	1
中央中学校	知的	H27.4	1	5	1	4	1	3
	自閉症・情緒	H27.4	1	3	1	3	1	4
	弱 視	H29.4	1	1	1	1	0	0
	病 弱	H29.4	1	1	1	1	0	0
	難 聴	H30.4	1	1	1	1	1	1
中学校計			24	61	25	64	24	71
合 計			73	219	74	240	77	267

資料：江別市教育委員会調べ、各年 5 月 1 日現在

■ 通級児童数

単位：人

学校名	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和 2 (2020) 年
	通級児童数	通級児童数	通級児童数
江別第一小 (まなび)	18	28	33
大麻東小学校 (ことば)	25	25	30
大麻東小学校 (まなび)	40	35	35
中央小学校 (ことば)	48	46	43
合 計	131	134	141

資料：江別市教育委員会調べ、各年 5 月 1 日現在

資料 7 江別市内障害福祉サービス等事業所一覧

(えべつなび 江別市福祉事業所ガイドブック 令和2年版から抜粋)

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	計画作成	計画作成	相談支援	就労相談	精神障がい 生活相談
			(18歳未満)	(18歳以上)			
障がい者支援センター	15	1 (A3)			○		
すてら	16	6 (D3)				○	
あすか(相談)	17	3 (E3)					○
いきいき(計画・相談)	18	1 (A3)		○	○		
はいはい	19	62 (D4)		○	○		
ウィズ明白	20	4 (E3)	○	○	○		
てるす(計画)	21	27 (E4)		○			
のっぽろ	22	33 (D3)		○			
萌えぎ野西(計画)	23	16 (G4)		○			
ひまわり	24	34 (E3)		○			
子ども発達支援センター	25	7 (E3)	○				
ゆーべる	26	11 (A3)	○	○			
てまりの華(計画)	27	64 (E2)	○	○			
スマイル(計画)	28	23 (B3)		○			

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	児童発達支援	放課後等 デイサービス	日中一時支援	保育所等 訪問支援
あゆみ	29	7 (E3)	○	○		○
こだま	30	8 (E3)	○			○
こだま分室	30	9 (B3)	○			○
ピリブ野幌	31	10 (D5)	○	○		
ピリブ大麻	32	17 (C3)	○	○		
クオレ文京台	33	11 (A3)	○	○		
きずな大麻	34	12 (A3)	○	○		
きずな見晴台	35	39 (E2)	○	○		
きずな寿	36	53 (D2)	○	○		
きずな新栄台	37	80 (D2)	○	○		
ぼなぼな	38	13 (D4)	○			
ちりちり	38	13 (D4)	○	○		
すぼ・まい	39	14 (D4)	○	○		
すぼ・まい東野幌	40	40 (D4)	○	○		
ラブアリス東野幌	41	41 (D4)	○	○		
ラブアリスあさひが丘	42	75 (D4)	○	○		
ハウルの丘	43	41 (D4)	○	○		
きらきら江別	44	42 (D3)	○	○		
きらきら幸町	45	54 (D3)	○	○		
あどばんす	46	81 (D3)	○	○		
てらこやキッズクラブ	47	43 (D3)	○	○		
てらこやジュニアクラブ	48	82 (D4)	○	○		
あんあhclass江別ルーム	49	78 (D4)	○	○		
あんあhclass東光ルーム	50	83 (G4)	○	○		
ことのは	51	31 (D3)	○	○		○
コベルプラス野幌教室	52	89 (D3)	○			
こどもねっとおおあさ	53	44 (B3)	○	○		○
みらくる	54	90 (D3)	○	○		
てまりの華	55	55 (E3)	○	○		
あんずの華	56	55 (E3)	○	○		
風の丘(児童)	57	66 (D3)	○	○	○	
kaede	58	15 (C3)		○	○	
らいぶ	59	4 (E3)		○	○	
キッズくらぶバンダ	60	50 (F3)			○	
Gracias	72	76 (F3)			○	
いきいき(日中一時)	86	1 (A3)			○	

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	居宅介護	重度訪問介護	移動支援	行動援護	同行援護
らいぶ	59	4 (E3)	○	○	○	○	○
はるケアサービス	60	50 (D2)	○	○	○		
スノーバード	61	25 (A4)	○	○	○	○	○
にじか	62	56 (A3)	○	○	○	○	○
ニチイ野幌	63	19 (D3)	○	○	○		○

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	居宅介護	重度訪問介護	移動支援	行動援護	同行援護
ニチイ江別向ヶ丘	64	20 (E3)	○	○	○		
いきいき(ヘルパー)	65	1 (A3)	○	○	○		
わかき	66	21 (F3)	○	○	○		
おおあさ	67	22 (B3)	○	○	○		
はばたき	68	24 (E3)	○	○	○		
げんき	69	45 (D3)	○	○	○		
結の調	70	46 (E3)	○	○	○		
まごころ	71	68 (F3)	○	○	○		
Gracias	72	76 (F3)	○	○	○		
萌えぎ野西(ヘルパー)	73	16 (G4)	○	○			
おもてなし江別	74	57 (A3)	○	○			
リフレッシュ	75	7 (E3)			○		
ラムーン	76	67 (D2)	○	○			

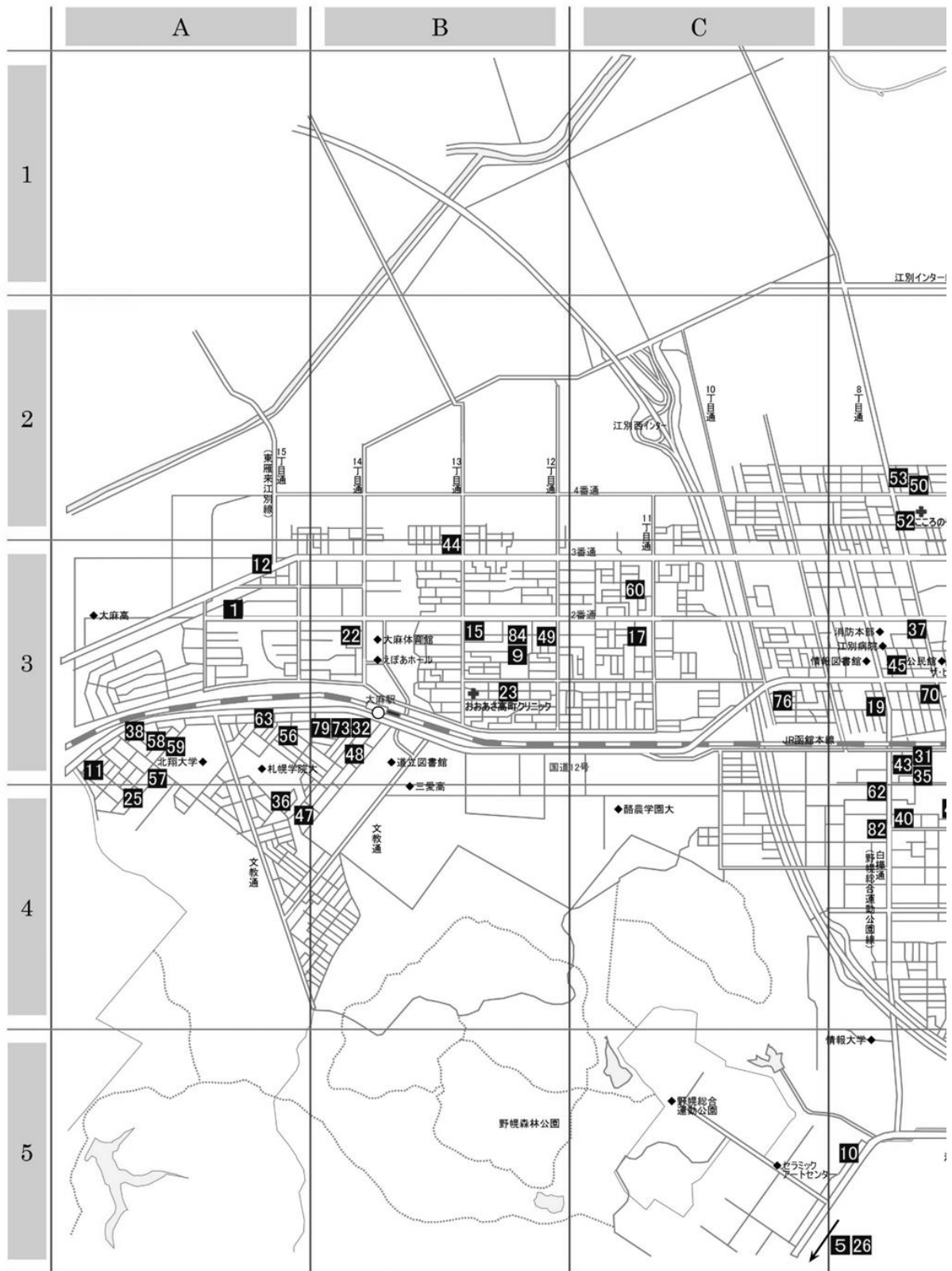
事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	生活介護	施設入所支援	日中一時支援	短期入所	グループホーム
えべつ明友荘	77	2 (F5)	○	○	○	○	
ハビタットのっぽろ	78	5 (D5)	○	○	○	○	
江別緑志苑	79	26 (D5)	○	○			
ニルシ	80	5 (D5)	○		○		
てるす(生活介護)	81	27 (E4)	○		○		
よるのにじ	82	17 (C3)	○		○		
なでしこ	83	3 (E3)	○				
ななかまど	84	2 (F5)	○				
デイサービスセンター 楓	85	84 (B3)	○				
らいぶ	54	4 (E3)			○		
いきいき(日中一時)	86	1 (A3)			○		
風の丘	57	66 (D3)			○	○	
ほいっふ	87	69 (D3)				○	
きずな 寿(すまい)	88	53 (D2)				○	○
グループホームフレンド	89	28 (F5)					○
こころの会	90	29 (E2)					○
明生寮	91	30 (E3)					○
ヘルシオン	92	36 (A4)					○
ケア・クレディ	93	47 (A4)					○
のまる	94	48 (B3)					○
文京の里	95	59 (A3)					○
はなきりん	96	58 (A3)					○
アニズルーム	97	79 (B3)					○
松ぼっくり	98	85 (D3)					○
あんずの華	56	55 (E3)	○			○	○

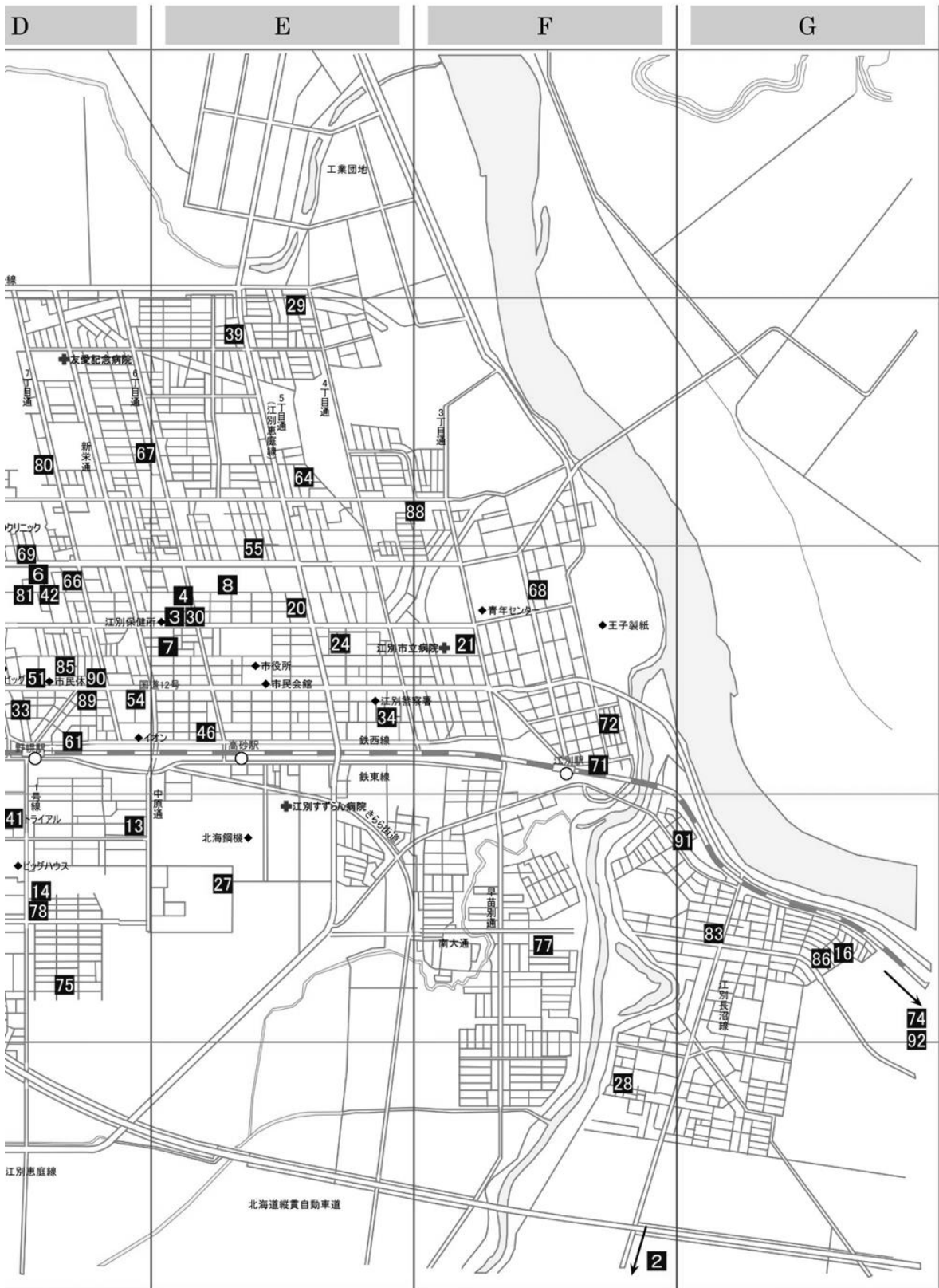
事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	就労移行支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	就労定着支援	地域活動 支援センター	生活訓練
こねくと	99	6 (D3)	○			○		
ecoワーク代々木	100	37 (D3)	○			○		
ecoワークおおあさ	101	32 (B3)	○					
笑くぼ	102	33 (D3)	○					
ジョブクルー(A型)	103	49 (B3)		○				
はみんくプラザ	104	74 (G4)		○				
陽だまりの郷	105	30 (E3)	○		○			
ecoワーク野幌駅前	106	61 (D3)			○	○		
ecoワーク野幌	107	51 (D3)			○			
あすか(就労)	108	3 (E3)			○			
サニースポット	109	38 (A3)			○			
かたつむりの舎	110	52 (D2)			○			
エール	111	62 (D4)			○			
にわとりブラザーズ	112	63 (A3)			○			
菓子工房笑くぼ	113	70 (D3)			○			
アルブル	114	71 (F3)			○			
NOW	115	72 (F3)			○			

日中活動とすまい

就労と作業・余暇

事業所名	ページ	地図番号 (所在エリア)	就労移行支援	就労継続 支援(A型)	就労継続 支援(B型)	就労定着支援	地域活動 支援センター	生活訓練
葉にやんこ	116	73 (B3)			○			
ジョブクルー(B型)	117	77 (F4)			○			
すたーりす	118	86 (G4)			○			
スマイルミー	119	60 (C3)			○			
わらいち	120	88 (E2)			○			
きずな	121	53 (D2)			○			
ジャパニケア	122	91 (G4)			○			
ユニバーサルサポート豊稔	123	92 (G4)			○			
りんご広場	124	35 (D3)			○			
あすか(地活)	125	35 (D3)					○	





資料 8 用語解説

あ 行

医療的ケア（いりょうてきけあ）

人工呼吸器を使用するなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある方に対して、医師や看護師のほか、保護者などが行う、たんの吸引や経管栄養などの日常的な医療に関するケアのことです。

か 行

高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）

脳卒中や交通事故等による脳の損傷が原因で、脳の機能のうち、言語、記憶、注意や情緒といった認知機能に起こる障がいです。

こころのバリアフリー教室（こころのばりあふりーきょうしつ）

障がいのある方への理解を深めるため、出前講座で小中学生を対象に、車いすや白杖を使った障がい疑似体験や介助体験を行い、障がいへの理解を深める教室のことです。

個別支援保育（こべつしえんほいく）

申込みをする年度の4月1日現在で満4歳以上の障がいのある児童を対象に、保育所や認定こども園で実施する保育のことです。

さ 行

指定難病（していなんびょう）

平成27（2015）年1月1日から「難病医療法」が施行され、厚生労働大臣が医療費の助成や障害福祉サービス等の受給対象として指定した難病です。施行当初は110疾病でしたが、令和2（2020）年4月現在では333疾病に拡大されています。

児童福祉法（じどうふくしほう）

戦後、困窮する子どもの保護や救済と共に、次世代を担う子どもの健全な育成を図るため、昭和22（1947）年に制定された児童福祉の基盤となる法律です。社会の変化にあわせて改正を重ね、様々な問題から家庭で暮らすことのできない児童等への施設サービスや、保育所における保育サービス、障がい児に対する通所系サービス等が、この法律に基づき実施されています。

社会的障壁（しゃかいてきしょうへき）

障がいのある方が社会生活を営むうえで妨げとなる社会的制度や慣行のことです。平成 5（1993）年 3 月に政府が策定した「障害者対策に関する新長期計画－全員参加の社会づくりをめざして－」の中で、障がいのある方を取り巻く 4 つの障壁（物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面での障壁、意識上の障壁）があるとされました。

重症心身障がい児（じゅうしょうしんしんしょうがいじ）

重度の肢体不自由と知的障がい重複している状態のことです。その状態にある子どもを重症心身障がい児といいます。

障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のことです。市区町村は、介護給付の申請があった場合にこの区分に関する審査に基づき、認定を行います。「区分 1」から「区分 6」の 6 区分が定められています。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めるとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、障がいに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいのある方の福祉を増進することを目的とする法律で、昭和 45（1970）年に制定され、社会の変化にあわせて改正が重ねられています。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 24（2012）年 6 月に障害者自立支援法を改正する形で公布され、平成 25（2013）年 4 月から施行されました。制度の谷間のない支援をするために障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しがされています。

障害福祉サービス（しょうがいふくしきサービス）

障害者総合支援法に基づき提供される自立支援給付のうち、「介護給付」と「訓練等給付」の各種サービスのことです。

障害福祉サービスを利用する場合、市町村に申請し市町村は福祉サービスの必要性を総合的に判定し、支給決定を行います。支給決定を受けたら、サービス事業者（指定事業者または指定施設）と契約を交わし、サービスの提供を受けます。

自立支援協議会（じりつしえんきょうぎかい）

障害者総合支援法に基づき、市町村が設置するものです。この協議会は、障がいの有無にかかわらず、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域の課題を整理しながら、基盤の整備・推進を図り、課題の解決に向け、定期的に協議する場です。相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、権利擁護・地域福祉関係者、障がい福祉関係団体の代表者等から構成されています。

身体障がい者（しんたいしょうがいしゃ）

身体障害者福祉法の別表に掲げる身体上の障がいがある 18 歳以上の方で、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた方です。

障がいの種別として、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、内部機能（心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能及び免疫機能）の障がいがあります。

精神障がい者（せいしんしょうがいしゃ）

精神障がい（統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患）を有する方のことです。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症の方や、知的障がいや精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方が財産管理（預貯金の管理、遺産分割等財産に関する事）や身上保護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所等の生活に関する事）について、契約などの法律行為を行うときに、本人の意思を出来る限り生かしながら支援する制度で、各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人等が選任され対応します。平成 12（2000）年 4 月の民法改正による禁治産・準禁治産制度に代わり制度化されました。

た 行

地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

障がいのある方が、その有する能力・適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）とは別に、地域や利用者の実情に応じて都道府県や市町村が独自に実施するものです。

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置しています。

知的障がい者（ちてきしょうがいしゃ）

知的障害者福祉法では明確な規定はありませんが、厚生労働省調査（平成 12（2000）年度）により、「知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

通級指導（つうきゅうしどう）

通常学級に在籍する障がいがある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常学級で行いつつ、障がいに応じた個別の指導を「通級指導教室」という特別の指導の場で行う特別支援教育の形態の 1 つです。

特別支援学級（とくべつしえんがっきゅう）

特別支援学級は、小・中学校に知的障がい、肢体不自由等、障がいの種別ごとに置かれる少人数の学級で、障がいに応じた特別な教育を行います。

な 行

難病（なんびょう）

発病の仕組みが明らかでなく、かつ治療法が確立していない疾病であって、長期にわたり療養を必要とするもののことです。難病医療法の施行により、厚生労働大臣の定めた指定難病が医療費助成や障害福祉サービスの対象となっています。

ネット 119（ねっといちいちきゅう）

聴覚や言語機能に障がいのある方が携帯電話やスマートフォンの画面操作で通報ができるシステムで、利用者は緊急時に通報用ウェブサイトから救急又は火災の要件を選択、チャット形式で詳しいやり取りを行うほか、GPS 機能により現在地を自動的に通知することも可能です。

農福連携（のうふくれんけい）

障がいのある方の農業分野における就労及び就労訓練のことで、障がいのある方の工賃水準の向上や農業の支え手の拡大など、「農業」と「福祉」が連携することでそれぞれの課題解決を図る取組です。

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいのある方や高齢者等を含むすべての方が、住み慣れた地域で通常の生活を営み、活動できる社会づくりのことで、

は 行

発達障がい（はったつしょうがい）

自閉症や高機能自閉症、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳の機能の障がいによって起こるものです。

バリアフリー（ばりあふりー）

障がいのある方が社会生活を送る上で障壁（バリア）となるものを除去することです。

道路、建物、交通手段等物理的なものだけでなく、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、すべての人が自由に社会活動に参加できる社会を目指すという考え方です。

避難行動要支援者避難支援制度（ひなんこうどうようしえんしゃひなんしえんせいど）

高齢者や障がいのある方など、災害時に自力での避難が困難な方（「避難行動要支援者」といいます。）が避難の必要なときに孤立することを防ぐために、地域の中でふだんからの声かけや見守り活動などの体制づくりを行う制度です。従前は、「災害時要援護者避難支援制度」でしたが、法律の改正により、災害発生時においては市が把握している全ての対象者情報について、本人の同意なしでも、避難支援する関係者に対して情報提供ができるようになりました。

P D C A サイクル（ピーでいーしーえーさいくる）

計画の立案から評価に至るまでの過程として、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルとして表したもので、事業を実施した結果を成果の視点で評価し、次の改善に結びつけようとする考え方を示しています。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

一般企業での就労が困難な障がいのある方が、福祉施設等で必要な支援を受けながら訓練を兼ねて働いたり、活動等を通して社会参加を図ることです。

法定雇用率（ほうていこようりつ）

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、「労働者の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者の総数の割合」を基準として設定しており、民間企業や国、地方自治体等は、一定以上の割合にあたる障がいのある方を雇用する義務があります。なお、平成 30（2018）年 4 月 1 日から精神障がい者も含まれます。

ボランティア（ぼらんていあ）

自発的に社会公益活動を行う方々やその活動そのものを示します。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動があります。

ま 行

モニタリング（もにたりんぐ）

障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、支給決定期間内に利用状況を確認し、利用の結果、心身の状況、環境や本人の利用の意向等を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行うことです。

や 行

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

障がいの有無、性別、年齢、人種などに関わらず、多様な方が利用しやすい環境や商品などの設計のことです。

要約筆記（ようやくひっき）

聴覚障がいのある方のコミュニケーションを支援するために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳のことです。ノートやホワイトボードに手書きしたり、パソコン等を使用してスクリーンに映したりして行います。

ら 行

ライフステージ（らいふすてーじ）

人の一生における「幼年期」、「児童期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」等に分けた、それぞれの段階のことです。

【用語解説の参考資料】

厚生労働省（障がい者福祉）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/
厚生労働省のホームページで、障がい福祉に関する法令や制度、各種施策などの情報を掲載しています。

北海道（障がい者保健福祉課）

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
北海道のホームページで、障がい福祉に関する各種研修や相談窓口などの情報を掲載しています。

江別市（障がい福祉課）

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/life/1/6/34/>
江別市のホームページで、障がい福祉に関する各種助成制度や手続きなどの情報を掲載しています。

江別市自立支援協議会

<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/fukushi/15809.html>
協議会の活動や、参加されている事業所などの情報を掲載しています。江別市福祉事業所ガイドブック「えべつなび」のPDF版も掲載しています。

WAM NET（ワム ネット）

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>
独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトで、障害福祉サービス事業所などの情報を掲載しています。

障がい者支援・えべつ21プラン

第5期障がい者福祉計画（令和3（2021）年度～令和8（2026）年度）

第6期障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

第2期障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）

令和3（2021）年3月発行

編集 江別市障がい福祉計画等策定委員会

発行 江別市健康福祉部

住所 〒067-8674 江別市高砂町6番地

電話 011-381-1031

FAX 011-381-1073